

平成22年版／平成21年度決算

日新火災の現状 2010

はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
でございます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況についてご説明
するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状2010」
を作成しました。

本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てれ
ば幸いです。

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2お
よび第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業
務及び財産の状況に関する説明資料)です。



会社の概要 (2010年6月24日現在)

社名 日新火災海上保険株式会社
本店所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地
TEL 03-3292-8000 (大代表)
取締役社長 宮島 洋
創業 1908年(明治41年)6月
資本金 203億円
従業員数 2,615名
代理店数 14,819店
URL <http://www.nisshinfire.co.jp>

子会社等
日新火災損害調査株式会社
日新火災総合サービス株式会社
日新情報システム開発株式会社
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2010年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

日新火災の現状 2010

目次

日新火災の現状

トップメッセージ・経営理念	2
お客さまにご満足いただくために	4
トピックス	9

経営について

東京海上グループ概要	12
経営戦略	14
代表的な経営指標	17
2009年度の事業概況	22
内部統制基本方針	24
コーポレート・ガバナンスの状況	26
CSRの取り組み	28
コンプライアンスの徹底	30
情報開示	34
勧誘方針	34
リスク管理	35
資産運用	39
お客さま情報への対応	40
募集制度	43

商品・サービスについて

保険の仕組み	46
個人向け保険商品	50
個人向けサービス	52
企業向け保険商品	54
企業向けサービス	55
新商品の開発状況(主な料率改定)	56

業績データ

事業の状況	58
経理の状況	70

コーポレートデータ

沿革	110
株式の状況	111
会社の組織	113
役員の状況	114
従業員の状況	117
企業集団の状況	118
設備の状況	120
損害保険用語の解説	121
店舗の一覧	124
店舗ネットワーク	131

トップメッセージ・経営理念



取締役社長 宮島 洋

日頃より、当社業務につきましては、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念として掲げ、その実現を図っていくため、諸施策を実行してまいりました。2007年度にスタートしました5ヵ年の中期経営計画におきましては、「強固な内部統制を土台とした損害保険サービス業への再創造」「お客さま本位における業界トップランナーの位置を占める企業となること」を目指す姿として明確化し、商品・サービス、組織、業務のあり方等すべてをお客さまの視点で見直し、お客さま本位のビジネスモデルをさらに発展させるためにさまざまな課題に取り組んでまいりました。また、2009年度から東京海上グループの新中期経営計画「変革と実行 2011」がスタートしましたが、グループにおいて、国内リテール市場での成長を担う保険会社として、独自のビジネスモデルにさらに磨きをかけ、東京海上グループの企業価値の向上に繋げるべく取り組みを進めております。



経営理念

**日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。**

- 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

これからも、当社は、経営理念の実現に向け、コンプライアンスと適正な業務運営の徹底を図り、最も誠実で真面目な、また内部統制が最も貫かれた「お客さま本位の保険会社」として、あらゆる業務について、お客さまの声に基づいた改善に継続して取り組んでまいります。

お客さま本位のトップランナー企業の実現を目指し、全社一丸となって努力していく所存でございます。今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年7月

お客さまにご満足いただくために

当社は、「お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社」を目指し、全社員がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さま満足度の向上に向けて会社業務全般の改善に取り組んでいます。

「お客さまの声」への対応

「お客さまの声」対応基本方針

当社は、2008年4月に「お客さまの声」対応に関する姿勢を明確にするため、経営理念をもとに「お客さまの声」対応基本方針を策定しました。「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質を改善し、また「お客さまの声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」対応基本方針

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に活かします。

「ISO10002」規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)」に準拠した苦情対応態勢の仕組みの見直しを図りました。

そして、当社の「お客さまの声」対応が「ISO10002」に適合していることを第三者の支援を得て自ら確認し、創立100周年となる2008年7月1日に自己適合宣言を行いました。

※「ISO10002」は2004年に発行された国際規格です。苦情対応のためのガイドライン(指針)を示すものであり、審査登録機関による第三者認証制度は存在せず、企業自らの責任で適合を宣言することができます。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

「お客さまの声」の受付窓口

当社ではお客さまのご契約を担当する代理店を通じて、また全国の営業店や損害サービスセンターの各拠点、テレホンサービスセンター等のお客さま相談窓口等で「お客さまの声」を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

なお、いずれの窓口にご連絡いただきましても専門スタッフが責任をもって対応しています。

■ 最寄りの営業店・損害サービスセンター

(P.124「店舗の一覧」をご参照ください。)

ご契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業店に、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービスセンターにお問い合わせください。(受付時間 9:00~17:00・土日祝除く)

■ テレホンサービスセンター(0120-25-7474)

万一のときの事故受付をはじめ、商品や営業サービス、事故サービスに関するご照会等をいつでもお気

軽にご相談いただけるよう「テレホンサービスセンター」を設置し、休日・夜間でも専門スタッフが対応しています。(受付時間 24時間365日)

・2009年度受付件数 142,572件(うち苦情 2,213件)

■ お客さま相談室(0120-17-2424)

本社のお客さま相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置しています。お客さまからの各種商品内容やサービス内容に関するご照会、当社の営業活動や事故対応等に係るご意見・ご要望および当社や当社代理店へのご不満に専門スタッフが対応しています。

(受付時間 9:00~17:00・土日祝除く)

・2009年度受付件数 9,086件(うち苦情 880件)

■ ホームページ照会窓口

(<http://www.nisshinfire.co.jp>)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用窓口を設置し、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、日新火災へのご意見等を承っています。

アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的に
お聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施し
ています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努
め、代理店とともにお客さま満足を追求し、今後のサー
ビス品質の向上を図っていきます。

■「お客さまの評価」アンケート

ご契約時や保険金支払時に、当社および代理店のお
客さま対応に関する評価を直接お聴きする取り組みと
して随時実施しています。

ご契約時のアンケートはインターネット上にて、保
険金支払時のアンケートは郵送にて実施しており、
毎月約2,500名のお客さまから回答をいただいでいま
す。

お客さまからいただいたご意見や分析結果につつま
しては、今後の業務改善にいかしていきます。

■自動車保険に関するアンケート

2004年度から自動車保険のご契約者を対象に実
施しています。

2009年度のアンケートは全国のご契約者の中か
ら無作為に抽出した3,000名を対象に実施し、813
名のお客さまからご回答をいただきました。

調査項目は「自動車保険の選択理由」をはじめ、「契
約時のご説明に対する満足度」や「今後の代理店との
取引継続意向」等、全42項目にわたっています。

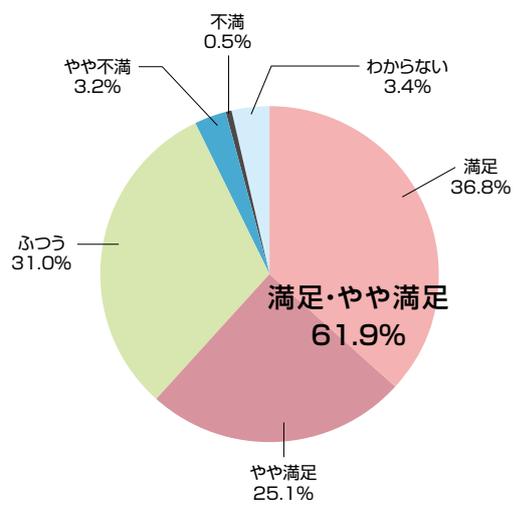
「自動車保険を契約する際の、代理店の対応や補償・
サービスを含めた全体の満足度」は、「満足・やや満
足」が61.9%、「ふつう」が31.0%、あわせて92.9%
のお客さまからご納得以上の評価をいただきました。

また「今後の代理店との取引継続意向」については、
84.9%のお客さまから「取引を継続したい」と回答を
いただきました。

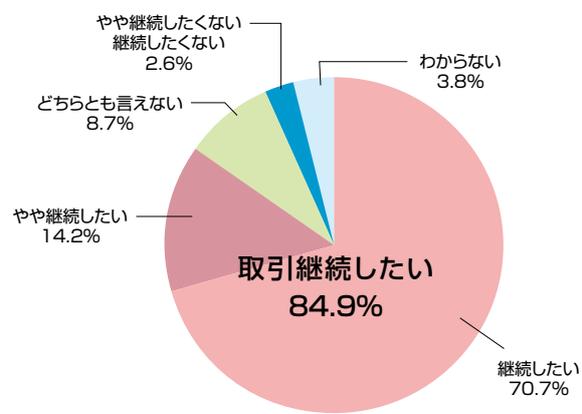
その中のご意見では「信頼できる」「契約者の立場に
たって親身な対応をしてくれる」「親切・丁寧で安心」と
いった声を数多くいただいています。

2009年度 自動車保険に関するアンケートより

●自動車保険の総合満足度



●代理店との取引継続意向



お客さまにご満足いただくために

お客さまからの苦情への対応

「苦情」とは

当社では、苦情を「お客さまから不満足の原因がわかったもの」と定義し、幅広く受け止めています。寄せられた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」を稼働させるなど、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を登録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等はホームページにも開示しています。

(当社ホームページ：http://www.nisshinfire.co.jp)

■2009年度苦情受付件数

	累 計
1.契約・募集行為	-
(1)商品内容(補償内容等)	6
(2)契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	275
(3)募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	362
(4)契約内容・条件等の説明不足・誤り	368
(5)契約の引受(条件・制限等)	54
(6)保険料の計算誤り	72
(7)接客態度	75
(8)帳票類(申込書・請求書・パンフレット等)の内容	39
(9)その他	140
小 計	1,391
2.契約の管理・保全・集金	-
(1)証券未着・誤り	653
(2)分割払・口座振替対応	143
(3)契約の変更手続き	333
(4)契約の解約手続き	306
(5)満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	11
(6)接客態度	19
(7)その他	143
小 計	1,608
3.保険金	-
(1)保険金のお支払い金額	464
(2)対応の遅れ・対応方法	1,008
(3)保険金お支払いの可否	28
(4)接客態度	606
(5)その他	2
小 計	2,108
4.その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	40
合 計	5,147

中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界関連の紛争解決機関

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情のお申し出から、原則として2 ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。
(http://www.sonpo.or.jp)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)のお支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。
(http://www.jibai-adr.or.jp)

(財)交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせんおよび審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご参照ください。
(http://www.jcstad.or.jp)

「お客様の声」を施策にいかす取り組み

お客様サービス部

お客様からお寄せいただいた苦情やアンケート等のご意見については、「お客様の声」を施策にいかすための専任組織であるお客様サービス部において一元管理し、苦情再発防止策を検討するとともに、業務プロセスや商品の改善など当社の施策に役立てていきます。

お客様の声をかたちに。委員会

お客様にご満足いただけるサービス提供を実現するため、代表取締役を委員長とする取締役会委員会「お客様の声をかたちに。委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客様の声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進しています。

お客様の声活用システム

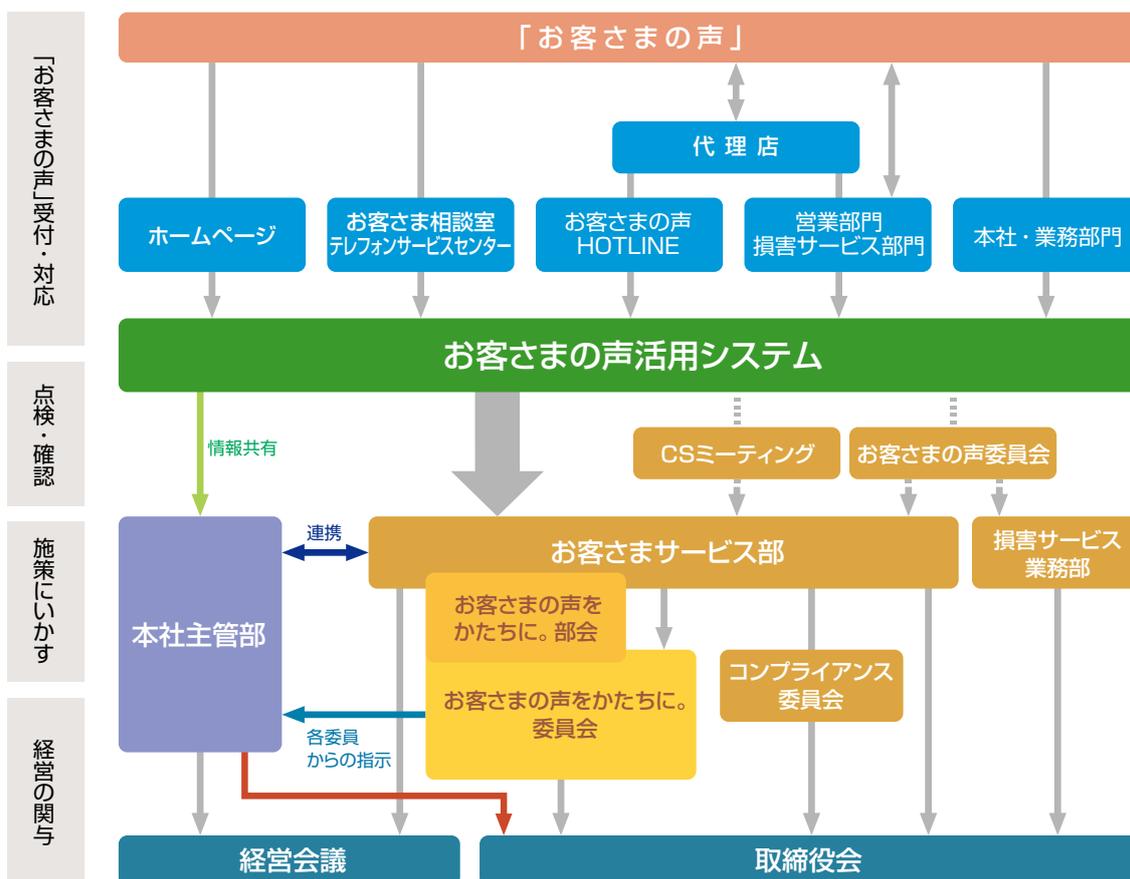
「お客様の声」や「代理店の声」、またお客様の視点に立った「社員の声」等を一元管理するために、2005年8月からお客様の声活用システムを稼働しています。受付情報および対応経過も全て一元管理され、閲覧が必要な社員は即時に情報共有することができます。

・2009年度入力総件数 6,633件

お客様の声委員会

損害サービス部門における苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検等を行うため、「お客様の声委員会」を本社および各損害サービス部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払に努めています。

「お客様の声」対応態勢



お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」をもとに実施した改善事例

●お客さまの声(苦情、ご意見、ご要望)

●改善事例

事例1 「休日・夜間でも契約内容変更の手続きをしてほしい」という声への改善策

子どもが急に車の運転をすることになったので、今すぐ年齢条件の変更をしたいが、休日のため代理店とは連絡が取れなくて困っている。

休日や営業時間外に自動車保険のご契約内容の変更手続きを行う「日新火災ご契約変更デスク」(フリーダイヤル0120-616-898 / 営業時間: 平日9:00~20:00、土日祝日9:00~17:00)を設置いたしました。ご契約変更デスクでは事務手続きを簡略化し、電話でお手続きが完了する体制を整えました。

事例2 「クレジットカードでの支払手続きが複雑」という声への改善策

クレジットカード払を希望したが、手続きが面倒だった。

2010年6月より、携帯電話にクレジットカード番号を登録していただく方式に変更しました。専用伝票等は使用しないため、これまでと比べ、一旦カードをお預かりすることもなく簡単な手続きでお支払いいただけるようになりました。

事例3 「『変更手続き完了のお知らせ』がわかりづらい」という声への改善策

「変更手続き完了のお知らせ」(承認書)が届いたが、ハガキだったため、重要なものと思わずに見過ぎてしまった。また、変更した項目しか表示されていないため、わかりづらい。

封書形式に改善しました。また、変更された項目のみ記載しておりましたが、わかりやすさの観点から、変更後の契約内容全体を表示するよう改善しました。

事例4 「申込書等のお客さま控が読みづらい」という声への改善策

契約手続き後、申込書のお客さま控を見ているが、文字が薄くて読みづらい。

契約申込書等の複写式帳票ではお客さま控が一番後ろにあるため、筆圧によっては文字が薄くなり、不鮮明になってしまう場合があります。自動車保険についてはお客さま控を先頭ページとする対応を実施していましたが、自動車以外の種目についても、先頭ページとし、鮮明になるように改善しました。

事例5 「ロードサービスの手配をもっと早くしてほしい」という声への改善策

ロードサービスを依頼した際、手配完了まで時間がかかった。

これまで、ロードサービス(ドライビングサポート24)は当社テレホンサービスセンターを経由して手配していましたが、直受けフリーダイヤル(0120-097-365)を設置しました。

あわせて、携帯電話のWEBサイト「日新火災モバイルサイト」に、フリーダイヤルを掲載しました。

●日新火災モバイルサイト <http://mobi.nisshinfire.co.jp>

トピックス

コールセンターが「問合せ窓口格付け」で三つ星を獲得

当社のコールセンターが、サポートサービス業界のメンバーシップ団体HDI(Help Desk Institute)の日本組織HDI-Japan(ヘルプデスク協会)が実施した、2009-2010年度損害保険業界の「HDI問合せ窓口格付け調査結果」において、『三つ星(最高位)』を獲得しました。

審査は「保険商品を検討する際の申し込み前の問い合わせ～初めて利用するために情報やサポートを得る」をテーマに、「平均応答速度、通話時間、繋がりやすさ、初回コンタクト解決率、顧客満足度、サービス体制、コミュニケーション、対応スキル、対応処理手順、困難な対応」の各項目から総合的に行われ、当社のお客さま問合せ窓口「テレフォンサービスセンター」は「質問をよく吟味し、レベルにあわせた対応を提供しようという姿勢が感じられた」という評価を受けました。

今後も、当社の経営理念である「お客さま本位」-「安心を実感していただける的確で誠実な対応」を実践し、さらなるサービスの向上に努めていきます。

代理店の商品説明話を競う「トークコンテスト」開催

2010年2月4日、中核を担うプロ代理店等で構成されるTALKクラブによる保険販売話を競うトークコンテストの決勝大会を東京本社にて開催しました。

本コンテストは、代理店のお客さまに対する適切な商品説明スキルや販売スキルの向上を狙いとして2007年度から始めたものです。3回目の開催となる今回の決勝大会では、全国9ブロックの予選を勝ち抜いたTALKクラブ会員9店による準決勝および決勝が行われ、同じ場面設定のもと、40分以内で日新火災の火災保険の新商品「住宅安心保険」をいかにわかりやすく伝えるかをロールプレイング方式で競いました。

審査は、全国の代理店代表者および日新火災役員のほか、外部有識者として招いた保険ジャーナリストの鬼塚真子氏を審査員として行われました。審査項目は「テクニカルパート」と「コミュニケーションパート」で構成され、説明の正確性のみならず、ユーモアやわかりやすさの観点からも審査が行われました。また今年度から、審査の目線を代理店目線からお客さま目線へと変更し、いかに「説明したか?」よりもいかに「伝

わったか?」を重視することとしました。

決勝戦は、ユーモアあふれる説明や具体的なエピソードを用いた説明など、それぞれに個性的であり大変な接戦となりましたが、「いかにわかりやすく伝わったか」という今大会のコンセプトに合致した説明でわずかにリードした「山進」の山下浩二さん(東海ブロック代表・三重サービス支店)が優勝しました。審査員からは「正確さとユーモアのバランスが良い」「わかりやすく伝えるための工夫がされていた」等の高い評価を受けました。トークの内容は映像化し代理店教材として利用するほか、今後の販売ツール類等の改善に向けた参考材料として利用していきます。

日新火災は、今後もこうした取り組みを通じて、代理店とともに、お客さまに信頼いただける保険販売態勢の充実に取り組んでいきます。



トピックス

交通弱者補償特約の収益の一部で
交通遺児への援助活動を支援

当社は、社会貢献活動の一環として、新総合自動車保険「VAP」の特約「交通弱者補償特約」の収益の一部である100万円を、交通遺児への援助活動を行う「特定非営利活動法人 交通遺児等を支援する会」へ寄付しました。

これは、近年、交通事故の死亡者数が減少傾向にあるとはいえ、交通事故により精神的、身体的、経済的負担を強いられている被災者家族が依然として存在している状況を鑑み、当社が、交通遺児への援助活動を行う「特定非営利活動法人 交通遺児等を支援する会」の趣旨に賛同し、交通弱者補償特約の収益の一部を寄付することとしたものです。

当社の販売する交通弱者補償特約とは、交通事故の被害者を手厚く補償する目的で2008年11月に新設したもので、歩行者等の交通弱者を死亡またはケガをさせてしまった場合に、対人賠償責任保険では補償の対象とならない被害者の過失割合の部分について補償する特約です。「被害者の過失割合分についても自分の保険でカバーしたい」というお客さまからのニーズに応じて開発したもので、特約発売以降1年間で、当社の自動車保険ご契約者の約4分の1の方が付帯されています。

当社は今後もこのような本業を通じた取り組みにより、地域・社会への貢献活動に積極的に取り組んでいきます。



左から当社 松井取締役、
特定非営利活動法人 交通遺児等を支援する会 山崎事務局長

保険法の改正対応

保険法(平成20年法律第56号・2010年4月1日施行)の改正に伴い、当社は、保険商品の約款を改定するとともに、保険募集や保険金支払の取扱実務の見直しを行いました。あわせて、お客さまに保険契約について適切にご理解いただけるよう、約款を平易化するとともにパンフレット等をわかりやすく改善しました。

ご契約の手続きや取り扱いに関する主な改定事項としては、契約時にお客さまにお申し出いただく「告知義務」について、「危険(損害の発生する可能性)に関する重要な事項」で「当社が告知を求めたもの」(告知事項)に係る義務として明確化しています。また、契約締結後に契約の前提となった条件が変更となったことによりお客さまにご通知いただく「通知義務」について、『告知事項』について「危険が増加」した場合に遅滞なく通知する義務』として明確化しました。傷害保険や医療保険において、保険契約者と被保険者が異なる場合で被保険者以外の方が保険金を受け取る契約については、被保険者の同意がないと、契約が無効となること、被保険者の同意がない契約や同意があっても家族関係等の事情が契約時から著しく変化した場合、被保険者から契約の解除を求めることができるものとなりました。また、がん保険等の長期医療保険において、契約者の債権者等が、医療保険等に対する解除権を行使して、解除に係る返還保険料を債権に充当することがありますが、その場合に、被保険者が1ヵ月以内に解除に係る返還保険料相当額を支払うことにより、契約を存続させることができる「介入権」の制度を導入しました。

保険金のお支払いに関する主な改定事項としては、事故が発生した場合の保険金支払期限について、30日以内に支払うことを基本とした上で、期限を延長できる場合とその日数を具体的に定め、その適用にあたってはお客さまにご案内を行うこととしました。また、賠償責任保険における賠償保険金について、被害者が他の債権者等に優先して受け取ることができる「先取特権」を規律し、自動車保険の賠償保険金等については、原則として被害者に直接保険金をお支払いすることとしました。

経営について

東京海上グループ概要	12
経営戦略	14
代表的な経営指標	17
2009年度の事業概況	22
内部統制基本方針	24
コーポレート・ガバナンスの状況	26
CSRの取り組み	28
コンプライアンスの徹底	30
情報開示	34
勧誘方針	34
リスク管理	35
資産運用	39
お客さま情報への対応	40
募集制度	43

東京海上グループ概要

東京海上ホールディングスの業務内容

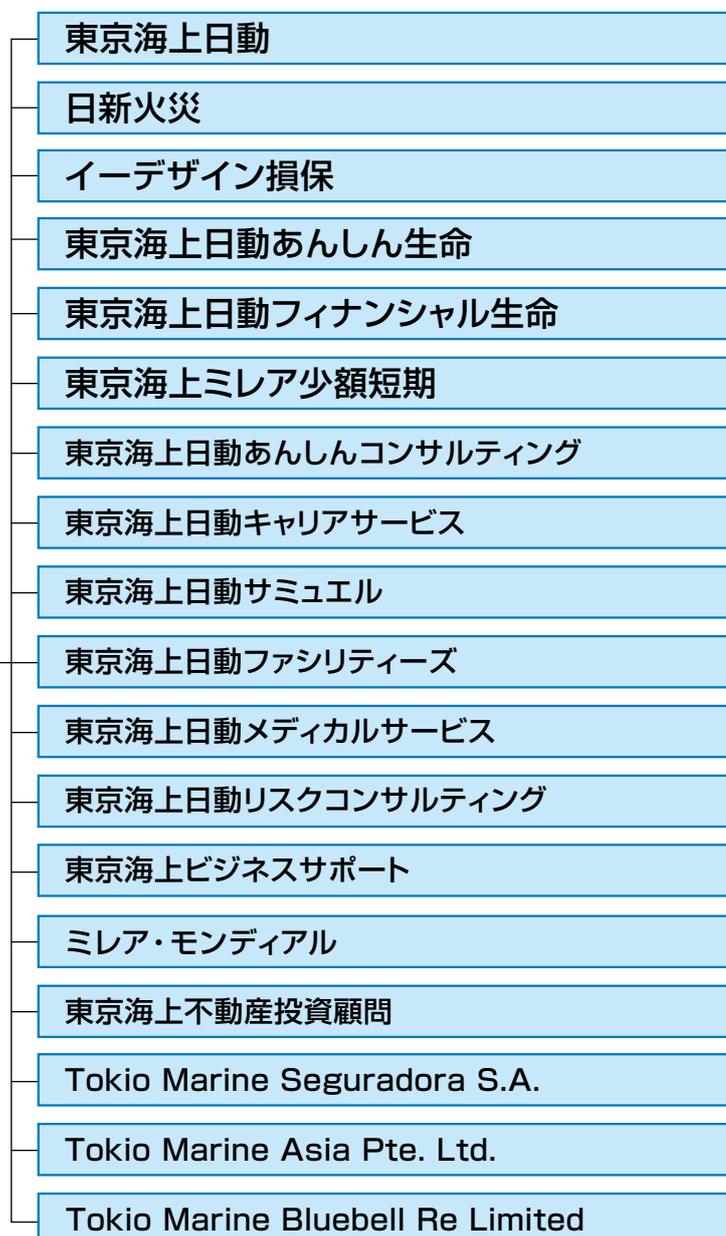
東京海上ホールディングスは、グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上ホールディングスが直接出資する会社

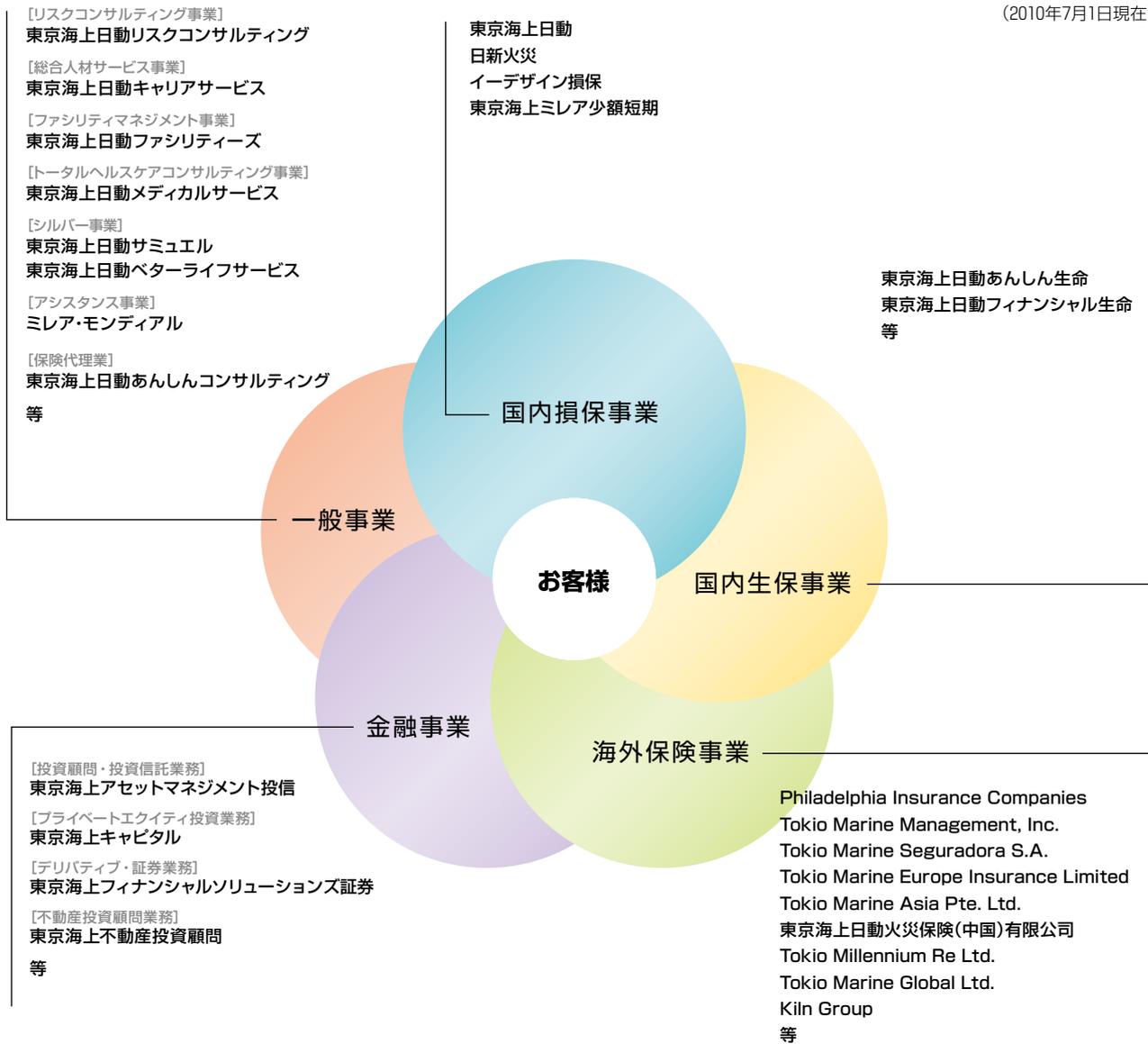
(2010年7月1日現在)

東京海上ホールディングス(上場持株会社)



東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2010年7月1日現在)



海外ネットワーク

(2010年3月31日現在)



現
状

総
務
課

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経営戦略

東京海上ホールディングスの経営戦略

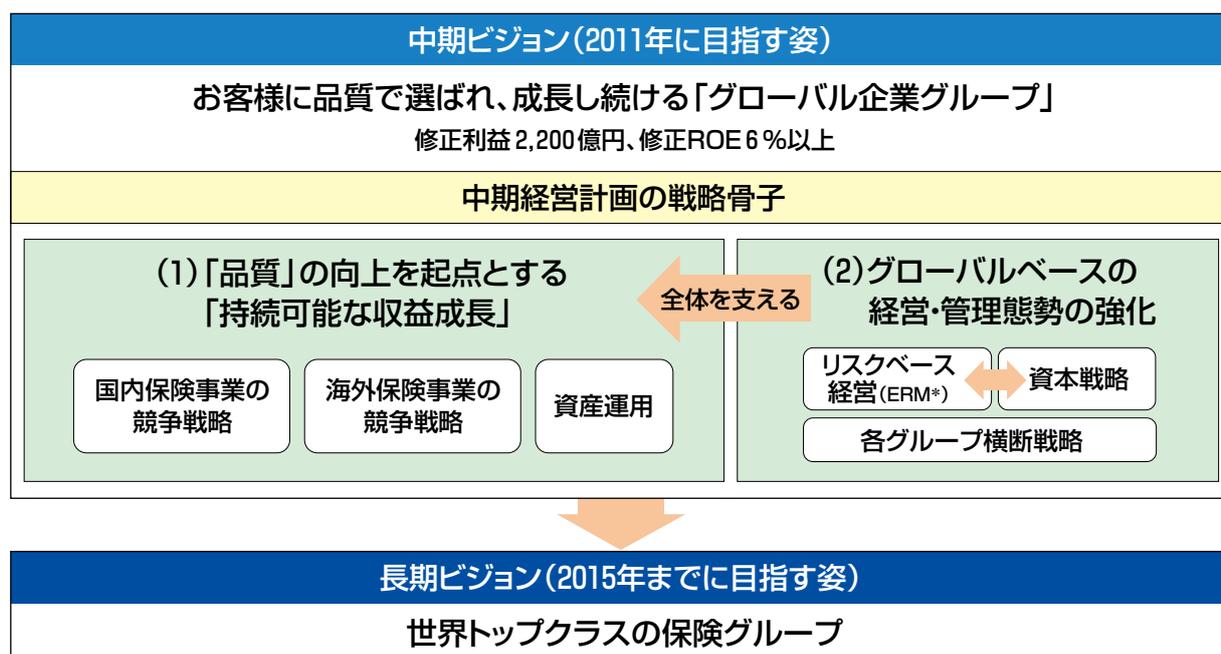
東京海上グループは、全世界のグループ会社におけるCSR経営の実行を通じて、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーへ提供する価値を向上させ、社会とともに持続的に成長・発展し、グループ企業価値を永続的に高めていきます。

2009年度からスタートした3か年のグループ中期経営計画「変革と実行 2011」では、厳しい事業環境のもとでも持続性のある成長を実現していくために、グループ各社が提供する商品・サービス、業務プロセスがお客様から「品質」で選ばれ、かつグローバルに競争力を発揮できる態勢の構築を目指していきます。

中期経営計画「変革と実行 2011」

1. 全体像

中期経営計画「変革と実行 2011」で東京海上グループが目指す姿は、「お客様に品質で選ばれ、成長し続ける『グローバル企業グループ』」であり、以下に掲げる2つの戦略骨子のもと、企業価値の最大化を実現していきます。

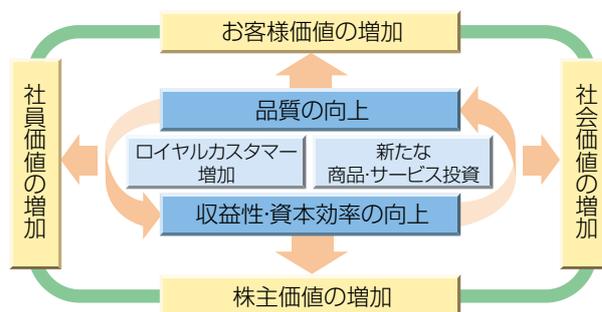


*ERM : Enterprise Risk Management

ここでいう「品質」とは、商品・サービスのわかりやすさや利便性、正確で迅速な業務プロセス、財務の健全性等、東京海上グループのあらゆる事業活動に関わる「品質」を意味し、「品質」の向上が持続可能な収益成長のために最も重要であると考えています。

(1)「品質」の向上を起点とする「持続可能な収益成長」

東京海上グループが持続的に成長するためには、グループ内の全ての会社が「品質」の向上を起点とする右記の「拡大成長サイクル」を実現することが必要であり、この循環を通じて全てのステークホルダーの価値を持続的に増加させていきます。



「品質」の向上を起点とする「拡大成長サイクル」

(2)グローバルベースの経営・管理態勢の強化

国や地域に関係なく、全てのステークホルダーに高い価値提供を行い、さらにその実現のためにグループ内の経営資源をボーダレスに活用できる経営・管理態勢を構築・強化していきます。

中でも、今後、会計基準や保険会社の監督規制等が大きく変わろうとしていることを踏まえ、「リスクベース経営(ERM)」に必要なインフラ構築に特に強力に取り組んでいきます。

2. 定量ビジョン(数値目標)

中期経営計画(2011年度)では、修正利益2,200億円、修正ROE6%以上を目指します。

また修正利益に占める各事業の構成比率は、中核事業である国内損害保険事業を軸に海外保険事業および国内生命保険事業をさらに拡大させ、全体としてバランスの取れた事業ポートフォリオの構築に一層注力していきます。

事業ドメイン		2008年度実績	2009年度実績	2010年度計画	2011年度に目指す姿 (定量ビジョン)
修正利益	国内損害保険事業	51億円	462億円	430億円	1,150億円
	東京海上日動	169億円	546億円	450億円	1,150億円
	日新火災	△107億円	2億円	20億円	50億円
	その他	△11億円	△86億円	△40億円	△50億円
	国内生命保険事業	△572億円	520億円	320億円	400億円
	東京海上日動あんしん生命	△60億円	322億円	330億円	350億円
	東京海上日動フィナンシャル生命他	△512億円	198億円	△10億円	50億円
	海外保険事業	208億円	765億円	600億円	600億円
	損害保険事業	232億円	697億円	590億円	570億円
	元受	33億円	371億円	340億円	400億円
	再保険	199億円	325億円	250億円	170億円
	生命保険事業	△7億円	78億円	20億円	60億円
	金融・一般事業	△211億円	△94億円	10億円	50億円
	グループ合計	△525億円	1,654億円	1,360億円	2,200億円
グループ合計ROE	△1.7%	5.8%	4.3%	6.0%以上	

※収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。

※海外保険事業合計では、内訳には賦課されていない費用を差し引いています。

<修正利益の定義>

(1)損害保険事業

修正利益=当期純利益+異常危険準備金等繰入額+価格変動準備金繰入額
-ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益-保有株式・不動産等に関する売却損益・評価損-その他特殊要素
(各調整額は税引き後)

(2)生命保険事業

修正利益=エンベディッド・バリューの当期増加額-増資等の資本取引
(一部の生保については(3)の基準により算出(利益については本社費等を控除))

(3)その他の事業

財務会計上の当期純利益

経営戦略

日新火災の中期経営計画

当社は、2007年4月から、5か年の中期経営計画をスタートさせました。この計画は、2008年度までを前期、2009年度以降を後期として策定しています。後期のスタートにあたる2009年度は、お客さま本位を実践する販売網の拡充、ものづくりの知見をいかした新火災保険の投入、損害サービスにおける標準業務プロセスの定着等により、当社独自のお客さま本位のビジネスモデルを発展させる取り組みや内部統制の強化を実現してきました。

2010年度につきましても、損害保険業界におけるお客さま本位のトップランナーの実現に向けて、課題を着実に遂行していきます。

中期経営計画の目指す姿

1. 一番誠実で真面目な、また内部統制が最も貫かれた「お客さま本位の保険会社」として、損害保険業界のトップランナーとしての位置を占める企業
2. 国内のリテール損害保険市場において「損害保険業」から「損害保険サービス業」へと業務全般のあり方を見直し、お客さまのニーズや信頼に効果的に応え得る企業
3. 東京海上グループ各社との共同取り組みによって業容の拡大を達成し、東京海上グループの一員としてより存在感のある企業
4. 独自のビジネスモデルを用いて成長力を維持し、より効率的に事業運営を行う企業
5. 社員が「お客さま本位」の理念を共有し、自らの業務に具体化している企業

中期経営計画の概要

1. お客さま本位の事業展開

お客さまのニーズに合致し、シンプルでわかりやすい商品の提供や丁寧でわかりやすい募集ツールの整備、代理店指導の強化とカスタマーサービスセンターの業務拡大による均質で高品質な説明態勢の強化、親身で丁寧な損害サービスの提供と公正で適正な保険金支払等、募集から保険金支払に至るまでのすべての業務プロセスを見直していきます。

2. 事業展開を支えるインフラの充実・効率化

当社独自のビジネスモデルを実践できる社員の育成や女性社員・高齢者人材の活躍の場の拡大等人材の育成と能力向上を図り、カスタマーサービスセンター機能の充実やインターネットの活用および機能を重視した代理店制度の導入等お客さまへのサービス提供基盤の充実化、東京海上グループとの共同・連携の取り組みによるグループインフラの共同利用・活用等お客さまサービス力の拡大に向けた効率化に取り組みます。

3. 内部統制の強化

内部統制や内部監査等の態勢強化により、代理店の業務を含む当社全体の業務を横断的にチェックするとともに、内部統制基本方針に則った業務運営がなされているかという観点から各部門の業務の監督を行い、「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」ならびに「資産の保全」という内部統制の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を確保していきます。また、個人情報保護に配慮した上での苦情の公表や当社に係る不祥事件の公表等、当社にとってのマイナス情報をも公開し、企業運営の透明性を拡大していくことに取り組みます。

代表的な経営指標

2009年度 代表的な経営指標

年度		2008年度(平成20年度)	2009年度(平成21年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		135,916百万円 (△4.1%)	131,876百万円 (△3.0%)
正味損害率		62.6%	64.6%
正味事業費率		38.4%	39.2%
保険引受利益(対前期増減率)		3,231百万円 (-)	△1,945百万円 (△160.2%)
経常利益(対前期増減率)		△16,179百万円 (△716.9%)	6,423百万円 (-)
当期純利益(対前期増減率)		△10,315百万円 (△625.6%)	4,281百万円 (-)
ソルベンシー・マージン比率		737.9%	747.7%
総資産額		443,040百万円	439,481百万円
純資産額		64,483百万円	72,388百万円
その他有価証券評価差額		7,293百万円	15,912百万円
リスク管理債権の状況	破綻先債権	2,249百万円	752百万円
	延滞債権	908百万円	1,799百万円
	3カ月以上延滞債権	-	-
	貸付条件緩和債権	994百万円	1,035百万円
	リスク管理債権額	4,152百万円	3,586百万円
資産の自己査定結果	Ⅱ 分類	2,576百万円	2,750百万円
	Ⅲ 分類	1,225百万円	1,342百万円
	Ⅳ 分類	2,364百万円	1,482百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	6,166百万円	5,575百万円

現
状

経営
状況

商品・サービスについて

業績データ

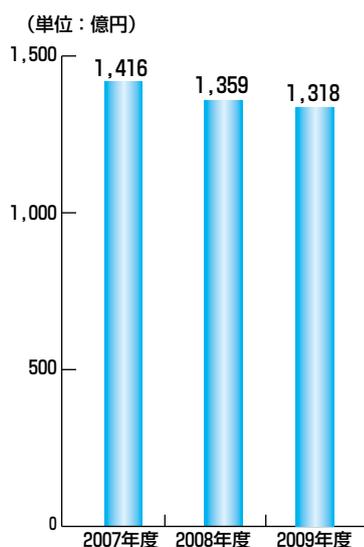
コーポレートデータ

代表的な経営指標

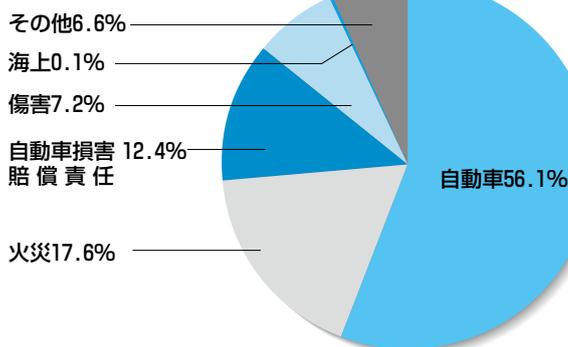
正味収入保険料(対前期増減率)

1,318億円(△3.0%)

●正味収入保険料の推移



種目別構成比



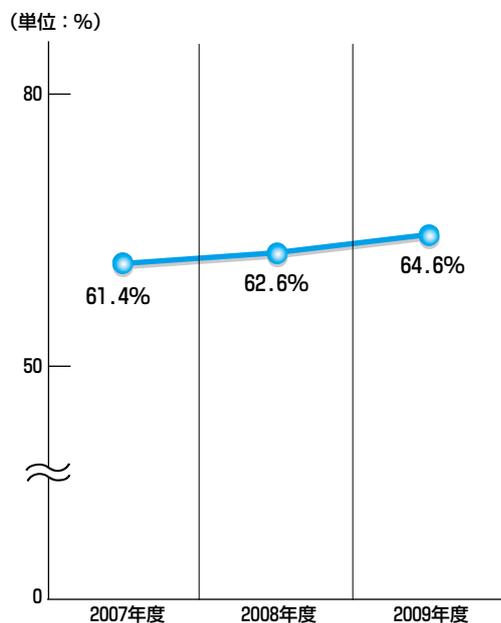
●正味収入保険料

ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来ご契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

64.6%

●正味損害率の推移



●正味損害率

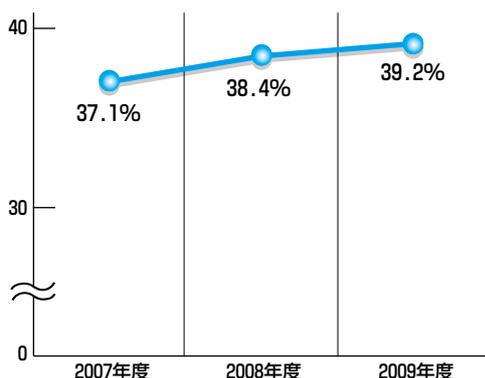
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

正味事業費率

39.2%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

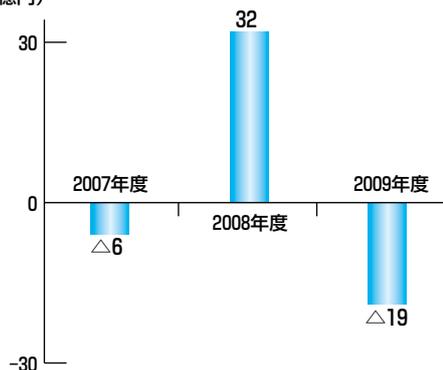
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

保険引受利益(対前期増減率)

△19億円(△160.2%)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

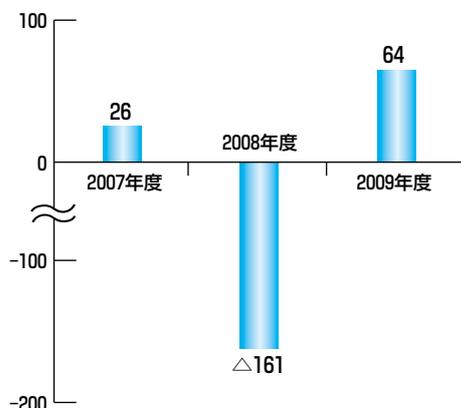
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

64億円(-)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

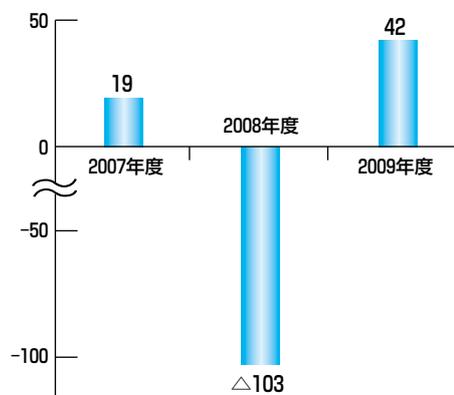
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

42億円(-)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

上記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生した全ての取引によって生じた損益を示すものです。

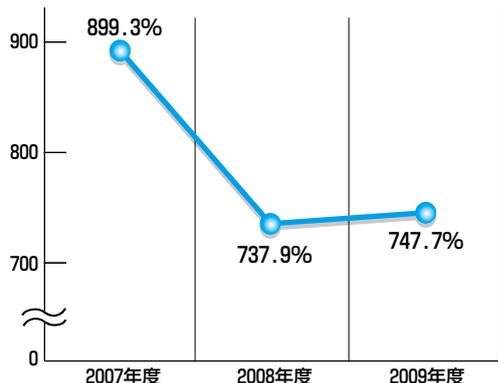
代表的な経営指標

ソルベンシー・マージン比率

747.7%

●ソルベンシー・マージン比率の推移

(単位：%)



●ソルベンシー・マージン比率

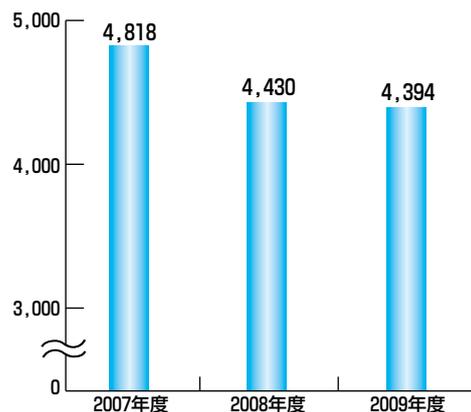
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

4,394億円

●総資産の推移

(単位：億円)



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

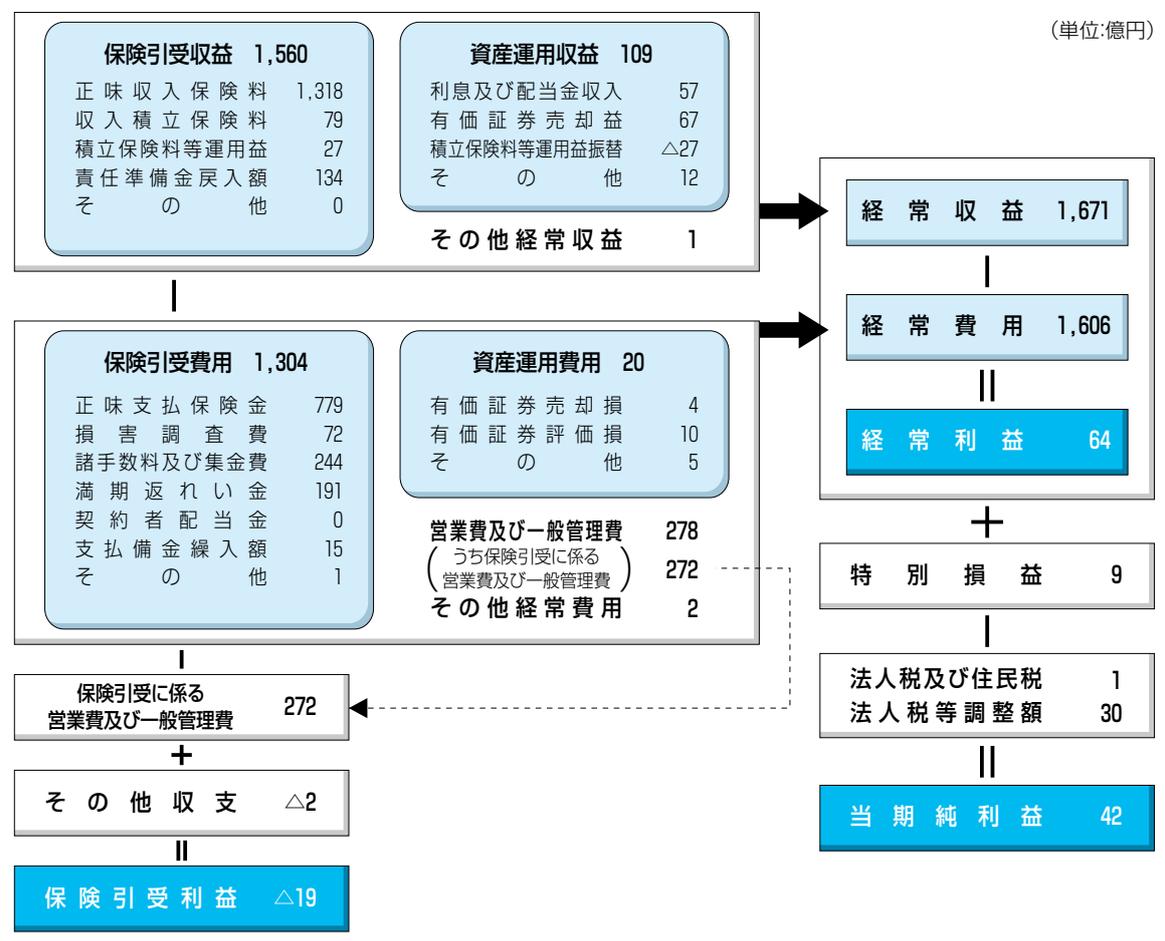
取得格付 (2010年7月1日現在)

●スタンダード アンド プアーズ(S&P) **A+** / 安定的 *1

●格付投資情報センター(R&I) **AA** / 安定的 *2

*1 保険財務力格付 *2 発行体格付

決算の仕組み(2009年度)



代表的な経営指標の用語説明

- 純資産額**
 損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。
- その他有価証券評価差額**
 「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
- リスク管理債権**
 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。
- 自己査定**
 損害保険会社としての資産の健全化をはかるために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、I、II、III、IVの4段階に分類します。このうち、I分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。II、III、IV分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(II+III+IV)」です。

2009年度の事業概況

営業の経過および成果と今後の課題

2009年度のが国経済は、2008年度後半以降の世界的な経済情勢悪化の影響を残したままスタートしました。その後、新興国経済の拡大に伴う輸出の増加や政府の経済対策による個人消費の持ち直し傾向がみられたものの、景気は自律的な回復に至らず、失業率が高水準にあるなど厳しい状況が続きました。

損害保険業界におきましては、自動車保有台数の低迷、物流取引量の減少、自賠責保険の料率引き下げ等の影響により保険料が減収となりました。

こうした状況の中、2009年度は東京海上グループの中期経営計画「変革と実行 2011」がスタートし、また、当社の5カ年の中期経営計画も後期3カ年に入りました。当社は、「独自のビジネスモデルを磨き上げ、成長性と生産性を高める」ことを命題に、「お客さま本位のトップランナー」、「損害保険サービス業への進化」をキーコンセプトとして、各課題を着実に遂行しました。

当期の業績

経常収益は、正味収入保険料が減収となったものの、資産運用収益の増加等により、前期に比べ10億円増加し、1,671億円となりました。

一方、株価が回復するなど金融市場が落ち着きを取り戻したことから、有価証券評価損等資産運用費用が大幅に改善し、経常費用は215億円減少の1,606億円となりました。

その結果、経常損益は前期と比べ226億円改善し、64億円の経常利益となりました。

また、特別損益は、固定資産処分益等により9億円の利益となり、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した当期純利益は、42億円となりました。

販売網の強化

2009年度は、増収基調への転換を図るため、元受成長力の確保を重要課題として取り組みました。その取り組みの推進においては、プロ代理店を中心とした販売網の拡大・強化を中心に据え、当社の経営理念・ビジネスモデルをより多くの代理店に広め、「お客さま本位」の理念に共鳴していただける代理店とともに、国内リテール市場で成長することを目指しました。お客さまに信頼される質の高い地域密着型の代理店の開

発に注力した結果、数多くのプロ代理店に新たなパートナーとして加わっていただきました。あわせて、代理店の業務運営の基準「お客さま信頼スタンダード」の定着による販売品質の向上に向け、代理店指導を徹底しました。このような取り組みを推進することで、お客さま本位を実践する販売網の拡充を図りました。

商品

商品開発につきましては、2009年度も引き続き、お客さまに高品質でわかりやすい商品を提供するための取り組みを推進しました。約100年ぶりの保険法改正への対応においては、保険法改正の基本コンセプトである「保険契約者保護の強化」と、当社の経営理念である「お客さま本位」の考え方をもとにした商品の改定を実施しました。また、製造業のものづくりの知見をいかし、1月にリリースした家計向け火災保険では、新サービスの「罹災時安心サポート」を導入するなど、お客さま目線での商品の開発に努め、高品質化を図りました。

損害サービス

損害サービス力の向上と適切・迅速な保険金支払は、リテール損害保険会社として最も重要なサービスであるため、「標準業務プロセス」を損害サービス部門の全社員に定着させ、お客さまに最高のサービスを提供することに取り組みました。このような取り組みにより、お客さまに対する損害サービスの満足度の向上、支払所要日数の短縮、苦情の削減等につなげられました。

当社が対処すべき課題

2010年度のがわが国経済は、緩やかなデフレ環境の中で内需の低迷が見込まれるものの、海外経済の改善や政府による経済対策の効果等を背景に、持ち直し傾向が続くものと見込まれています。

損害保険業界においては、日本経済の一層の成熟化や少子高齢化等の影響により市場の拡大が見込みにくい状況にあり、また、大手社の経営統合により今後の競争環境がさらに厳しくなると予想されます。

こうした状況の中、当社としましては、東京海上グル

ープの一員として、存在感のあるリテール損害保険会社の実現に向け、お客さま目線で業務品質を高めることで競争力の向上を図るとともに、主要課題に対してスピード感を持って取り組んでいきます。

当社は、独自のビジネスモデルをさらに進化させ、国内リテール市場において確固たる地位を築いていくとともに、最も身近で信頼されるお客さま本位のリテール損害保険会社として、全社一丸となって努力していきます。

保険引受の概況

保険引受収益の1,560億円のうち正味収入保険料につきましては、全種目合計で1,318億円となり、前期に比べて40億円、3.0%の減収となりました。また、保険引受費用1,304億円のうち正味支払保険金につきましては、全種目合計で779億円となり、前期とほぼ横ばいとなりました。正味損害率は、正味収入保険料が減収となったことから、2.0ポイント上昇し、64.6%となりました。

一方、保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては、272億円となり3億円の減少、諸手数料及び集金費は244億円となり1億円の減少、正味事業費率は39.2%となり0.8ポイントの上昇となりました。これらに収入積立保険料、満期返れい金、支払備金繰入額および責任準備金戻入額等を加減した結果、保険引受損益は前期の保険引受利益32億円から51億円減少し、19億円の保険引受損失となりました。

●保険種目別の概況

保険種目	正味収入保険料	正味損害率
火災保険	231億円	39.7%
海上保険	1億円	96.1%
傷害保険	95億円	65.7%
自動車保険	740億円	66.0%
自動車損害賠償責任保険	163億円	96.7%
その他の保険 [*]	86億円	56.4%

^{*}賠償責任保険、動産総合保険、労働者災害補償責任保険、運送保険等が主なものです。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」という。)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
- ①当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ②当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2)当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (3)当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
- ①役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ②コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、コンプライアンス方針および年度コンプライアンスプログラムを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含むコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2)当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客さま本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3)当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4)当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5)当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1)当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
- ①リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ②リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的実施する。
- (2)当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3)当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画(数値目標等を含む。)を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3)当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4)当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (1)当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2)監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1)役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2)役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2)監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3)役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4)内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

2006年(平成18年) 5月19日 制定
2007年(平成19年) 3月30日 改定
2007年(平成19年) 12月25日 改定
2008年(平成20年) 7月 1日 改定
2010年(平成22年) 4月28日 改定

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「コーポレート・ガバナンス方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、現在、9名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。

社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

当社の持株会社である東京海上ホールディングスは、「コーポレート・ガバナンス方針」に基づき、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、それぞれ3名の社外委員を含む4名の委員で構成し、委員長は社外委員から選出しています。両委員会は、当社役員(取締役・監査役・執行役員)の選任、解任および選任要件ならびに当社役員の報酬体系および業績評価等(ただし業績評価については監査役を除く)についても審議を行い、東京海上ホールディングス取締役会に答申します。

3. 取締役会委員会

当社では、取締役会から付託を受けた事項について、計画の立案、課題の推進、推進状況の把握とそれをふまえた改善策の立案を行うために以下の委員会を設置しています。それぞれの委員会は、取締役と常勤監査役および部長で構成されています。ただし、コンプライアンス委員会については、社外委員を含みます。

(1) リスク管理委員会

保険引受リスクおよび資産運用リスク等の分野別のリスク管理状況を把握するとともに、会社全体としての事業に係るリスク量を的確に管理していくために、リスク管理委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理に関する基本方針およびリスク管理計画の策定、リスク管理態勢の整備状況の点検と改善策の立案等の役割を担っています。

(2) コンプライアンス委員会

当社におけるコンプライアンス推進態勢を構築し、推進状況を的確に管理していくために、コンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、コンプライアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンスプログラムの推進状況の検証、不祥事件の報告、再発防止策の検討、法令違反リスクの管理に関する諸施策および推進状況の検討等の役割を担っています。

(3) お客さまの声をかたちに。委員会

当社では、「お客さまの声」をもとにした業務改善の取り組みを統括および推進し、お客さま本位の業界トップランナーとしてお客さまにご満足いただけるサービスの提供を実現するため、「お客さまの声をかたちに。委員会」を設置しています。当委員会は、「お客さまの声」をもとにした取り組みに関する基本方針や改善策を策定し、重点取組課題の進捗状況や改善結果の把握等の役割を担っています。

4. 社外・社内の監査・検査態勢

(1) 社外の監査・検査

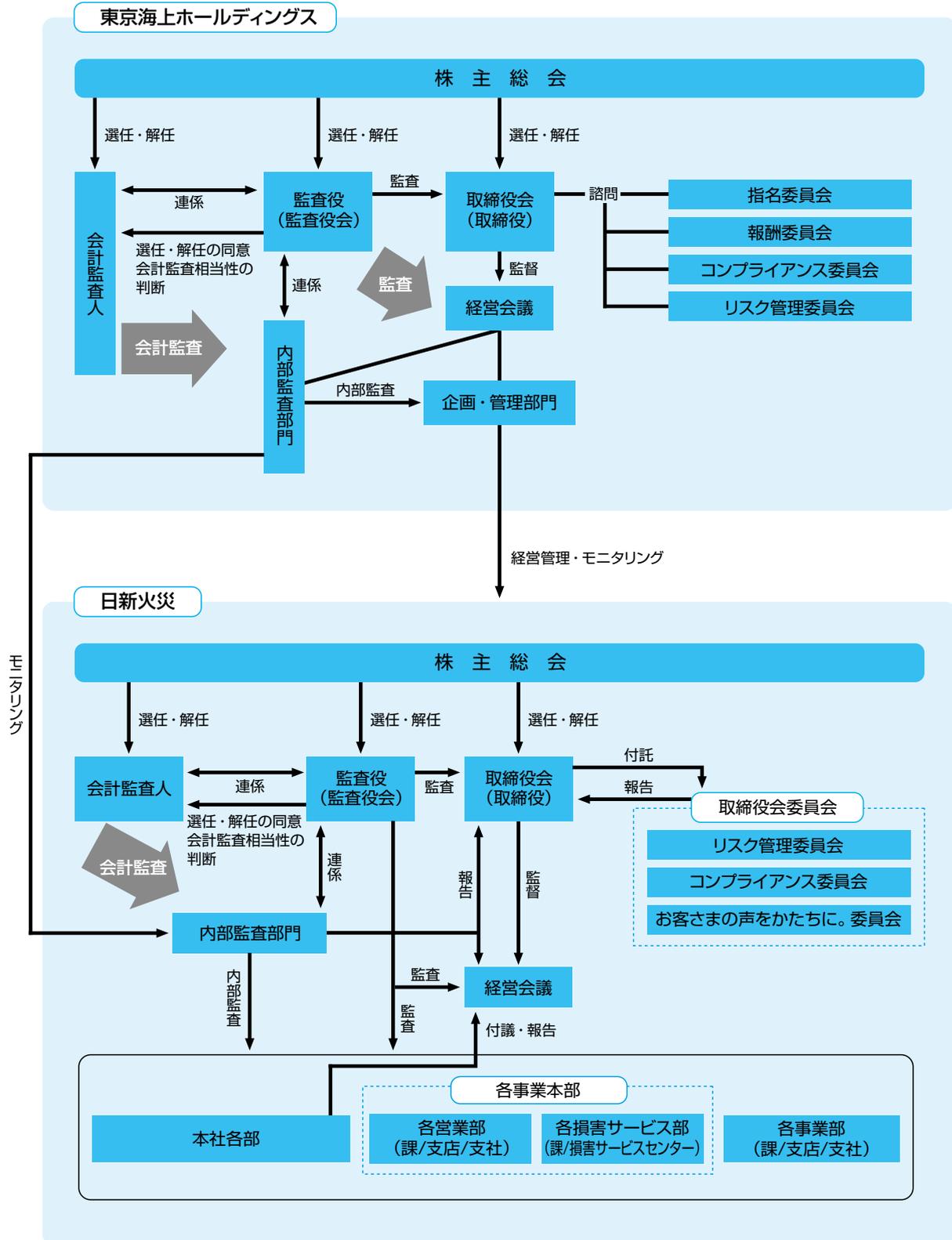
当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」ならびに「保険業法に基づく金融庁による検査」を受けています。

(2) 社内の監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、すべての業務を対象とした内部管理態勢(法令等遵守態勢・リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を実施する」と定義して、営業部門・損害サービス部門をはじめ本社部門(法令等に抵触しない範囲で子会社、関連会社、代理店および外部委託先を含む)等すべての部門を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、定期的に取り締り委員会等に報告しています。

東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレート・ガバナンス

(2010年7月1日現在)



現 状

総 務 について

商 品 ・ サ ー ビ ス について

業 績 デ ー タ

コ ー ポ レ ー ト デ ー タ

CSRの取り組み

当社では、経営理念を実践し、お客さま、株主、代理店、社員、地域社会という各ステークホルダーにご提供する価値を高めていくことがCSR(企業の社会的責任)であると位置づけています。

東京海上グループCSR憲章

東京海上グループでは、グループの全役職員がCSR(企業の社会的責任)に対する認識を共有化し、経営理念を具体的に実践していくための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

○商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

○人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

○地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

○地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

○コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を持ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

○コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループCSR憲章をふまえてCSR活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

1. グループ共通課題

■気候変動／地球温暖化への取り組み

環境マネジメントシステムを導入して、環境負荷データ(電気、ガス、水道、紙使用量やガソリン使用量等)を把握し、PDCAによる目標管理(モニタリング)を行っています。

■ダイバーシティの推進

法定雇用率である1.8%を安定的に維持するために、ハローワークへの求人票の提出等、障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。

■地域・社会貢献の活性化

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しました。



熱田神宮清掃活動(愛知)

2. 当社独自の取り組み

■持続的な当社らしい取り組み

2008年度に100周年記念事業の一環として実施したチャリティー募金イベントを当社の持続的な取り組みとして、2009年度も同様のイベントを実施しました。

このイベントは、一般の方や社員からの寄付金を募り、寄付にご協力いただいた方にお礼として、当社の社員から集めた中古の本やCD等の中から好きなものを選んでいただくものです。東京本社のある御茶ノ水は、音楽・楽器関係の店舗が多く、書籍街にも隣接しており、その立地上の特色をいかした取り組みです。

集まった寄付金は、交通事故で親を亡くした子どもたち(交通遺児)の支援に活用されます。



■医療福祉への支援

東京本社やさいたま本社等を中心として、企業献血を実施しました。

■交通事故防止・環境負荷削減

CO₂削減による環境保護だけではなく、「急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離をとる」ことを社員全体に意識させ、交通事故防止を図るエコ安全ドライブを実施しました。

■環境負荷削減に寄与する商品・サービス

環境配慮型自動車保険「アサンテ*」によるリサイクル部品の利用促進や、紙の約款に代えてWeb上で保険約款を参照いただく「インターネット約款」による紙資源の節約に取り組んでいます。

*新総合自動車保険「VAP」に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品です。

■ワークライフバランスの推進

60歳以降の退職者再雇用制度等の適正な運用とより多くの人材確保に努めています。

■2009年度社会貢献活動

社会貢献活動の一環として、2009年度も全国から寄せられた、使用済み切手・プリペイドカード・未使用切手を社団法人 日本キリスト教海外医療協会をはじめ3団体に寄贈しました。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師などの医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の一部として役立てられます。使用済みカード類は、農村の生活改善や人材育成を始めとしたカンボジアにおける活動資金として、また未使用切手は、骨髄バンクのドナー登録の募集等のために利用されています。

また、2010年2月、ケニア共和国のワンガリ=マータイ氏が主催するグリーンベルト運動(植林活動)に役立てていただくため、毎日新聞社に1,005,009円(アサンテに係る寄贈額98,950円、インターネット約款に係る寄贈額406,059円を含む)を寄託しました。

当社は、今後も社員の理解と協力のもと、積極的な社会貢献活動を続けていきます。

コンプライアンスの徹底

当社は最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指し、健全かつ公正な経営を旨とすることを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

＜コンプライアンス行動規範＞(骨子)

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守し実践します。

日新火災行動規範<骨子>

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令やルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会的および公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

コンプライアンス態勢

当社では、お客さま本位の安心と補償をお届けし、お客さまの信頼を得られるように日常業務のすべてをコンプライアンスの取り組みとしています。

役職員一人ひとりが常にコンプライアンスを念頭においた業務を遂行することに取り組んでいます。

会社全体としてコンプライアンスを徹底するため、委員に社外委員を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針と年次計画の策定や実施状況の点検と監視を行っています。

また各部支店では、部長をコンプライアンス推進責任者とし、支店長は部長を補佐するコンプライアンス推進担当者の役割を担い、本社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンス推進リーダー

を配置しています。さらに各事業本部・事業部にはコンプライアンス推進スタッフを配置し、管轄する部門のコンプライアンスの徹底を図っています。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにコンプライアンス業務部等に報告や相談をすることを義務付けています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適当でない場合には「コンプライアンス相談窓口(コンプライアンス業務部長直通の専用電話)」や「コンプラ110番(社内イントラネットによるコンプライアンス業務部長へのEメール)」、また社外ホットライン「東京海上グループや弁護士事務所(直通電話およびEメール)」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

コンプライアンス委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点で幅広く意見を得るため、弁護士や大学理事等社外の有識者が委員として加わるコンプライアンス委員会を設置しています(委員長は当社取締役)。本委員会は取締役会直属の機関として、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。各委員より専門領域をふまえた有益な意見や提言を得ています。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの徹底にあたり、毎年度、取締役会において会社全体のコンプライアンス実施計画を策定しています。その計画に従って各部支店はコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。これらのコンプライアンスの取組状況は、取締役会に定期的に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、行動規範②コンプライアンス態勢③問題を発見した場合の対応④遵守すべきルールとその解説を記載しています。その他にコンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

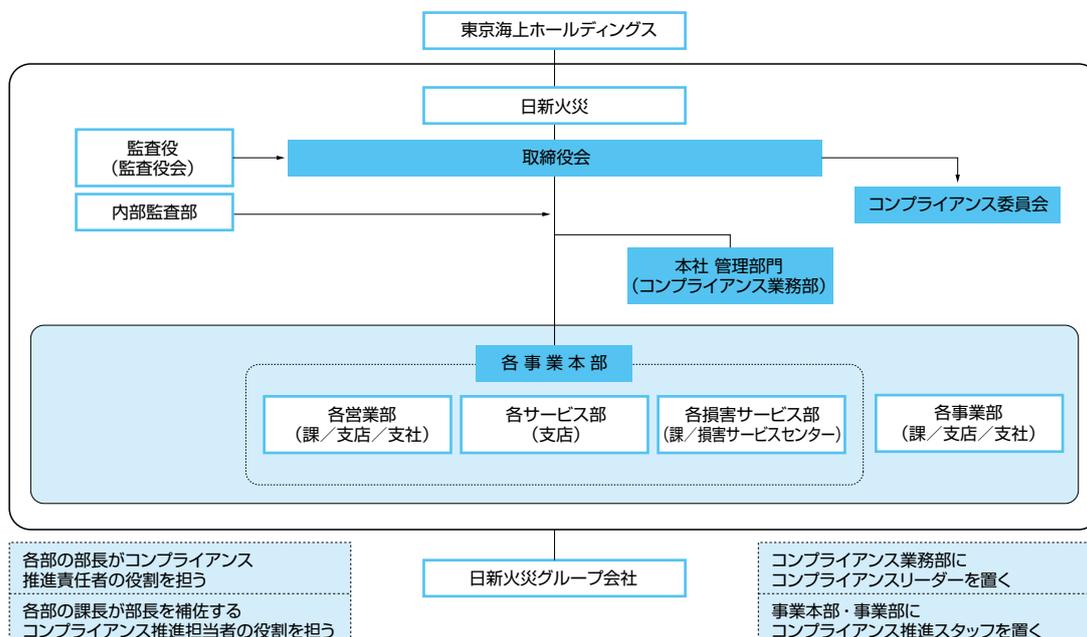
モニタリング

各部支店による自己点検のほか、「コンプライアンス推進リーダー」や「コンプライアンス推進スタッフ」による「モニタリング」、内部監査部による「監査」、監査役による「監査」等を組み合わせ、さまざまな角度からコンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談できる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報には厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

2010年度コンプライアンス推進体制



コンプライアンスの徹底

反社会的勢力排除に向けた対応

当社は、内部統制基本方針に基づき、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を決定し、本方針にしたがって反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針(概要)

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念および日新火災行動規範に則り、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、適切な対応を行うことに努めます。

2. 対応方針

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、当社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

(1) 社内体制(報告・相談体制等)の整備

(2) 研修活動の実施

(3) 対応マニュアル等の整備

(4) 警察等外部機関等との連携 等

利益相反取引等の管理

当社では、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客様の利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下に掲げるものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引(個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づき、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護や東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理体制

持株会社である東京海上ホールディングスによる一元的な東京海上グループの利益相反取引等の管理のもと、当社においても、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなどの体制整備を行い、利益相反取引等を適切に管理してまいります。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社は、利益相反取引等のおそれがある取引等を行うおとす場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理体制の検証

東京海上グループの利益相反取引等の管理体制の適切性および有効性については、東京海上ホールディングスが定期的に検証してまいります。

情報開示

当社は次のような方法で経営に関する情報を公正かつ適時・適切に開示しています。

ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を発行しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、東京海上ホールディングスおよびその事業子会社の業務および財産の状況を説明した「東京海上ホールディングスの現状」を作成しています。

ホームページ

商品・サービス、各種お手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。
(<http://www.nisshinfire.co.jp>)

CSR報告書

東京海上グループではCSRに関する取り組みについて「東京海上グループCSR報告書」を作成し、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションツールとして活用しています。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の営業所で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
3. お客さまの保険商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めます。
5. 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝等お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
6. 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売にいかしてまいります。
8. 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売にあたる者の研修に取り組みます。
9. お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
10. お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理

リスク管理の基本方針

金融自由化の一層の進展等事業環境の大きな変化に伴い、保険会社を取り巻くリスクは複雑化・多様化しています。

このような環境下においては、経営の健全性を維持するとともに、お客さまへのサービスの向上やステークホルダーの皆さまからの信頼確保のため、さまざまなリスクを総合的に把握し、厳格な管理態勢のもとで

適切な対策を講じていくことが重要となります。

以上のような認識に基づき、当社では取締役会がリスク管理に関する基本指針として「リスク管理基本方針」を制定するとともに、この方針に則って「統合リスク管理方針」「危機管理方針」および「個別リスク管理方針」を定めています。

統合リスク管理に関する方針

当社では、保険引受リスク、資産運用リスク等リスクカテゴリーごとのリスク量の合計額を資本の範囲内に収めることにより、格付の維持および倒産の防止を図るリスク管理（「統合リスク管理」といいます。）を実施しています。それぞれのリスクは確率論に基づく計測手法により計量化を行っており、リスク量がビジネスユニ

ットごとに定めた限度額を超過していないことを定期的に検証しています。

なお、ストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）についてはこの「統合リスク管理」の中で実施しています。

危機管理に関する方針

リスクの顕在化により、お客さま・代理店との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社の業務に著しい支障が生じるような事態（緊急事態）に的確に対応するため、「危機管理方針」を定めています。当社ではこの方針のもと、大規模地震等の広域災害における迅速な損害サービス・保険金支払を可能とするシステ

ム・事務処理対策や巨大災害・パンデミック発生時の東京・さいたま両本社機能および重要業務（事故受付・保険金支払・保険契約締結）を維持・確保する対策等、当社が被る経済的損失を極小化し通常業務に復旧するために迅速で適切な行動・措置をとることとしています。

リスク管理態勢

当社では取締役会の下にリスク管理委員会を設置するとともに、業務遂行に係るリスクを特定し、各リスクごとに主管する部署を定めてリスク管理に取り組んでいます。

また、リスク管理部が各リスクカテゴリーに対する横断的なリスク管理を実施するとともに、リスク主管

部のモニタリング実施状況に対して検証を行うなど、リスク管理の実効性の確保に努めています。

さらに、経営計画の一環として年度ごとに「リスク管理計画」を策定・実行し、リスク管理の強化および向上を図っています。

リスク管理

個別リスクに関する管理方針

保険引受リスク

当社では、保険引受リスクを「商品開発リスク」「元受保険引受リスク」「受再保険引受リスク」「責任準備金・支払備金積立リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 商品開発リスク

商品開発リスクとは、商品の開発および改定に際して、保険約款や保険料率の設定等が適切になされないことにより損失を被るリスクです。当社では、商品開発・改定時の関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うことでリスクの防止・低減を図っています。

2. 元受保険引受リスク

元受保険引受リスクとは、契約の引き受けにあたり引受方針等に則った引き受けがなされないこと、適切な保険料率および予定利率の見直しがなされないこと、および再保険等の適切な手配がなされないこと等により損失を被るリスクです。当社では、「一般保険リスク」「巨大災害リスク」「自然災害リスク」等の種類に応じたリスク管理を実施することで適切な保険ポートフォリオの構築に努めています。

3. 受再保険引受リスク

受再保険引受リスクとは、受再保険の引き受けにあたり、引受規程等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスクです。当社では、引受条件、過去の成績や集積リスク等を十分に検証した上で、引受方針に沿った慎重な引受判断を行うなど、適切な保険ポートフォリオの構築に努めています。

4. 責任準備金・支払備金積立リスク

責任準備金・支払備金積立リスクとは、保険契約準備金としての責任準備金および支払備金の決算期における積立が適切に行われなないことにより損失を被るリスクです。当社では、責任準備金および支払備金の積立に関する規程を整備するとともに検証態勢を構築することでリスクの防止を図っています。

資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「ALMリスク」「不動産投資リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動によって損失を被るリスクです。当社では、適切な分散投資と保有限度額の設定により損失発生の可能性を制御するとともに、リスク量を算定する代表的な手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を導入して、リスク・リターンの最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債券等の元利金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手先の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定に活用するとともに、特定業種や特定企業グループに与信が集中することを回避するために、与信枠を設けて厳格に運営しています。

3. ALMリスク

ALMリスクとは、負債の特性に応じた資産管理が行えないことが原因で、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや運用利回りが予定利率を下回ることにより損失を被るリスクです。当社では、積立型保険等の長期の保険負債において資産・負債に関する総合管理を行うことで、リスクの最小化を図っています。

4. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動産収益の減少、または市況の変化等による不動産価格減少のリスクです。当社では、不動産の投資利回りや含み損益の状況等を的確に管理し、リスクの軽減、投資効率の向上に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払や市場の混乱等により資金繰りが悪化し損失を被るリスクです。当社では、保険金支払に十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT開発リスク」「IT運用リスク」「IT基盤リスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面も含めたさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

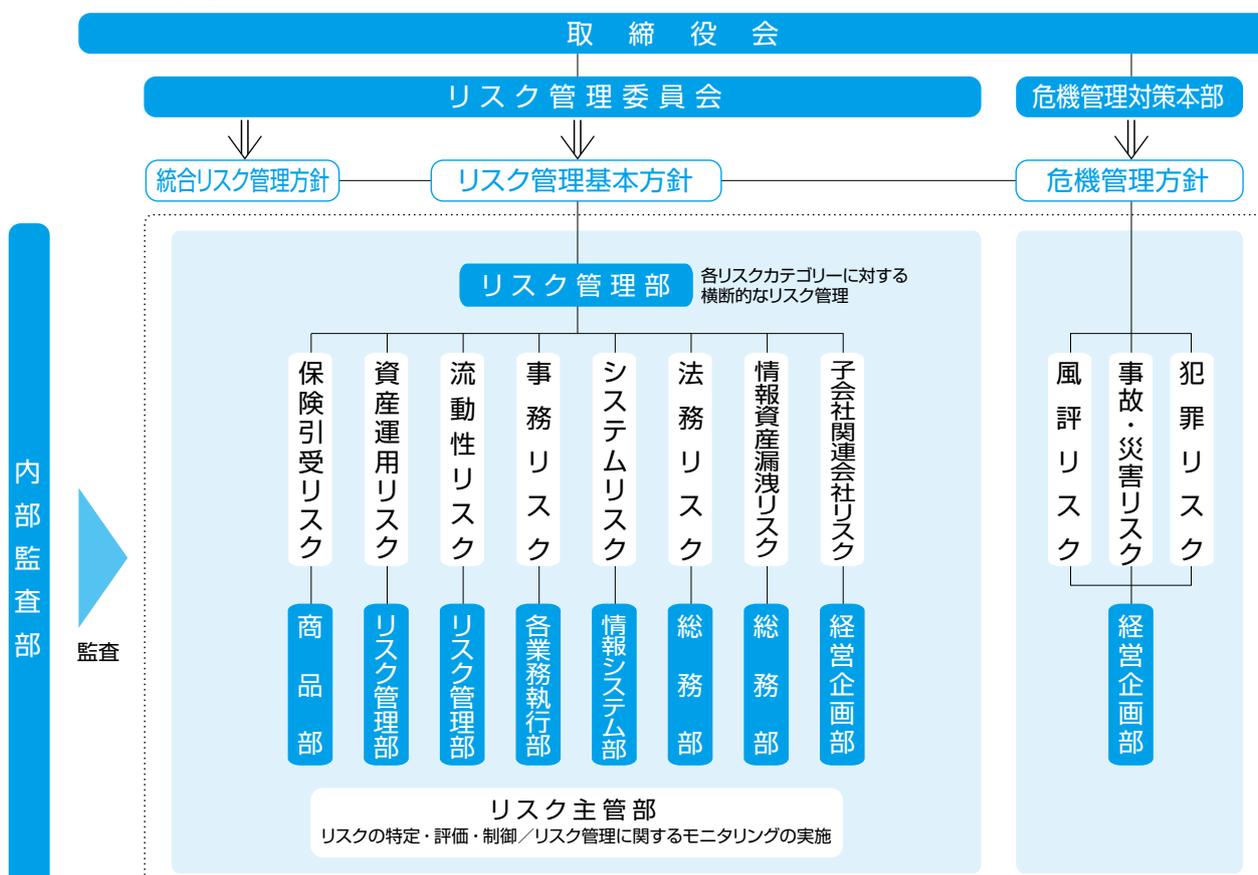
事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故等により損失を被るリスクです。当社では、社員・代理店別に対策を整理し、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における業務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査部門を中心とした内部監査を全社において着実に実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

その他のリスク

当社では、前記のリスク以外に「法務リスク」「子会社関連会社リスク」「情報資産漏洩リスク」「風評リスク」「事故・災害リスク」「犯罪リスク」についてそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた適切な手法に基づくリスク管理を実施しています。

〔リスク管理体制図〕



注)法務リスクのうち法令違反に係るリスク、および情報資産漏洩リスクのうち個人情報に係るリスクはコンプライアンス委員会の所管事項としています。

リスク管理

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

第三分野保険とは

医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険、その他の疾病または介護を事由とする保険および特約をいいます。

第三分野保険の特徴

通常、ご契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、将来の危険発生率が、他の保険と比べて過去の実績からの予測が難しく、不確実性を有しているといえます。そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを実施しています。さらに、検証結果を保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性及び妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. テストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2009年度末(平成21年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

資産運用

資産運用の概況

資産運用方針

当社では、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、積立保険や長期火災保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外の資産に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来の満期返れい金や保険金等を確実にお支払いするために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。当社ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値-保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金支払に備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等幅広い投資対象への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら資産運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげていくことを目指しています。

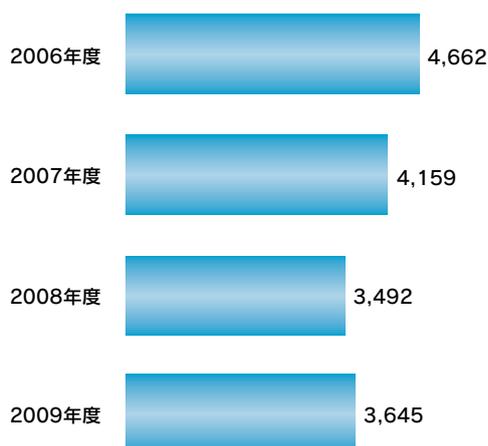
資産運用概況

2009年度末の総資産は4,394億円となり、2008年度末に対し35億円減少しました。このうち、運用資産は3,645億円となり152億円の増加となりました。

資産運用にあたっては、安全性、収益性および流動性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努めました。その結果、利息及び配当金収入は、2008年度に比べて2億円減少し57億円となりましたが、これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替等を加減した資産運用収益は、有価証券売却益が35億円増加したことから2008年度に比べて37億円増加し109億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券評価損が119億円、有価証券償還損が85億円減少するなど2008年度に比べて219億円減少し20億円となりました。

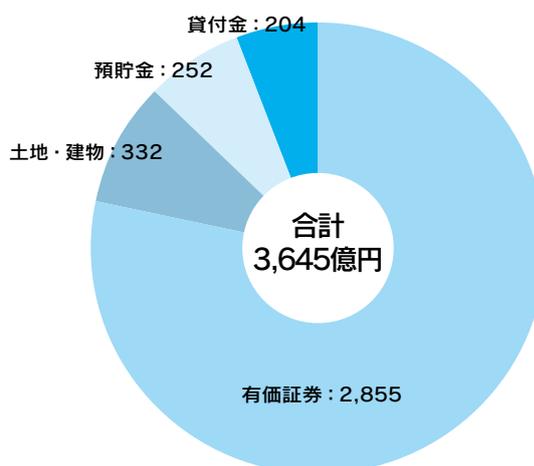
●運用資産の推移

(単位：億円)



●運用資産の内訳(2010年3月31日現在)

(単位：億円)



お客さま情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等にしがたって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報に対する取り組み方針等は「お客さま情報の取扱いについて<個人情報保護宣言>」としてホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示し、広く一般に公表しています。

お客さま情報の取扱いについて <個人情報保護宣言>

2008年7月1日
日新火災海上保険株式会社
代表取締役社長 宮島 洋

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループプライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店及び弊社業務に従事している従業者等への教育・指導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1.個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

なお、個人情報のご提供はお客さまのご意思によりますが、必要な情報をご提供いただけない場合は、保険契約の締結等手続きができないことがあります。

2.個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに後記4.及び5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、これらの目的以外には利用いたしません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る保険契約の適正な引受やリスクの審査及び管理
- (2) 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求

- (4) 弊社が取り扱う当該契約以外の商品やサービスの案内・提供
- (5) 東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内
- (6) 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会を含みます)
- (7) 請求に係る保険金のお支払い
- (8) 弊社が有する債権の回収
- (9) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (10) 弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (11) 弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (12) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- (13) 弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (14) 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15) その他、上記(1)～(14)に付随する業務ならびにお客さまのお取引、及び弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3.個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除いて、お客さまの同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 医療機関をはじめ、保険金の請求及び支払いに関する関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等を行う場合
- (3) 質権及び抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に係る事務手続き及び担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合
- (4) 上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部又は一部を、委託先(保険代理店を含みます)に委託する場合
- (5) 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合
- (6) 東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合(⇒以下「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください)

- (7) 社団法人日本損害保険協会及び損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(⇒以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)
- (8) 損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合(⇒以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)
- (9) 国土交通省との間で共同利用を行う場合(⇒以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)

4. グループ会社・提携先企業との共同利用

前記2.(1)から(15)に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ会社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2) 管理責任者：弊社
- ※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記「13. 会社一覧」をご覧ください。

5. 情報交換制度等

- (1) 損害保険業界の情報交換制度について
- 弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

【お問合せ窓口】

社団法人 日本損害保険協会／そんがいほけん相談室
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
電話：(03) 3255-1467
〔受付時間／月～金(祝日および年末年始を除く)〕
午前9時～12時、午後1時～5時
ホームページ：http://www.sonpo.or.jp

- (2) 損害保険料率算出機構との共同利用について
- 弊社は、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」といいます)に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

【お問合せ窓口】

損害保険料率算出機構／総務企画部 個人情報相談窓口
所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
電話：(03) 3233-4141
〔受付時間／月～金(祝日および年末年始を除く)〕
午前9時～12時、午後1時～5時
ホームページ：http://www.nlro.or.jp/

- (3) 代理店等情報確認業務について
- 弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用いたします。また、損害保険代理店の委託等のために、社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

【お問合せ窓口】

社団法人 日本損害保険協会
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
ホームページ：http://www.sonpo.or.jp
◎募集・研修サービス部 企画業務グループ
(損害保険代理店等の従業者に係る個人データについて)
電話：(03) 3255-1942
◎募集・研修サービス部 運営グループ(損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データについて)
電話：(03) 3255-1481

- (4) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について
- 弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のしがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

○共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号又は車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

【お問合せ窓口】

国土交通省／自動車交通局 保障課
所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地3号
電話：(03) 5253-8111
ホームページ：http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzhen/04relief/index.html

6. 信用情報の取扱い

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

お客さま情報への対応

7. センシティブ情報の取扱い

お客さまの健康状態や病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客さまの同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定しています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供いたしません。

8. ご契約内容や事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約の取扱代理店までお問合せください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入のうえ手続きいただき、後日原則として書面で回答いたします。

10. 個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

11. お問い合わせ窓口

弊社は、お客さま情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報の取扱いや個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会やご相談は、下記のお問合せ先で承っております。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。

【お問合せ先】

	テレフォンサービスセンター	お客さま相談窓口	弊社支店・支社・損害サービスセンター
電話番号	(0120)25-7474	(0120)17-2424	お手元の保険証券もしくは保険約款に記載しております。
受付時間	24時間・365日	平日9:00~17:00	平日9:00~17:00

12. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情や相談を受付けています。

【お問合せ窓口】

社団法人 日本損害保険協会／そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地（損保会館内）

電話：(03)3255-1470

受付時間／午前9時～午後5時
土日祝祭日及び年末年始を除く

ホームページ：http://www.sonpo.or.jp

13. 会社一覧

(1) グループ会社

◎東京海上グループ会社

http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html

◎東京海上日動火災保険株式会社及び子会社、関連会社

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/group.html

(2) 提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

●弊社の子会社・関連会社は以下のとおりです。

日新火災損害調査株式会社	自動車保険、新種保険等の損害調査
日新情報システム開発株式会社	情報システムの開発・運用
日新火災総合サービス株式会社	帳票管理と発送、印刷、不動産管理、物品販売
ユニバーサルリスクソリューション株式会社	保険引受のためのリスク調査
日新火災インシュアランスサービス株式会社	損害保険代理業

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

【日新火災の個人情報全般に関するご連絡先】

情報セキュリティ管理室

03-5282-5699

【日新火災のホームページ】

http://www.nisshinfire.co.jp

以上

募集制度

代理店

当社では、全国14,819店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスをご提供しています。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

■ 代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図ることを目指しています。

■ 代理店の業務

代理店の主な業務は次のとおりです。

1. 保険契約の取り扱い

- ① 保険商品の説明
- ② 重要事項の説明
- ③ 告知の受領
- ④ 意向確認
- ⑤ 保険契約の締結
- ⑥ 保険料の領収または返還
- ⑦ 保険料領収証の発行・交付
- ⑧ 保険会社への契約報告
- ⑨ 保険契約の変更・解除等のお申し出の受け付け
- ⑩ 保険料の保管・保険会社への精算

2. 事故発生時の取り扱い

- ① お客さまからの事故連絡の受け付け
- ② 保険会社への通知
- ③ 保険金請求手続きの援助

3. 保険に関する各種サービスのご提供

- ① お客さまのニーズに合った保険の企画・設計
- ② 保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集関係規程等に基づいて実施・運営されています。

■ 代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

■ 当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険等を広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険等を専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスの提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

● 代理店数の推移

2007年度末	2008年度末	2009年度末
15,542店	15,009店	14,819店

募集制度

代理店の教育

■ 代理店資格講習の開催

損害保険代理店資格を取得するためには、資格試験に合格しなければなりません。当社は損害保険代理店資格取得希望者のための講習を全国で実施しています。

■ 独自の資格制度・講習制度の充実

当社は商品知識を中心とした損害保険代理店資格の他にも、当社独自の資格・講習制度として、実務講習制度と事故対応力(SA)資格制度を実施しています。高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じて、お客さまの信頼に応える代理店を育成しています。

■ 各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売技法、経営手法等の習得だけでなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

■ 営業部・営業課支店等における教育

全国の営業部・営業課支店等において、代理店の業務能力、商品知識の向上を目的とした研修を随時開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。



代理店経営者養成制度

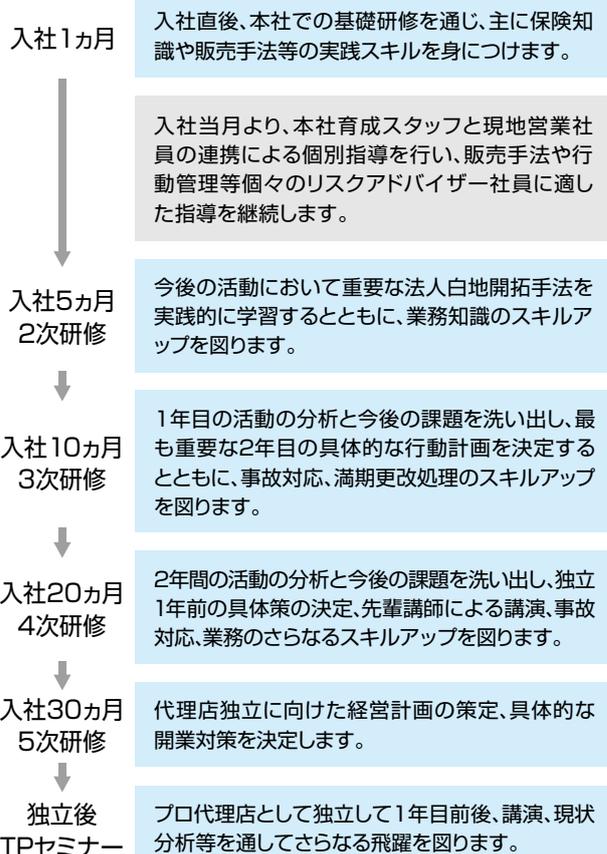
■ プロ代理店の養成制度

当社のプロ代理店養成制度(リスクアドバイザー社員制度)は専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

リスクアドバイザー社員制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修内容や待遇面等を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一貫した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。



商品・サービスについて

保険の仕組み	46
個人向け保険商品	50
個人向けサービス	52
企業向け保険商品	54
企業向けサービス	55
新商品の開発状況(主な料率改定)	56

保険の仕組み

保険の仕組み

保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、統計学に基づくリスクに応じた保険料を多数の人々が支払うことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取ることができる相互扶助制度です。このように保険は、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える重要な社会的役割を担っています。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料」で、「純保険料(保険金の原資に相当する部分)」と「付加保険料(保険会社の事業運営のコストに相当する部分)」をもとに算出されたものです。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率(保険料率のうち将来の保険金のお支払いに充てられると見込まれる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

約 款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」「特約」があり、保険会社が作成し、金融庁への届出あるいは金融庁による認可取得をしています。

具体的には「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」「保険金のお支払基準」等の保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」「保険契約の解約・解除・無効の場合」等の保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

保険料の收受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっていますが、保険種類によっては各種の特約を付帯することで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、特に約定がある場合を除き、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効等の場合は、約款の定めのほか、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。

積立普通傷害保険等の積立型保険では、ご契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

ご契約の流れ

1. 日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、①代理店による募集、②保険仲立人(保険ブローカー)の媒介による保険会社の直接引受、③保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法によりご契約いただいています。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「①代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

2. ご契約内容の決定

ご契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「約款」(普通保険約款・特別約款・特約)により定められています。また、約款や特約とは別に、各種保険パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)・ご契約のしおり等を作成し、商品内容をわかりやすくご説明しています。

適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。たとえば、火災保険をご契約いただく場合、保険の対象となる建物等の評価額を超過した保険金額でご契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回るご契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

3. ご契約のお申し込み

「ご契約内容確認書」にご記入ください

当社ではご契約にあたり、お申し込みいただく保険契約が(1)お客さまのご希望に沿った内容になっていること、(2)お客さまに適切なご契約を適切な保険料でご提供できていることを、当社がご用意する「ご契約内容確認書」でお客さまと一緒に確認させていただく「ご契約内容確認の取り組み」を実施しています。

ご契約のお申し込み時に、「ご契約内容確認書」にて保険料の決定や保険金のお支払い等に関わる重要な項目についてご確認いただき、ご記入の上ご提出ください。

申込書は正しくご記入ください

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保険会社(代理店)による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項がご契約者と当社の双方を拘束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4. 保険料のお支払い

保険料はご契約と同時に支払ってください

保険料は、ご契約と同時に全額(分割払の場合は初回保険料)を現金または小切手でお支払いください*。その際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行します。

保険料または分割払保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、特に約定がある場合を除き、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

*あらかじめ取り決めをすることにより、クレジットカード、デビットカード、口座振替等により、保険料をお支払いいただくことができる場合があります。

5. 保険証券のお受け取り

保険証券の内容をご確認ください

保険契約後、ご契約の証として保険証券を発行しますので、内容をご確認の上大切に保管してください。

●クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「お申込日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面によりお申し込みの撤回、またはご契約の解除(クーリングオフ)を行える場合があります(一部例外もあります)。

ご契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。

●ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容に変更が生じたときは、遅滞なくご連絡ください

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じたときは、遅滞なく当社代理店または当社にご連絡ください。

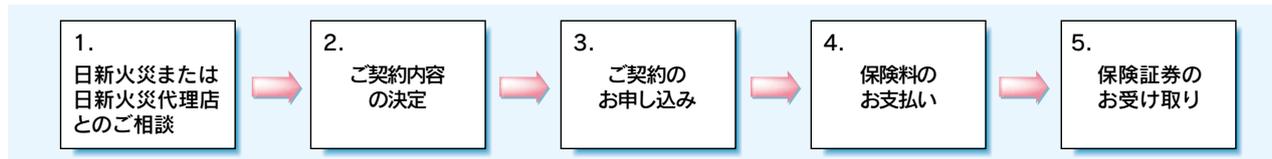
遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険金をお支払いできないこと等があります。

保険証券はときどき見直してください

事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたということのないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間やご契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

なお、ご契約内容は、全国の当社営業課支店にてご契約者ご本人のお申し出によりご照会いただけます。

【ご契約の流れの図】



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、迅速で適切な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、1999年10月にワークフローによる損害サービス業務支援システム「S(しんらい)ネット」を導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しています。

1. 事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防署等へ速やかにご通報ください。自動車事故の場合は、相手の方の住所・氏名・勤務先・保険会社等を確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(ご契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社のテレホンサービスセンターでは、夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

テレホンサービスセンター 0120-25-7474

3. 日新火災による損害サービス

当社の各サービスセンターで、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の社員、関連会社のアジャスター(車両損害鑑定人)、社団法人日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院への照会等、さまざまな調査活動を行います。また、お客さまには調査の進み具合を節目節目にご連絡します。

なお、解決までの相手の方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただけます。

5. 保険金お支払額の決定

ご契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

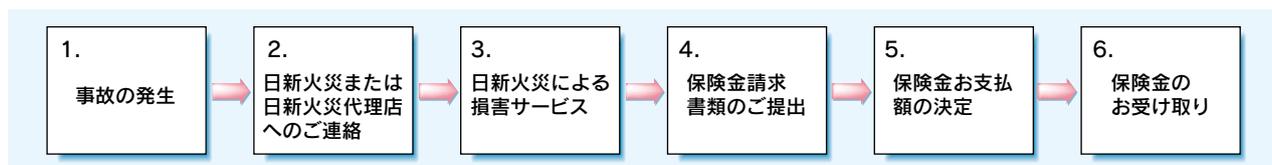
6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行あるいはゆうちょ銀行の口座振込等をご指定いただけます。

〔保険金のお支払いに必要な書類の例〕

- ・ 保険金請求書
- ・ 修理費見積書
- ・ 事故車両の写真

【事故発生から保険金お受け取りまでの流れの図】



再保険

保険会社は、保険金支払責任の一部を国内外の保険会社に転嫁(出再)するとともに、他の保険会社が引き受けた契約に関わるリスクの引き受け(受再)を行うことで危険分散を行い事業成績の安定化に努めています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」と言います。

1.出再の一般的な方針

保有および出再の一般的な方針はリスクの特性に応じて策定しています。

地震や台風等自然災害の集積リスク、火災保険や自動車保険等の通常リスク、発生頻度の低い巨大リスク等、それぞれのリスクについて定量的な評価、その内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように保有と出再方針を定めています。

保有額を超過するリスクについては、効率的に再保険カバーを設定し適正にリスク転嫁を図るよう努めています。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては確実な再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上の格付を有する再保険者とするとともに、特定の再保険者に過度のリスクが偏らないよう管理を行っています。さらに、出再後も常時再保険者の格付の変動に留意し、支払能力に不安が生じた際には速やかに適切な対応を行うように努めています。

2.受再の一般的な方針

受再の引き受けにあたっては、個々のリスクの把握が難しく、成績の変動が激しいことから慎重な引き受けを行っています。

引き受けに際しては、引受条件・責任額・成績等を十分精査し、地理的分散やリスクの集積を考慮し優良な案件を選択することで、当社保有リスクの分散化を図っています。なお、一般的にリスクが高いとされる再保険代理店を通じた引き受けや米国の賠償責任保険のみの引き受けは行っていません。

また、引き受け後も成績動向やリスク状況の変化について監視・検証を行い、引受方針の見直しを定期的に行っています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズに合ったさまざまな商品をご用意しています。

■くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●VAP(新総合自動車保険)

相手の方への補償、ご自身とご家族の補償やご契約のお車の補償等、自動車保険の基本的な補償をわかりやすく、お客さまのニーズに合わせた形で、お客さまにピッタリのご契約条件をご提案します。



●アサンテ

お車の事故の際、日新火災が指定する優良工場でリサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割り引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスをご提供できます。



※アサンテは、VAP(新総合自動車保険)に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品のことをいいます。

■住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災リスクをはじめ、風災・水災等の自然災害リスク、盗難・水ぬれ等の日常災害リスク等から建物や家財の損害を幅広く補償することができます。



●LプランSupport

賃貸用のマンション・アパートにお住まいの方向けの家財専用火災保険です。火災や盗難等による家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や修理費用、日常生活における第三者への賠償責任等もまとめて補償します。



■からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。

●ジョイエ傷害保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活上の賠償責任を補償します。ご契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。



商品ラインナップ(主要商品一覧)



くるまの保険

- 新総合自動車保険(VAP)
- 家庭用自動車保険(HAP)
- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)



スポーツ・レジャーの保険

- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険
- ヨット・モーターボート総合保険



住宅・家財の保険

- 住宅安心保険
- 住宅安心保険(マンション共用部分用)
- 住宅安心保険(賃貸住宅ご入居者用=LプランSupport)
- すまいの保険(住自在)
- 地震保険



その他

- 個人賠償責任保険
- ボランティア活動保険



からだの保険

- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 総合補償保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 学生・生徒総合補償保険(こども総合保険)
- 所得補償保険
- 積立家族・普通傷害保険
- 積立いきいき生活傷害保険(プライムAA)
- 年金払積立傷害保険
- ジョイ工傷害保険
- ジョイ工傷害保険(レディースプラン、キッズプラン、ファミリープラン)

個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国のサービスセンターで専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しています。また、テレホンサービスセンター「サービス24」をはじめ、次のとおり多様なサービスを展開しています。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスをご提供しています。

フリーダイヤル 0120-25-7474



安心サービスセンター

夜間・休日等当社の営業時間外に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つことなく「安心サービスセンター」にて専門家による初期対応を行っています。

安心サービスセンターでは、夜間・休日に事故のご連絡をいただいた事案について、事故対応の専門家が、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスや保険適用の判断、修理工場・病院との打ち合わせ、代車の手配等の初期対応を迅速に行っています。



各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスをご提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速・有料道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げなど)を実施しています。

なお、無料ロードサービスの対象車種は下記のとおりです。

- ・ 人身傷害補償保険がセットされたご契約車両
- ・ 「アサンテ」「HAP」のご契約車両
- ・ フリートのご契約車両



■ すまいのサポート24

住宅安心保険をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。



その他のサービス

■ 入院事故クイックサービス

事故受付日から3営業日以内にお客さまと相手の方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行っています。

①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(ご契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面对応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

②リターンコール

ご安心コール後、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容を迅速にご報告します。

③経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

④解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。また、確定した支払保険金額についてもお知らせします。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

■ 保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金のご請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

■ その他のアシスタンスサービス

- ・ 通訳の手配
- ・ 弁護士の手配
- ・ 緊急帰国のための航空券の手配 等

医療相談サービス

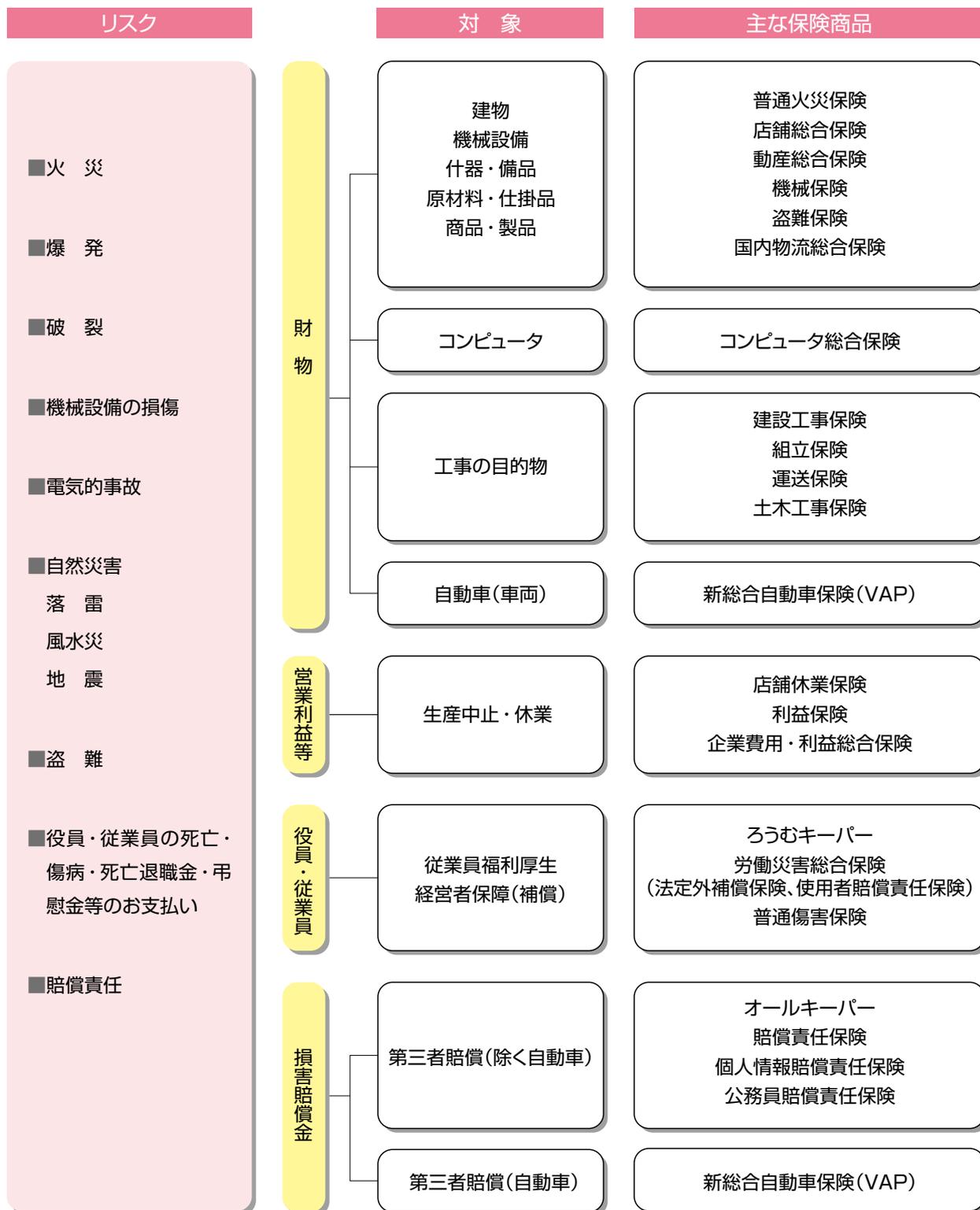
■ 医療のサポート24

ジョイエ医療保険をご契約のお客さまとそのご家族を対象として、専門スタッフが24時間・365日、医療に関するさまざまなご相談に応じます。

- ・ 突然の病気やケガへの対処方法についての救急専門医によるアドバイス
- ・ 日頃のお体の不調やお悩みに関するご相談
- ・ 夜間・休日の救急医療機関、旅先での最寄りの医療機関のご案内 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。



企業向けサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案します。

自動車防災サービス

■ 自動車事故防止総合プログラム「SD3」

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」をご提供しています。自動車事故防止のためのさまざまな情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやすくお客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が効果をあげるようサポートを行っています。



< SD3の概要 >

【ステップ1】交通事故防止対策をご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果のあがっていない取り組み等、ご関心のある対策をチェックしていただけます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介

事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介することで、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただけます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介

34種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただけます。

各種診断サービス

■ 防災診断サービス

火災・爆発や自然災害等、施設・設備にダメージを与え、企業活動を阻害する恐れのあるリスクへの対応状況を診断し、予防・軽減対策等をご提案します。



■ リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案します。

- ・ 情報リスク診断 ・ 危機管理体制診断
- ・ コンプライアンス体制診断 ・ 雷リスク診断
- ・ 瞬低・停電リスク診断 ・ 土壌汚染リスク診断
- ・ 中小企業・法人向けリスク診断

■ 火災保険物件調査サービス

企業のビルや工場等について、適切な保険金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査・評価します。また、建物ごとの適正な保険料率と割引適用が可能かどうかを調査し、合理的な契約方式も含め、適切な火災保険契約をご提案します。

■ 賠償リスク診断サービス

社会の変化や法制化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防軽減策をご提案します。

- ・ PL(生産物賠償責任)防災サービス
- ・ 個人情報保護支援サービス

リスクマネジメント情報の提供

■ 「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報をさまざまな角度から取り上げてお届けしています。



■ 防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故等の各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料をお客さまのご依頼に応じて作成し、ご提供します。

新商品の開発状況(主な料率改定)

新商品の開発状況

2006年(平成18年) 3月	・「海外旅行保険」発売
2008年(平成20年) 11月	・新総合自動車保険「VAP」発売
2010年(平成22年) 1月	・「住宅安心保険」発売

約款・料率の改定

2006年(平成18年) 3月	・リサイクル部品・指定修理工場在庫条件付自動車保険「Eco-ひいき」を「アサンテ」に名称変更
4月	・生活安全総合保険「生活大臣」の改定
10月	・「公務員賠償責任保険」の改定
2007年(平成19年) 1月	・総合自動車保険「VAP」の改定 ・家庭用自動車保険「HAP」の改定 ・建設工事保険の改定
4月	・生活安全総合保険「生活大臣」の改定
8月	・傷害保険(積立を含む)の改定
10月	・地震保険の改定
11月	・企業向け傷害保険「ろうむキーパー」の改定
2008年(平成20年) 11月	・家庭用自動車保険「HAP」の改定
2010年(平成22年) 1月	・新総合自動車保険「VAP」の改定 ・家庭用自動車保険「HAP」の改定 ・地震保険の改定 ・火災保険の改定 ・傷害保険(積立を含む)の改定
2010年(平成22年) 4月	・賠償責任保険の改定 ・動産総合保険の改定 ・労働災害総合保険の改定 ・建設工事保険の改定

業績データ

事業の状況	58
経理の状況	70

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	144,620 (△0.24%)	144,711 (0.06%)	141,684 (△2.09%)	135,916 (△4.07%)	131,876 (△2.97%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	172,776 (△5.94%)	169,908 (△1.66%)	168,952 (△0.56%)	166,114 (△1.68%)	167,119 (0.60%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	△2,496 (△239.21%)	△6,789 (—%)	△637 (—%)	3,231 (—%)	△1,945 (△160.19%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	5,359 (2.01%)	652 (△87.83%)	2,622 (302.23%)	△16,179 (△716.94%)	6,423 (—%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	2,943 (10.68%)	423 (△85.62%)	1,962 (363.54%)	△10,315 (△625.57%)	4,281 (—%)
正味損害率	59.05%	62.11%	61.39%	62.64%	64.59%
正味事業費率	36.50%	36.37%	37.14%	38.41%	39.24%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	7,692 (14.91%)	8,545 (11.09%)	7,533 (△11.85%)	5,965 (△20.81%)	5,735 (△3.86%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.94%	2.13%	1.88%	1.52%	1.56%
資産運用利回り (実現利回り)	3.03%	2.97%	1.98%	△3.63%	3.23%
時価総合利回り	11.78%	0.95%	△8.98%	△6.93%	5.53%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,389 (212,696千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純資産額	124,638	118,278	86,549	64,483	72,388
総資産額	517,768	516,415	481,808	443,040	439,481
積立勘定資産残高	105,024	98,211	91,407	82,156	73,918
責任準備金残高	330,829	332,566	329,070	319,512	306,056
貸付金残高	64,666	53,503	41,618	28,558	20,471
有価証券残高	307,669	331,661	305,170	256,175	285,515
ソルベンシー・マージン比率	1,132.5%	1,012.6%	899.3%	737.9%	747.7%
自己資本比率	24.07%	22.90%	17.96%	14.55%	16.47%
配当性向	51.15%	398.01%	132.58%	—	84.57%
従業員数	2,662名	2,741名	2,745名	2,746名	2,615名

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、「P.69 ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

4. 純資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む積立保険料)及び1人当たり保険料

(単位：百万円)

年 度 種 目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	29,113	18.7%	△5.7%	28,512	19.0%	△2.1%	27,324	18.7%	△4.2%
海 上	918	0.6	△3.8	505	0.3	△44.9	2	0.0	△99.6
傷 害	17,361	11.2	△11.3	17,638	11.8	1.6	16,709	11.5	△5.3
自 動 車	75,510	48.5	△1.4	74,378	49.7	△1.5	74,477	51.1	0.1
自動車損害賠償責任	22,538	14.5	△5.7	18,911	12.6	△16.1	18,069	12.4	△4.5
そ の 他	10,254	6.6	△1.4	9,789	6.5	△4.5	9,213	6.3	△5.9
合 計	155,696	100.0	△4.1	149,735	100.0	△3.8	145,796	100.0	△2.6
従業員一人当たり 元受正味保険料(含む積立保険料)	56		△4.2	54		△3.9	55		2.2

(注) 1.元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2.従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)=元受正味保険料(含む積立保険料)÷従業員数

正味収入保険料

(単位：百万円)

年 度 種 目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	23,678	16.7%	△4.5%	24,454	18.0%	3.3%	23,154	17.6%	△5.3%
海 上	1,036	0.7	0.2	693	0.5	△33.1	140	0.1	△79.7
傷 害	10,264	7.2	△5.9	9,794	7.2	△4.6	9,509	7.2	△2.9
自 動 車	75,087	53.0	△1.4	73,958	54.4	△1.5	74,043	56.1	0.1
自動車損害賠償責任	21,960	15.5	△0.4	17,706	13.0	△19.4	16,377	12.4	△7.5
そ の 他	9,658	6.8	△1.3	9,309	6.8	△3.6	8,650	6.6	△7.1
合 計	141,684	100.0	△2.1	135,916	100.0	△4.1	131,876	100.0	△3.0

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位：百万円)

年 度 種 目	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火 災	2,910	5,889	3,203	5,694	2,788	6,078
海 上	247	129	230	43	145	6
傷 害	12	132	△0	113	0	104
自 動 車	42	465	38	459	35	469
自動車損害賠償責任	16,338	16,917	11,463	12,668	10,423	12,115
そ の 他	472	1,055	414	920	364	948
合 計	20,024	24,589	15,350	19,898	13,758	19,722

(注) 1.受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2.支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		1,849		1,755		1,697	
海 上		44		42		45	
傷 害		1,887		1,775		1,508	
自 動 車		787		857		825	
自動車損害賠償責任		885		925		611	
そ の 他		345		323		303	
合 計		5,799		5,679		4,992	

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		1,885		1,486		△366	
海 上		194		204		222	
傷 害		△1,797		△1,325		△739	
自 動 車		967		3,009		34	
自動車損害賠償責任		—		—		—	
そ の 他		△1,887		△143		△1,095	
合 計		△637		3,231		△1,945	

元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		8,188	10.2 %	7,092	9.0 %	7,744	9.7 %
海 上		365	0.5	237	0.3	18	0.0
傷 害		5,211	6.5	5,752	7.3	5,730	7.2
自 動 車		45,717	56.8	44,307	55.9	44,995	56.2
自動車損害賠償責任		16,048	19.9	16,949	21.4	17,219	21.5
そ の 他		4,986	6.2	4,885	6.2	4,413	5.5
合 計		80,518	100.0	79,224	100.0	80,121	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率
火 災	8,665	10.9%	38.7%	7,924	10.2%	34.4%	8,647	11.1%	39.7%
海 上	448	0.6	46.2	337	0.4	51.2	130	0.2	96.1
傷 害	5,215	6.5	55.1	5,750	7.4	63.4	5,726	7.4	65.7
自 動 車	45,460	57.0	66.6	44,144	56.7	65.8	44,463	57.1	66.0
自動車損害賠償責任	14,875	18.7	73.5	14,873	19.1	91.1	14,518	18.6	96.7
そ の 他	5,029	6.3	57.1	4,861	6.2	57.6	4,413	5.7	56.4
合 計	79,694	100.0	61.4	77,893	100.0	62.6	77,900	100.0	64.6

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火 災	1,692	1,215	1,498	665	1,249	346
海 上	153	71	144	43	120	8
傷 害	6	2	2	3	0	4
自 動 車	30	287	40	204	39	570
自動車損害賠償責任	14,875	16,048	14,873	16,949	14,518	17,219
そ の 他	319	276	64	87	159	159
合 計	17,077	17,902	16,623	17,954	16,087	18,307

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。
2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年 度 種 目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	38.7	46.1	84.8	34.4	44.7	79.1	39.7	45.9	85.6
海 上	46.2	39.9	86.1	51.2	36.0	87.2	96.1	32.4	128.5
傷 害	55.1	50.6	105.7	63.4	51.9	115.3	65.7	54.2	119.9
自 動 車	66.6	35.2	101.8	65.8	35.6	101.4	66.0	35.7	101.7
自動車損害賠償責任	73.5	21.1	94.6	91.1	27.0	118.1	96.7	30.0	126.7
そ の 他	57.1	51.7	108.8	57.6	52.0	109.6	56.4	52.9	109.3
合 計	61.4	37.1	98.5	62.6	38.4	101.0	64.6	39.2	103.8

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種 目	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	27.6	44.1	71.7	32.8	44.9	77.7	41.0	44.0	85.0
海 上	48.3	35.4	83.7	37.5	28.5	66.0	16.1	19.9	36.0
傷 害	64.0	49.7	113.7	66.4	50.6	117.0	60.1	52.9	113.0
(うち医療)	(3.5)			(3.7)			(4.3)		
(うちがん)	(55.5)			(45.1)			(44.5)		
自 動 車	68.1	34.7	102.8	65.7	35.3	101.0	67.6	35.6	103.2
そ の 他	60.5	47.2	107.7	41.1	48.0	89.1	53.3	47.8	101.1
(うち介護費用)	(—)			(—)			(—)		
合 計	58.6	39.0	97.6	56.7	39.6	96.3	60.2	39.7	99.9

- (注) 1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2.発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3.事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4.合算率=発生損害率+事業費率
 5.出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6.出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7.傷害のうち「介護」は取り扱いがありません。
 8.(うち介護費用)の発生損害率は、出再控除前の既経過保険料が負値であるため「-」と表示しています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国 内 契 約	98.7%	98.4%	98.6%
海 外 契 約	1.3%	1.6%	1.4%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成21年度	41 (—)	53.7% (—)
平成20年度	44 (—)	51.9% (—)

- (注) 1.出再先保険会社数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+～BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
平成21年度	99.3% (—)	0.0% (—)	0.7% (—)	100.0% (—)
平成20年度	99.2% (—)	0.1% (—)	0.7% (—)	100.0% (—)

(注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により行っています。

- ①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。
- ②スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付の有無を確認し、利用できる格付に読み替えて使用しています。
- ③格付の読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+～BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上	—	B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1～Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+～BBB-	BB+以下

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度開始時の未収再保険金①		944 (—)	477 (—)	130 (—)
当該年度に回収できる事由が発生した額②		1,536 (—)	647 (—)	910 (—)
当該年度回収等③		2,002 (—)	994 (—)	928 (—)
年度末の未収再保険金④ = ① + ② - ③		477 (—)	130 (—)	112 (—)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業の状況

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、平成21年6月および平成22年6月に満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

(満期返れい金100万円の例)

満期月 および保険期間	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
		3年	0円	0円	0円	0円
平成21年6月	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
平成22年6月	3年	0円	0円	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

区 分	平成19年度末			平成20年度末			平成21年度末			
		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
総 資 産	481,808	100.0%	△6.7%	443,040	100.0%	△8.0%	439,481	100.0%	△0.8%	
運 用 資 産	415,959	86.3	△10.8	349,254	78.8	△16.0	364,516	82.9	4.4	
運用資産内訳	預 貯 金	30,719	6.4	△19.6	25,619	5.8	△16.6	25,280	5.8	△1.3
	コールローン	3,500	0.7	△50.0	—	—	△100.0	—	—	—
	買入金銭債権	514	0.1	△15.4	4,996	1.1	870.8	—	—	△100.0
	有 価 証 券	305,170	63.3	△8.0	256,175	57.8	△16.1	285,515	65.0	11.5
	(うち株式)	(84,128)	(17.5)	(△32.1)	(54,965)	(12.4)	(△34.7)	(47,318)	(10.8)	(△13.9)
	貸 付 金	41,618	8.6	△22.2	28,558	6.4	△31.4	20,471	4.7	△28.3
	土 地 ・ 建 物	34,435	7.1	△2.3	33,904	7.7	△1.5	33,249	7.6	△1.9

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		利回り		利回り		利回り
預 貯 金	99	0.34%	49	0.21%	19	0.08%
コ ー ル ロ ー ン	55	0.47	24	0.44	—	—
買 入 金 銭 債 権	8	1.55	19	0.95	3	0.40
有 価 証 券	5,967	2.18	4,805	1.66	4,811	1.74
(公 社 債)	(1,646)	(1.43)	(2,054)	(1.52)	(2,922)	(1.63)
(株 式)	(1,604)	(2.83)	(1,242)	(2.37)	(918)	(2.23)
(外 国 証 券)	(1,569)	(1.98)	(1,337)	(1.55)	(944)	(2.00)
(その他の証券)	(1,147)	(5.32)	(171)	(1.08)	(26)	(0.32)
貸 付 金	1,010	2.07	657	1.96	458	1.85
土 地 ・ 建 物	330	0.94	331	0.96	310	0.91
小 計	7,472	1.88	5,888	1.52	5,602	1.56
そ の 他	61		76		132	
合 計	7,533		5,965		5,735	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)…運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価をベースとした利回り。

現 状

経 営 情 況 につ いて

商 品 ・ サ ー ビ ス につ いて

業 績 デ ー タ

コ ー ポ レ ー ト デ ー タ

事業の状況

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	△114	29,030	△0.39%	△120	23,260	△0.52%	△15	23,430	△0.07%
コ ー ル ロ ー ン	55	11,846	0.47	24	5,605	0.44	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	8	556	1.55	20	2,012	1.03	3	846	0.40
有 価 証 券	6,329	273,100	2.32	△15,825	289,668	△5.46	10,628	276,276	3.85
(公 社 債)	(1,908)	(115,397)	(1.65)	(2,362)	(135,244)	(1.75)	(2,898)	(179,673)	(1.61)
(株 式)	(4,739)	(56,775)	(8.35)	(△220)	(52,420)	(△0.42)	(5,769)	(41,180)	(14.01)
(外 国 証 券)	(△745)	(79,372)	(△0.94)	(△13,242)	(86,086)	(△15.38)	(1,226)	(47,209)	(2.60)
(その他の証券)	(427)	(21,555)	(1.98)	(△4,724)	(15,917)	(△29.68)	(733)	(8,212)	(8.93)
貸 付 金	1,033	48,758	2.12	678	33,521	2.02	459	24,723	1.86
土 地 ・ 建 物	330	35,182	0.94	331	34,473	0.96	310	33,938	0.91
金 融 派 生 商 品	193	—	—	727	—	—	108	—	—
そ の 他	41	—	—	60	—	—	117	—	—
合 計	7,879	398,475	1.98	△14,103	388,541	△3.63	11,611	359,215	3.23

(注)資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標。

・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均。ただし、コールローンおよび買入金銭債権は日々残高の平均)

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	△114	29,030	△0.39%	△120	23,260	△0.52%	△15	23,430	△0.07%
コ ー ル ロ ー ン	55	11,846	0.47	24	5,605	0.44	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	8	556	1.55	20	2,012	1.03	3	846	0.40
有 価 証 券	△44,511	345,607	△12.88	△30,197	311,334	△9.70	19,246	283,569	6.79
(公 社 債)	(1,752)	(118,273)	(1.48)	(1,617)	(137,965)	(1.17)	(4,140)	(181,649)	(2.28)
(株 式)	(△32,945)	(123,562)	(△26.66)	(△19,940)	(81,522)	(△24.46)	(9,639)	(50,562)	(19.07)
(外 国 証 券)	(△10,037)	(80,585)	(△12.46)	(△8,288)	(78,007)	(△10.62)	(3,706)	(44,085)	(8.41)
(その他の証券)	(△3,281)	(23,186)	(△14.15)	(△3,585)	(13,838)	(△25.91)	(1,759)	(7,273)	(24.19)
貸 付 金	1,033	48,758	2.12	678	33,521	2.02	459	24,723	1.86
土 地 ・ 建 物	330	35,182	0.94	331	34,473	0.96	310	33,938	0.91
金 融 派 生 商 品	862	—	—	758	—	—	135	—	—
そ の 他	41	—	—	60	—	—	117	—	—
合 計	△42,292	470,981	△8.98	△28,444	410,207	△6.93	20,257	366,508	5.53

(注)時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・資産運用損益(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)

+ (当期末評価差額(*)-前期末評価差額(*)+繰延ヘッジ損益増減)

・平均運用額(時価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額(*)

+ 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*)税効果控除前の金額によっています。

海外投融資

(単位:百万円)

区 分		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
			構成比		構成比		構成比
外貨建	外国公社債	18,724	23.4	11,974	23.4	7,420	19.9
	外国株式	503	0.6	438	0.9	379	1.0
	その他	4,530	5.7	1,285	2.5	908	2.4
	計	23,757	29.7	13,698	26.7	8,707	23.3
円貨建	非居住者貸付	500	0.6	500	1.0	500	1.3
	外国公社債	30,356	37.9	32,703	63.8	23,815	63.7
	外国株式	3,500	4.4	300	0.6	300	0.8
	その他	21,949	27.4	4,080	8.0	4,043	10.8
計	56,305	70.3	37,583	73.3	28,659	76.7	
合 計		80,063	100.0	51,282	100.0	37,366	100.0
インカム利回り		1.99%		1.56%		2.00%	
実現利回り		△1.00%		△15.27%		2.59%	
時価総合利回り		△11.58%		△10.50%		8.39%	

(注)1.外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2.「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3.「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.66「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4.「時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.66「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区 分		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	公 社・公 団 債	9	64.3	8	72.7	5	73.7
	計	9	64.3	8	72.7	5	73.7
貸 付	公 共 団 体	—	—	—	—	—	—
	公 社・公 団	5	35.7	3	27.3	2	26.3
	計	5	35.7	3	27.3	2	26.3
合 計		14	100.0	11	100.0	7	100.0

現 状

総 務 課 について

商 品・サ ー ビ ス について

業 績 デ ー タ

コ ー ポ レ ー ト デ ー タ

事業の状況

各種ローン金利

(単位:%)

貸出の種類		利率											
平成20年度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成20年 4月1日		平成20年 5月9日	平成20年 6月10日	平成20年 7月10日	平成20年 8月8日	平成20年 9月10日	平成20年 10月10日	平成20年 11月11日		平成21年 1月9日	
		2.10		2.40	2.45	2.40	2.25	2.30	2.35	2.40		2.25	
	消費者ローン	平成20年 4月1日			平成20年 6月5日							平成20年 12月5日	
		6.01			5.86							6.06	
平成21年度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成21年 4月1日	平成21年 4月10日	平成21年 5月8日		平成21年 7月10日	平成21年 8月11日	平成21年 9月10日	平成21年 10月9日	平成21年 11月10日	平成21年 12月10日		平成22年 3月10日
		2.25	2.30	2.10		1.90	1.95	1.80	1.70	1.85	1.65		1.60
	消費者ローン	平成21年 4月1日			平成21年 6月5日							平成21年 12月5日	
		6.06			6.01							5.56	

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	比較増減
(A)ソルベンシー・マージン総額		138,990	144,330	5,340
資本金等		57,299	57,961	661
価格変動準備金		272	506	233
危険準備金		—	—	—
異常危険準備金		64,354	63,925	△428
一般貸倒引当金		441	365	△75
その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)(税効果控除前)		6,564	14,320	7,756
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)		1,828	△969	△2,798
払戻積立金超過額		—	—	—
負債性資本調達手段等		—	—	—
控除項目		—	—	—
その他		8,229	8,220	△9
(B)リスクの合計額		37,669	38,601	932
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$				
一般保険リスク(R ₁)		7,831	7,585	△246
第三分野保険の保険リスク(R ₂)		—	—	—
予定利率リスク(R ₃)		445	423	△21
資産運用リスク(R ₄)		8,872	8,809	△63
経営管理リスク(R ₅)		1,242	852	△389
巨大災害リスク(R ₆)		24,255	25,799	1,544
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100		737.9%	747.7%	9.8%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、「資本金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額です。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く)
(第三分野保険の保険リスク)
 - ②予定利率上の危険：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
 - ③資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
 - ④経営管理上の危険：業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
(経営管理リスク)
 - ⑤巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。なお、金融商品取引法第193条の2に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものには該当しないため、当該規定に基づいた監査法人の監査は受けておりません。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)		平成21年度 (平成22年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	25,683	5.80	25,326	5.76	△356
現金	63		46		△17
預貯金	25,619		25,280		△339
買入金銭債権	4,996	1.13	—	—	△4,996
有価証券	256,175	57.82	285,515	64.97	29,339
国債	52,501		87,545		35,044
地方債	556		3,153		2,597
社債	88,008		105,279		17,270
株式	54,965		47,318		△7,647
外国証券	50,782		36,866		△13,916
その他の証券	9,360		5,351		△4,009
貸付金	28,558	6.45	20,471	4.66	△8,086
保険約款貸付	698		632		△66
一般貸付	27,859		19,839		△8,020
有形固定資産	35,579	8.03	34,674	7.89	△904
土地	20,313		20,266		△47
建物	13,591		12,982		△608
リース資産	65		54		△11
その他の有形固定資産	1,609		1,371		△237
無形固定資産	96	0.02	95	0.02	△1
その他の資産	59,257	13.38	45,413	10.33	△13,844
未収保険料	4		19		14
代理店貸	6,607		6,652		44
共同保険貸	379		413		33
再保険貸	5,718		6,302		584
外国再保険貸	999		672		△327
未収現金	24,459		10,049		△14,409
未収収益	749		793		43
預託金	1,142		1,078		△64
地震保険預託金	10,599		11,210		611
仮払金	3,973		4,067		94
金融派生商品	68		—		△68
その他の資産	4,555		4,152		△402
繰延税金資産	36,145	8.16	30,702	6.99	△5,443
貸倒引当金	△3,452	△0.78	△2,718	△0.62	734
資産の部合計	443,040	100.00	439,481	100.00	△3,558

(単位：百万円)

科 目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)		平成21年度 (平成22年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	364,437	82.26	352,504	80.21	△11,932
支払備金	44,925		46,448		1,523
責任準備金	319,512		306,056		△13,456
その他の負債	11,685	2.64	12,834	2.92	1,149
共同保険借	447		449		1
再保険借	4,050		4,190		140
外国再保険借	654		585		△68
未払法人税等	410		355		△54
預り金	407		410		2
前受収益	20		17		△3
未払金	1,611		2,067		456
仮受金	3,957		4,633		675
金融派生商品	54		64		10
リース債務	68		58		△10
その他の負債	2		2		—
退職給付引当金	1,628	0.37	792	0.18	△835
賞与引当金	533	0.12	454	0.10	△78
特別法上の準備金	272	0.06	506	0.12	233
価格変動準備金	272		506		233
負債の部合計	378,557	85.45	367,093	83.53	△11,463
(純資産の部)					
資本金	20,389	4.60	20,389	4.64	—
資本剰余金	15,518	3.50	15,518	3.53	—
資本準備金	12,620		12,620		—
その他資本剰余金	2,898		2,898		—
利益剰余金	23,971	5.41	25,672	5.84	1,700
利益準備金	6,492		7,008		516
その他利益剰余金	17,479		18,664		1,184
特別準備金	20,840		10,840		△10,000
配当引当積立金	3,300		—		△3,300
不動産圧縮積立金	1,716		1,703		△12
繰越利益剰余金	△8,376		6,120		14,497
株主資本合計	59,880	13.52	61,580	14.01	1,700
その他有価証券評価差額金	4,653	1.05	10,840	2.47	6,186
繰延ヘッジ損益	△50	△0.01	△32	△0.01	17
評価・換算差額等合計	4,603	1.04	10,807	2.46	6,204
純資産の部合計	64,483	14.55	72,388	16.47	7,905
負債及び純資産の部合計	443,040	100.00	439,481	100.00	△3,558

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

〈平成21年度の注記事項〉

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
3. 有形固定資産の減価償却は次のとおりとしています。
 - (1) リース資産以外の有形固定資産
定率法により行っています。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備等を除く)については、定額法により行っています。
 - (2) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っています。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づいて、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、翌期から費用処理しています。
(会計方針の変更)
当期末より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しています。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当期の計算書類に与える影響はありません。
(追加情報)
平成21年4月1日に退職一時金制度の一部について適格年金制度へ移行しています。
また、平成21年10月1日に適格年金制度から(規約型)確定給付企業年金制度へ移行し、退職一時金制度の一部について(規約型)確定給付企業年金制度へ移行しています。これらの移行については「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用していますが、移行に伴う当期の損益への影響額は軽微です。
7. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
9. 所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する期に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
10. 外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引の一部については、繰延ヘッジ処理を行っています。
なお、繰延ヘッジ処理については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
11. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
12. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,586百万円です。
この内訳は次のとおりです。
 - (1) 破綻先債権額は752百万円です。
破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸付金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 - (2) 延滞債権額は1,799百万円です。
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。
 - (3) 3か月以上延滞債権額はありません。
3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
 - (4) 貸付条件緩和債権額は1,035百万円です。
貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は22,737百万円、圧縮記帳額は5,560百万円です。
14. 関係会社に対する金銭債権総額は304百万円、金銭債務総額は169百万円です。
15. 取締役および監査役に対する金銭債務の総額は146百万円です。
16. 繰延税金資産の総額は41,666百万円、繰延税金負債の総額は7,263百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は3,699百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金27,470百万円、有価証券評価損3,637百万円、退職給付引当金3,633百万円、繰越欠損金2,107百万円、ソフトウェア1,271百万円および支払備金1,218百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金5,071百万円です。

17. 関係会社株式の額は、83百万円です。
18. 担保に供している資産は、預貯金1,069百万円です。これは、信用状発行の目的により差し入れているものです。
19. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	42,142百万円
同上に係る出再支払備金	1,008百万円
差引(イ)	41,133百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	5,315百万円
計(イ+ロ)	46,448百万円

20. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	120,361百万円
同上に係る出再責任準備金	2,547百万円
差引(イ)	117,814百万円
その他の責任準備金(ロ)	188,242百万円
計(イ+ロ)	306,056百万円

21. 1株当たりの純資産額は344円18銭です。
算定上の基礎である純資産額は72,388百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は210,320千株です。
22. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

- (1) 退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	△19,409百万円
ロ.年金資産	8,886百万円
ハ.退職給付信託	10,593百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	71百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	3,613百万円
ヘ.未認識過去勤務債務	△484百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	3,201百万円
チ.前払年金費用	3,993百万円
リ.退職給付引当金(ト-チ)	△792百万円

- (2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
過去勤務債務の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

- (3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金 百万円	確定給付年金 百万円	自社年金 百万円	合計 百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△4,096	△55	△5,141	△9,292
退職給付信託の年金資産	3,304	2,146	7,043	12,493
退職給付引当金(純額)	△792	—	—	△792
前払年金費用(純額)	—	2,091	1,901	3,993

23. 上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

24. 重要な後発事象

当期末日後に、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。

25. ストック・オプションに関する事項は次の通りです。

- (1) ストック・オプションに係る当期における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費 71百万円

- (2) 当期に付与したストック・オプションの内容

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役、監査役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当期末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
経 常 収 益		166,114	167,119	1,004
保 険 引 受 収 益		158,770	156,051	△2,719
正味収入保険料		135,916	131,876	△4,039
収入積立保険料		9,271	7,954	△1,316
積立保険料等運用益		2,655	2,744	88
支払備金戻入額		1,350	—	△1,350
責任準備金戻入額		9,558	13,456	3,897
その他保険引受収益		17	18	1
資 産 運 用 収 益		7,241	10,956	3,715
利息及び配当金収入		5,965	5,735	△230
有価証券売却益		3,109	6,705	3,595
有価証券償還益		62	1,151	1,088
金融派生商品収益		727	108	△618
その他運用収益		32	0	△31
積立保険料等運用益振替		△2,655	△2,744	△88
そ の 他 経 常 収 益		103	111	8
経 常 費 用		182,294	160,695	△21,599
保 険 引 受 費 用		127,752	130,426	2,674
正味支払保険金		77,893	77,900	7
損害調査費		7,249	7,279	30
諸手数料及び集金		24,580	24,444	△135
満期返戻金		17,674	19,147	1,473
契約者配当金		7	5	△2
支払備金繰入額		—	1,523	1,523
為替差損		237	14	△222
その他保険引受費用		110	110	0
資 産 運 用 費 用		24,000	2,089	△21,910
有価証券売却損		1,797	463	△1,333
有価証券評価損		12,977	1,075	△11,902
有価証券償還損		8,945	387	△8,558
為替差損		194	64	△129
その他運用費用		85	98	13
営業費及び一般管理費		28,215	27,890	△325
そ の 他 経 常 費 用		2,325	288	△2,037
貸倒引当金繰入額		1,968	123	△1,844
貸倒損失		0	0	0
その他の経常費用		357	164	△192
経 常 利 益		△16,179	6,423	22,603
特 別 利 益		4,136	1,362	△2,774
固定資産処分益		144	1,362	1,217
特別法上の準備金戻入額		3,835	—	△3,835
価格変動準備金		(3,835)	(—)	△3,835
その他特別利益		155	—	155
特 別 損 失		135	380	245
固定資産処分損		135	147	11
特別法上の準備金繰入額		—	233	233
価格変動準備金		(—)	(233)	233
税引前当期純利益		△12,179	7,404	19,584
法人税及び住民税		862	122	△740
法人税等調整額		△2,726	3,001	5,728
法人税等合計		△1,864	3,123	4,987
当期純利益		△10,315	4,281	14,596

〈平成21年度の注記事項〉

1. 関係会社との取引による収益総額は144百万円、費用総額は4,689百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	151,599百万円
支払再保険料	19,722百万円
差 引	131,876百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりです。

支払保険料	96,208百万円
回収再保険料	18,307百万円
差 引	77,900百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	25,544百万円
出再保険手数料	1,099百万円
差 引	24,444百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	1,271百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△318百万円
差 引 (イ)	1,589百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	△66百万円
計 (イ+口)	1,523百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	314百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△64百万円
差 引 (イ)	379百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△13,835百万円
計 (イ+口)	△13,456百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	19百万円
買入金銭債権利息	3百万円
有価証券利息・配当金	4,811百万円
貸付金利息	458百万円
不動産賃貸料	310百万円
その他利息・配当金	132百万円
計	5,735百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は186百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益は20円35銭です。算定上の基礎である当期純利益は4,281百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は1,345百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	699百万円
利息費用	396百万円
期待運用収益	△168百万円
数理計算上の差異の費用処理額	567百万円
過去勤務債務の費用処理額	△149百万円
計	1,345百万円

6. 当期における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は42.2%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額5.7%、受取配当等の益金不算入額△2.6%、住民税均等割等1.7%、交際費等の損金不算入額1.3%です。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度		比較増減
	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	
	金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)	△12,179	7,404	19,584
減価償却費	1,363	1,362	△1
支払備金の増減額(△は減少)	△1,350	1,523	2,873
責任準備金の増減額(△は減少)	△9,558	△13,456	△3,897
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,591	△734	△2,326
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△102	△835	△733
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△327	—	327
賞与引当金の増減額(△は減少)	△173	△78	94
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△3,835	233	4,069
利息及び配当金収入	△5,965	△5,735	230
有価証券関係損益(△は益)	20,623	△5,869	△26,493
為替差損益(△は益)	194	64	△129
有形固定資産関係損益(△は益)	△8	△1,215	△1,206
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	965	△585	△1,550
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△1,189	1,185	2,374
その他	279	853	574
小計	△9,674	△15,881	△6,206
利息及び配当金の受取額	6,100	5,738	△362
法人税等の支払額	△1,521	239	1,760
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,095	△9,904	△4,808
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	61	738	677
買入金銭債権の売却・償還による収入	516	—	△516
有価証券の取得による支出	△142,581	△108,129	34,451
有価証券の売却・償還による収入	134,389	107,300	△27,089
貸付けによる支出	△8,973	△1,724	7,249
貸付金の回収による収入	21,760	8,967	△12,793
資産運用活動計	5,172	7,152	1,979
(営業活動及び資産運用活動計)	(77)	(△2,751)	△2,829
有形固定資産の取得による支出	△1,111	△622	488
有形固定資産の売却による収入	235	1,392	1,156
その他	0	0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,297	7,921	3,624
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△2,606	△2,586	20
その他	—	△11	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,606	△2,597	9
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	—	△4
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,400	△4,579	△1,179
現金及び現金同等物期首残高	27,393	23,992	△3,400
現金及び現金同等物期末残高	23,992	19,412	△4,579

〈平成21年度の注記事項〉

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成22年3月31日現在)

現金及び預貯金	25,326百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	<u>△5,914百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>19,412百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

経理の状況

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
株主資本				
資本金				
前期末残高		20,389	20,389	—
当期変動額		—	—	—
当期変動額合計		—	—	—
当期末残高		20,389	20,389	—
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		12,620	12,620	—
当期変動額		—	—	—
当期変動額合計		—	—	—
当期末残高		12,620	12,620	—
その他資本剰余金				
前期末残高		2,898	2,898	—
当期変動額		—	—	—
当期変動額合計		—	—	—
当期末残高		2,898	2,898	—
利益剰余金				
利益準備金				
前期末残高		5,971	6,492	520
当期変動額		—	—	—
剰余金の配当		520	516	△4
当期変動額合計		520	516	△4
当期末残高		6,492	7,008	516
その他利益剰余金				
特別準備金				
前期末残高		20,840	20,840	—
当期変動額		—	—	—
特別準備金の取崩		—	△10,000	△10,000
当期変動額合計		—	△10,000	△10,000
当期末残高		20,840	10,840	△10,000
配当引当積立金				
前期末残高		4,300	3,300	△1,000
当期変動額		—	—	—
配当引当積立金の取崩		△1,000	△3,300	△2,300
当期変動額合計		△1,000	△3,300	△2,300
当期末残高		3,300	—	△3,300
不動産圧縮積立金				
前期末残高		1,729	1,716	△13
当期変動額		—	—	—
不動産圧縮積立金の取崩		△13	△12	0
当期変動額合計		△13	△12	0
当期末残高		1,716	1,703	△12
繰越利益剰余金				
前期末残高		4,047	△8,376	△12,423
当期変動額		—	—	—
特別準備金の取崩		—	10,000	10,000
配当引当積立金の取崩		1,000	3,300	2,300
不動産圧縮積立金の取崩		13	12	△0
剰余金の配当		△3,121	△3,096	25
当期純利益		△10,315	4,281	14,596
当期変動額合計		△12,423	14,497	26,921
当期末残高		△8,376	6,120	14,497

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
株主資本合計				
前期末残高		72,796	59,880	△12,916
当期変動額				
剰余金の配当		△2,601	△2,580	21
当期純利益		△10,315	4,281	14,596
当期変動額合計		△12,916	1,700	14,617
当期末残高		59,880	61,580	1,700
評価・換算差額等				
 その他有価証券評価差額金				
前期末残高		13,822	4,653	△9,169
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△9,169	6,186	15,356
当期変動額合計		△9,169	6,186	15,356
当期末残高		4,653	10,840	6,186
繰延ヘッジ損益				
前期末残高		△70	△50	20
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		20	17	△2
当期変動額合計		20	17	△2
当期末残高		△50	△32	17
純資産合計				
前期末残高		86,549	64,483	△22,065
当期変動額				
剰余金の配当		△2,601	△2,580	21
当期純利益		△10,315	4,281	14,596
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△9,149	6,204	15,353
当期変動額合計		△22,065	7,905	29,971
当期末残高		64,483	72,388	7,905

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

〈平成21年度の注記事項〉

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	平成20年度末 株式数(千株)	平成21年度増加 株式数(千株)	平成21年度減少 株式数(千株)	平成21年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	210,320	—	—	210,320
合計	210,320	—	—	210,320

(注)自己株式については、該当ありません。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	2,580百万円	12円27銭	平成21年3月31日	平成21年6月19日

(2)基準日が平成21年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が平成22年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月19日 取締役会	普通株式	3,619百万円	利益剰余金	17円21銭	平成22年3月31日	平成22年6月24日

貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科 目	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成21年度 (平成22年3月31日現在)
現金及び預貯金	30,817	25,683	25,326
一口金	3,500	—	—
買入金銭債権	514	4,996	—
有価証券	305,170	256,175	285,515
貸付金	41,618	28,558	20,471
有形固定資産	36,050	35,579	34,674
無形固定資産	104	96	95
その他資産	37,664	59,257	45,413
繰延税金資産	28,227	36,145	30,702
貸倒引当金	△1,861	△3,452	△2,718
資産の部合計	481,808	443,040	439,481
保険契約準備金	375,346	364,437	352,504
その他負債	13,038	11,685	12,834
退職給付引当金	1,730	1,628	792
役員退職慰労引当金	327	—	—
賞与引当金	706	533	454
特別法上の準備金	4,108	272	506
価格変動準備金	(4,108)	(272)	(506)
負債の部合計	395,259	378,557	367,093
資本金	20,389	20,389	20,389
資本剰余金	15,518	15,518	15,518
利益剰余金	36,888	23,971	25,672
株主資本合計	72,796	59,880	61,580
その他有価証券評価差額金	13,822	4,653	10,840
繰延ヘッジ損益	△70	△50	△32
評価・換算差額等合計	13,752	4,603	10,807
純資産の部合計	86,549	64,483	72,388
負債及び純資産の部合計	481,808	443,040	439,481

現
状

経
営
に
関
し
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経理の状況

損益計算書(主要項目)の推移

(単位:百万円)

年 度 科 目	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
経 常 収 益	168,952	166,114	167,119
保 険 引 受 収 益	157,921	158,770	156,051
正味収入保険料	141,684	135,916	131,876
収入積立保険料	9,445	9,271	7,954
積立保険料等運用益	3,286	2,655	2,744
支払備金戻入額	—	1,350	—
責任準備金戻入額	3,495	9,558	13,456
その他の保険引受収益	8	17	18
資 産 運 用 収 益	10,914	7,241	10,956
利息及び配当金収入	7,533	5,965	5,735
有価証券売却益等	6,638	3,899	7,965
その他の運用収益	28	32	0
積立保険料等運用益振替	△3,286	△2,655	△2,744
そ の 他 経 常 収 益	117	103	111
経 常 費 用	166,330	182,294	160,695
保 険 引 受 費 用	130,331	127,752	130,426
正味支払保険金	79,694	77,893	77,900
損害調査費	7,288	7,249	7,279
諸手数料及び集金費	24,716	24,580	24,444
満期返戻金	16,615	17,674	19,147
契約者配当金	4	7	5
支払備金繰入額	1,707	—	1,523
責任準備金繰入額	—	—	—
その他の保険引受費用	304	347	125
資 産 運 用 費 用	6,321	24,000	2,089
有価証券売却損等	2,070	10,742	850
有価証券評価損	3,731	12,977	1,075
その他の運用費用	519	279	163
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	28,513	28,215	27,890
そ の 他 経 常 費 用	1,163	2,325	288
経 常 利 益	2,622	△16,179	6,423
特 別 利 益	1,148	4,136	1,362
固定資産処分益	1,148	144	1,362
特別法上の準備金戻入額	—	3,835	—
価格変動準備金	(—)	(3,835)	(—)
その他の特別利益	—	155	—
特 別 損 失	608	135	380
固定資産処分損	179	135	147
特別法上の準備金繰入額	421	—	233
価格変動準備金	(421)	(—)	(233)
その他の特別損失	6	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	3,163	△12,179	7,404
法 人 税 及 び 住 民 税	769	862	122
法 人 税 等 調 整 額	431	△2,726	3,001
法 人 税 等 合 計	1,200	△1,864	3,123
当 期 純 利 益	1,962	△10,315	4,281

1株当たり配当金等の推移

項 目 \ 年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1株当たり配当金	12円37銭	12円27銭	17円21銭
1株当たり当期純利益	9円33銭	△49円04銭	20円35銭
配 当 性 向	132.58%	—	84.57%
1株当たり純資産額	411円51銭	306円59銭	344円18銭
従業員一人当たり総資産	175百万円	161百万円	168百万円

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載していません。

2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項 目 \ 年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
当 期 純 利 益 (百万円)	1,962	△10,315	4,281
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,962	△10,315	4,281
普通株式の期中平均株式 (千株)	210,320	210,320	210,320

経理の状況

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
現 金	97	63	46
預 貯 金	30,719	25,619	25,280
(郵便振替郵便貯金)	(629)	(688)	(526)
(当座預金)	(430)	(480)	(516)
(普通預金)	(19,685)	(15,002)	(17,392)
(通知預金)	(3,050)	(2,760)	(930)
(定期預金)	(5,624)	(5,487)	(4,714)
(譲渡性預金)	(1,300)	(1,200)	(1,200)
合 計	30,817	25,683	25,326

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
国 債	46,322	15.2	52,501	20.5	87,545	30.7
地 方 債	671	0.2	556	0.2	3,153	1.1
社 債	78,898	25.8	88,008	34.4	105,279	36.9
株 式	84,128	27.6	54,965	21.5	47,318	16.6
外 国 証 券	78,940	25.9	50,782	19.8	36,866	12.9
その他の証券	16,208	5.3	9,360	3.7	5,351	1.9
合 計	305,170	100.0	256,175	100.0	285,515	100.0

保有有価証券利回りの内訳と推移

区 分		年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
インカム利回り	公 社 債		1.43%	1.52%	1.63%
	株 式 債		2.83	2.37	2.23
	外 国 証 券		1.98	1.55	2.00
	そ の 他		5.32	1.08	0.32
	合 計		2.18	1.66	1.74
実現利回り	公 社 債		1.65%	1.75%	1.61%
	株 式 債		8.35	△0.42	14.01
	外 国 証 券		△0.94	△15.38	2.60
	そ の 他		1.98	△29.68	8.93
	合 計		2.32	△5.46	3.85
時価総合利回り	公 社 債		1.48%	1.17%	2.28%
	株 式 債		△26.66	△24.46	19.07
	外 国 証 券		△12.46	△10.62	8.41
	そ の 他		△14.15	△25.91	24.19
	合 計		△12.88	△9.70	6.79

(注) 1. 「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

2. 「実現利回り」は、P.66「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

3. 「時価総合利回り」は、P.66「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
平成20年度末	国 債		2,650	5,083	2,139	1,199	12,822	28,606	52,501
	地 方 債		15	10	323	102	104	—	556
	社 債		10,793	24,850	16,819	9,563	14,316	11,664	88,008
	株 式 債		—	—	—	—	—	54,965	54,965
	外 国 証 券		8,789	19,661	8,392	2,854	5,553	5,531	50,782
	その他の証券		247	976	121	306	—	7,709	9,360
	合 計		22,496	50,582	27,796	14,026	32,796	108,477	256,175
平成21年度末	国 債		1,600	1,100	5,600	9,227	4,290	63,600	85,417
	地 方 債		0	324	400	1,606	700	—	3,032
	社 債		11,450	21,521	20,650	11,509	18,927	18,700	102,757
	株 式 債		—	—	—	—	—	47,318	47,318
	外 国 証 券		10,107	15,002	3,002	1,165	4,179	2,831	36,288
	その他の証券		37	1,286	156	186	—	3,683	5,351
	合 計		23,194	39,235	29,808	23,695	28,096	136,133	280,164

(注)平成20年度は「貸借対照表計上額」を、平成21年度は「元本額(額面金額)」を表示しています。

経理の状況

業種別保有株式

(単位:千株,百万円)

区 分	平成19年度末			平成20年度末			平成21年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金融保険業	35,275	24,162	28.7 [%]	29,876	16,870	30.7 [%]	21,194	10,032	21.2 [%]
陸 運 業	20,946	9,069	10.8	20,948	8,789	16.0	18,422	7,310	15.4
鉄 鋼	23,603	8,385	10.0	23,138	3,574	6.5	21,508	4,612	9.7
機 械	13,531	4,924	5.9	12,629	2,774	5.0	12,440	3,774	8.0
商 業	11,290	7,276	8.6	10,300	4,308	7.8	7,786	3,735	7.9
建 設	7,535	4,305	5.1	7,354	3,377	6.1	7,758	3,405	7.2
食 料 品	6,052	4,447	5.3	5,830	3,662	6.7	4,623	2,767	5.8
輸 送 用 機 器	8,076	3,812	4.5	5,304	2,127	3.9	4,957	2,125	4.5
化 学	3,837	2,640	3.1	3,409	1,735	3.2	3,223	1,959	4.1
金 属 製 品	3,701	2,607	3.1	3,701	1,571	2.9	2,481	1,715	3.6
そ の 他	16,159	12,496	14.9	14,194	6,173	11.2	10,802	5,878	12.4
合 計	150,010	84,128	100.0	136,687	54,965	100.0	115,199	47,318	100.0

(注)1.業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2.化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

貸付金の残存期間別残高

平成20年度

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	2,893	1,288	372	1,277	—	368	6,201
	変動金利	3,814	7,637	2,534	3,304	—	141	17,433
	計	6,708	8,926	2,907	4,582	—	509	23,634
そ の 他	固定金利	37	106	195	393	898	1,703	3,332
	変動金利	—	510	13	11	63	293	892
	計	37	616	208	405	961	1,996	4,225
合 計	固定金利	2,931	1,394	567	1,670	898	2,071	9,534
	変動金利	3,814	8,147	2,548	3,316	63	434	18,325
	計	6,745	9,542	3,116	4,987	961	2,506	27,859

平成21年度

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	424	960	1,875	—	—	339	3,600
	変動金利	3,038	5,455	1,024	2,700	128	—	12,347
	計	3,463	6,415	2,900	2,700	128	339	15,948
そ の 他	固定金利	17	90	228	516	630	1,584	3,068
	変動金利	504	3	6	10	105	192	822
	計	522	94	234	526	736	1,776	3,891
合 計	固定金利	442	1,051	2,103	516	630	1,924	6,668
	変動金利	3,542	5,459	1,031	2,710	234	192	13,170
	計	3,985	6,510	3,135	3,226	865	2,116	19,839

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比		構成比		構成比
担 保 貸 付	6,677	16.0 %	5,591	19.6 %	4,206	20.6 %
有価証券担保貸付	215	0.5	455	1.6	215	1.1
不動産・動産・財団担保貸付	5,649	13.6	4,343	15.2	3,152	15.4
指名債権担保貸付	813	2.0	793	2.8	839	4.1
保 証 貸 付	6,765	16.3	5,235	18.3	4,928	24.1
信 用 貸 付	27,349	65.7	16,992	59.5	10,690	52.2
そ の 他	66	0.2	39	0.1	13	0.1
一 般 貸 付 計	40,858	98.2	27,859	97.6	19,839	96.9
約 款 貸 付	759	1.8	698	2.4	632	3.1
合 計	41,618	100.0	28,558	100.0	20,471	100.0
(うち劣後特約付貸付)	(5,500)	(13.2)	(4,000)	(14.0)	(4,000)	(19.5)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比		構成比		構成比
設 備 資 金	11,593	27.9 %	9,419	33.0 %	6,738	32.9 %
運 転 資 金	30,025	72.1	19,139	67.0	13,733	67.1
合 計	41,618	100.0	28,558	100.0	20,471	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比		構成比		構成比
農 林 ・ 水 産 業	142	0.3 %	180	0.6 %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,560	3.7	515	1.8	353	1.7
製 造 業	3,796	9.1	2,544	8.9	882	4.3
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,456	3.5	1,410	4.9	952	4.7
金 融 業 ・ 保 険 業	11,273	27.1	7,394	25.9	6,236	30.5
不動産業・物品賃貸業	8,472	20.4	3,369	11.8	1,940	9.5
情 報 通 信 業	200	0.5	425	1.5	500	2.4
運 輸 業 ・ 郵 便 業	1,800	4.3	1,800	6.3	800	3.9
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.0	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業 等	7,398	17.8	5,953	20.8	4,268	20.9
そ の 他	4,680	11.2	4,225	14.8	3,891	19.0
(うち個人住宅消費者ローン)	(4,130)	(9.9)	(3,683)	(12.9)	(3,358)	(16.4)
計	40,792	98.0	27,820	97.4	19,825	96.8
公 共 団 体	61	0.1	36	0.1	11	0.1
公 社 ・ 公 団	5	0.0	3	0.0	2	0.0
約 款 貸 付	759	1.8	698	2.4	632	3.1
合 計	41,618	100.0	28,558	100.0	20,471	100.0

現 状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
			構成比		構成比		構成比
大 企 業		25,193	61.7 %	16,049	57.6 %	11,150	56.2 %
中 堅 企 業		6,748	16.5	4,549	16.3	3,113	15.7
中 小 企 業		4,175	10.2	2,998	10.8	1,672	8.4
そ の 他		4,741	11.6	4,261	15.3	3,902	19.7
一 般 貸 付 計		40,858	100.0	27,859	100.0	19,839	100.0

- (注) 1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 2.中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
 4.その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
			構成比		構成比		構成比
国 内	首 都 圏	32,526	88.6 %	21,042	87.2 %	13,798	83.9 %
	その他の地域	3,695	10.1	2,591	10.7	2,149	13.1
	国 内 計	36,221	98.6	23,634	97.9	15,948	97.0
海 外 計		500	1.4	500	2.1	500	3.0
合 計		36,721	100.0	24,134	100.0	16,448	100.0

- (注) 1.個人ローン・約款貸付等は含みません。
 2.国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
土 地		20,391	20,313	20,266
営業用		19,903	19,825	19,117
賃貸用		487	487	1,148
建 物		14,044	13,591	12,982
営業用		12,982	12,543	11,481
賃貸用		1,061	1,048	1,501
土地・建物合計		34,435	33,904	33,249
営業用		32,885	32,368	30,599
賃貸用		1,549	1,536	2,649
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合 計		34,435	33,904	33,249
営業用		32,885	32,368	30,599
賃貸用		1,549	1,536	2,649
リ ー ス 資 産		—	65	54
その他の有形固定資産		1,615	1,609	1,371
有形固定資産合計		36,050	35,579	34,674

- (注)平成20年度以前は、賃貸割合の低い建物についてはすべて営業用を含めて表示していましたが、平成21年度より、賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
長 期 性 資 産	94,739	87,786	78,308

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比		構成比		構成比
個人向けローン	318	100.0 %	289	100.0 %	232	100.0 %
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合 計	318 (0.8%)	100.0	289 (1.0%)	100.0	232 (1.1%)	100.0
総貸付残高	41,618		28,558		20,471	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

その他資産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
未 収 保 険 料	16	4	19
代 理 店 貸	7,505	6,607	6,652
共 同 保 険 貸	408	379	413
再 保 険 貸	5,804	5,718	6,302
外 国 再 保 険 貸	1,451	999	672
未 収 金	2,099	24,459	10,049
未 収 収 益	726	749	793
預 託 金	1,202	1,142	1,078
地震保険預託金	10,062	10,599	11,210
仮 払 金	4,026	3,973	4,067
金 融 派 生 商 品	1	68	—
そ の 他 の 資 産	4,360	4,555	4,152
合 計	37,664	59,257	45,413

経理の状況

リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
破綻先債権額	566	2,249	752
延滞債権額	724	908	1,799
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸付条件緩和債権額	175	994	1,035
合 計	1,465	4,152	3,586
貸付金残高に対する比率	3.5%	14.5%	17.5%
(参考)貸付金残高	41,618	28,558	20,471

(注)各債権の定義は次のとおりです。

(1)破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に規定する事由が生じている貸付金です。

(2)延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3)3か月以上延滞債権

3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4)貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	809	2,249	761
危険債権	484	908	1,790
要管理債権	175	994	1,035
正常債権	40,479	24,458	16,915
合 計	41,948	28,611	20,502

(注)上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。

(2)危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。

(3)要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金)です。ただし前記(1)(2)に掲げる貸付金を除きます。

(4)正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)(2)(3)およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

自己査定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を策定し、適正な償却および引当金の計上を行っています。なお、平成21年度末においてⅣ分類資産については、その全額について償却または引当を行っています。

平成20年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸 付 金	23,883	1,993	896	1,784	4,674	28,558
有 価 証 券 等	260,724	447	—	554	1,001	261,726
有 形 固 定 資 産	35,578	1	—	—	1	35,579
そ の 他	120,704	134	328	25	488	121,193
合 計	440,890	2,576	1,225	2,364	6,166	447,056

平成21年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸 付 金	16,517	1,912	1,021	1,019	3,953	20,471
有 価 証 券 等	284,801	713	—	449	1,162	285,964
有 形 固 定 資 産	34,673	1	—	—	1	34,674
そ の 他	101,080	123	320	13	457	101,538
合 計	437,073	2,750	1,342	1,482	5,575	442,649

(注)1.有価証券等とは、有価証券、買入金銭債権です。

2.その他とは、預貯金、コールローン、保険料債権、預託金等です。

3.資産の自己査定結果における各分類債権の意義は次のとおりです。

(1)非分類(Ⅰ分類)資産

回収の危険性または価値の毀損の可能性について、問題のない資産です。

(2)Ⅱ分類資産

債権確保上の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3)Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。

(4)Ⅳ分類資産

回収不能または無価値と判定される資産です。

4.各欄の金額は、自己査定による償却および評価損計上実施前の残高を表示しています。

経理の状況

貸付金に対する自己査定、債務者区分に基づく債権及びリスク管理債権の関係

(単位:百万円)

自己査定(貸付金)				自己査定の 債務者区分(貸付金)	リスク管理債権 (貸付金)	債務者区分に基づいて 区分された債権(貸付金)
Ⅳ分類	Ⅲ分類	Ⅱ分類	Ⅰ分類			
引当率 100% 752	引当率 —	不動産 担保等 —	有価証券 担保等 —	破綻先 752	破綻先債権 752	破産更生債権及び これらに準ずる債権 761
引当率 100% 9	引当率 —	不動産 担保等 —	有価証券 担保等 —	実質破綻先 9	延滞債権	
引当率 100% 258	引当率 97.8% 1,021	不動産 担保等 462	有価証券 担保等 48	破綻懸念先 1,790	1,799	危険債権 1,790
		不動産担保等 または 無担保 1,035	有価証券 担保等 —	内訳 要注意先 1,450	3か月以上延滞債権 —	要管理債権 1,035
		不動産担保等 または 無担保 415	有価証券 担保等 —		うち 要管理先 1,035	
			有価証券・ 不動産担保等 または 無担保 16,469	正常先 16,469		正常債権 16,884

〈合計〉

Ⅳ分類	Ⅲ分類	Ⅱ分類	Ⅰ分類
1,019	1,021	1,912	16,517

合計	20,471
----	--------

合計	3,586
----	-------

合計	20,471
----	--------

(注)1. リスク管理債権は貸付金のみを対象としています。

- 「債務者区分に基づいて区分された債権」には、本来は貸付金以外の債権(未収利息、仮払金、貸付有価証券、支払承諾見返)を含みますが、上図では、他の分類との関係をわかりやすくするため、貸付金以外の債権を除き、貸付金のみを表示しています。
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先向け貸付金のうち無担保部分(Ⅲ分類・Ⅳ分類)については、個別の債権を精査した上で引き当てを行っており、その引当率は上図に示すとおりです。
- 要注意先、正常先向け貸付金については、担保等により保全された部分も含めた債権額全体に対して、過去の貸倒実績に基づく引き当てを行っており、その引当率は、要管理先10.31%、要管理先以外の要注意先10.31%、正常先0.81%となっています。
- 上図の計数は直接償却後の金額となっており、貸借対照表計上額と同額となっています。

支払備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
火 災		5,237	4,640	5,346
海 上		416	356	259
傷 害		4,112	4,564	4,158
自 動 車		26,560	26,654	27,793
自動車損害賠償責任		5,444	5,381	5,315
そ の 他		4,504	3,327	3,575
合 計		46,275	44,925	46,448

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会 計 年 度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成18年度	35,614	24,256	16,633	△5,275
平成19年度	37,267	23,909	17,628	△4,271
平成20年度	38,251	22,461	18,014	△2,224
平成21年度	37,849	21,402	19,242	△2,794

(注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3.当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

経理の状況

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	42,678			45,113			43,708			44,207		
	1年後	43,499	1.019	821	45,482	1.008	369	43,672	0.999	△36			
	2年後	43,849	1.008	350	45,983	1.011	501						
	3年後	44,887	1.024	1,038									
	4年後												
最終損害見積り額		44,887			45,983			43,672			44,207		
累計保険金		42,289			42,730			38,064			30,942		
支払備金		2,598			3,252			5,607			13,265		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	3,934			5,190			5,611			5,353		
	1年後	5,038	1.281	1,104	5,654	1.089	464	5,395	0.962	△215			
	2年後	5,087	1.010	49	5,720	1.012	66						
	3年後	5,113	1.005	26									
	4年後												
最終損害見積り額		5,113			5,720			5,395			5,353		
累計保険金		4,999			5,451			4,728			2,435		
支払備金		114			269			667			2,917		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	2,727			2,530			2,348			2,594		
	1年後	2,826	1.036	99	2,487	0.983	△43	2,521	1.074	173			
	2年後	2,831	1.002	6	2,526	1.016	39						
	3年後	2,867	1.013	36									
	4年後												
最終損害見積り額		2,867			2,526			2,521			2,594		
累計保険金		2,762			2,372			2,245			1,517		
支払備金		105			154			276			1,077		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当ありません。

5. 傷害保険は、平成19年度より統計的見積法を導入したことから、平成18年度の「最終損害見積り額」は、「累計保険金+支払備金」として記載しています。

責任準備金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
種 目				
火 災		137,346	137,914	136,104
海 上		2,819	2,763	2,597
傷 害		79,950	76,026	70,856
自 動 車		33,985	29,849	27,400
自動車損害賠償責任		51,471	49,208	45,447
そ の 他		23,495	23,749	23,650
合 計		329,070	319,512	306,056

責任準備金積立水準

区 分		平成20年度末	平成21年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計	
平成20年度末	火 災	89,914	27,998	—	19,985	16	137,914
	海 上	248	2,514	—	—	—	2,763
	傷 害	3,982	6,395	—	65,593	55	76,026
	自 動 車	23,100	6,086	—	662	—	29,849
	自動車損害賠償責任	49,208	—	—	—	—	49,208
	そ の 他	12,030	9,516	—	2,189	12	23,749
	合 計	178,485	52,511	—	88,431	83	319,512
平成21年度末	火 災	91,325	29,699	—	15,058	21	136,104
	海 上	98	2,499	—	—	—	2,597
	傷 害	3,874	5,761	—	61,150	70	70,856
	自 動 車	23,295	3,608	—	496	—	27,400
	自動車損害賠償責任	45,447	—	—	—	—	45,447
	そ の 他	11,694	9,884	—	2,059	12	23,650
	合 計	175,735	51,451	—	78,765	104	306,056

経理の状況

引当金明細表

平成20年度

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末 残 高	平成20年度 増 加 額	平成20年度減少額		平成20年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	256	441	—	256*	441	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	1,604	3,011	376	1,227*	3,011	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
計	1,861	3,452	376	1,484	3,452		
賞 与 引 当 金	706	533	706	—	533		
役員退職慰労引当金	327	17	—	345*	—	※制度廃止による取崩額	
価 格 変 動 準 備 金	4,108	—	3,835	—	272		

平成21年度

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末 残 高	平成21年度 増 加 額	平成21年度減少額		平成21年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	441	365	—	441*	365	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	3,011	2,352	858	2,153*	2,352	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
計	3,452	2,718	858	2,594	2,718		
賞 与 引 当 金	533	454	533	—	454		
価 格 変 動 準 備 金	272	233	—	—	506		

(注)退職給付引当金に関する事項はP.73に記載しています。

貸付金償却の額

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付金償却額	—	—	824

資本金等明細表

純資産の変動については、「P.78、79株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等	719	120	699	635	91	4,620	794	60	415
株 式	5,459	348	1,974	2,104	202	3,359	5,205	53	300
外 国 証 券	266	907	1,056	369	1,502	4,997	705	349	359
合 計	6,445	1,376	3,731	3,109	1,797	12,977	6,705	463	1,075

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券等を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物	1,146	113	141	82	1,361	84
その他の有形固定資産	2	64	2	46	0	61
小 計	1,148	177	144	128	1,362	146
無形固定資産	—	1	—	7	—	0
合 計	1,148	179	144	135	1,362	147

事業費

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人 件 費	20,572	20,502	19,895
物 件 費	13,477	13,222	13,586
税 金	1,665	1,652	1,600
拠 出 金	0	0	0
負 担 金	86	85	85
諸手数料及び集金費	24,716	24,580	24,444
合 計	60,518	60,045	59,614

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規程に基づく保険契約者保護機構負担金です。

経理の状況

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

平成20年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成20年度償却額	償却累計額	平成20年度末残高	償却累計率
建 物	31,604	766	18,012	13,591	57.0%
営業用	28,769	707	16,226	12,543	56.4%
賃貸用	2,834	58	1,786	1,048	63.0%
リース資産	66	0	0	65	1.4%
その他の有形固定資産	5,596	596	3,987	1,609	71.3%
合 計	37,267	1,363	22,001	15,265	

平成21年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成21年度償却額	償却累計額	平成21年度末残高	償却累計率
建 物	31,495	742	18,512	12,982	58.78%
営業用	27,561	651	16,079	11,481	58.34%
賃貸用	3,934	90	2,432	1,501	61.84%
リース資産	66	11	11	54	18.05%
その他の有形固定資産	5,584	609	4,213	1,371	75.44%
合 計	37,146	1,362	22,737	14,408	

(注) 1.取得原価は、減損評価損控除後としています。

2.社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。

3.平成20年度は、賃貸割合の低い建物についてはすべて営業用を含めて表示していましたが、平成21年度より、賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

	平成21年度
リース資産の内容	有形固定資産 保険事業における機械装置(封入封緘機)
リース資産の減価償却の方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引) (単位:百万円)

区 分	年 度	平成20年度	平成21年度
取得価額相当額		62	13
減価償却累計額相当額		59	12
年度末残高相当額		3	1
未経過リース料年度末残高相当額			
1年内		2	1
1年超		1	—
合計		3	1
支払リース料		6	2
減価償却費相当額		6	2

- (注) 1. 取得価額相当額は、支払利子込み法により算定しています。
 2. 未経過リース料年度末残高相当額は、支払利子込み法により算定しています。
 3. 減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しています。
 4. リース資産に配分された減損損失はありません。

(オペレーティング・リース取引)

該当ありません。

経理の状況

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

平成20年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加する発生損害額=既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ● 経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	548百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 617百万円

平成21年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加する発生損害額=既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ● 経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	1,089百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 56百万円

(注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

金融商品関係

①金融商品の状況に関する事項

当社では、保険料として収受した金銭やその他の資金の運用を行っています。運用する資産は、主として積立保険や長期火災保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に大きく分けて取り組みを行っています。

負債対応資産については、将来の保険金や満期返れい金を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、ALM(資産・負債総合管理)を行っています。当社ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値-保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金支払に備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券・株式等幅広い投資対象への分散投資を行っています。保有する資産に係るリスクの軽減や収益獲得にあたっては、一定のリスクの範囲内においてデリバティブ取引も活用しています。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、取引部門から独立したリスク管理部門で、定量・定性の両面から、個別的、総合的なリスク管理を行っています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のプレを抑えながら資産運用収益を安定的に拡大させて、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげていくことを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位：百万円)

	平成21年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	25,326	25,326	—
(2)有価証券			
其他有価証券	280,764	280,764	—
(3)貸付金	19,839		
貸倒引当金(*1)	△2,296		
	17,543	17,528	△14
資産計	323,634	323,619	△14
(4)デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(64)	(64)	—
デリバティブ取引計	(64)	(64)	—

(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(*2)其他資産および其他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

(注)1.金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)貸付金

貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としています。ただし、貸出先の信用状況が実行後に大きく悪化した先については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。

なお、貸付金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先については、担保および保証による回収見込額等に基づいて個別契約ごとに貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。

(4)デリバティブ取引

「P.106デリバティブ取引関係」をご参照ください。

経理の状況

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2)有価証券」および「(3)貸付金」には含まれていません。

非上場株式および非上場株式会社中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額4,750百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

約款貸付(貸借対照表計上額632百万円)については、保険契約に基づいた融資制度で、解約返れい金の範囲内で返済期限を定めずに行っており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注)3.金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	平成21年度			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 貯 金(*1)	6,844	—	—	—
有 価 証 券	23,194	69,043	51,792	84,341
その他有価証券のうち 満期があるもの				
国 債	1,600	6,700	13,517	63,600
地 方 債	0	724	2,306	—
社 債	11,450	42,171	30,436	18,700
外 国 証 券	10,107	18,005	5,344	2,041
そ の 他	37	1,443	186	—
貸 付 金(*2)	1,946	9,261	3,963	2,116
資 産 計	31,985	78,305	55,755	86,457

(*1)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

(*2)貸付金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない2,551百万円は含めていません。また、期間の定めのないものはありません。

(追加情報)

平成21年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しています。

有価証券関係

平成20年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

③子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

④その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		平成20年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	96,673	99,788	3,115
	株 式	25,030	36,172	11,142
	外国証券	10,383	10,724	340
	そ の 他	—	—	—
	小 計	132,086	146,686	14,599
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	42,416	41,277	△1,139
	株 式	16,897	15,136	△1,760
	外国証券	42,647	39,350	△3,296
	そ の 他	9,645	8,729	△915
	小 計	111,606	104,493	△7,112
合 計	243,693	251,179	7,486	

(注)「取得原価」欄には減損処理後の帳簿価額を記載しています。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成20年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	55,517	3,109	1,797

経理の状況

⑥時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

平成20年度末	
1. 満期保有目的の債券 該当ありません。	
2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式)	83百万円
3. その他有価証券	
株式(非上場の国内株式)	3,573百万円
外国証券	706百万円
その他	6,828百万円

(注)平成20年度の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(1,200百万円)ならびに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー(4,996百万円)をその他に含めています。

⑦保有目的の変更

該当ありません。

⑧その他有価証券のうち満期のあるものの償還予定額

(単位：百万円)

種 類	平成20年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	2,650	7,223	14,021	28,606
地 方 債	15	333	206	—
社 債	10,793	41,670	23,879	11,664
外 国 証 券	8,789	28,054	8,407	3,508
そ の 他	6,444	1,097	306	—
合 計	28,692	78,378	46,822	43,779

(注)平成20年度の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金ならびに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーをその他に含めています。

平成21年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成21年度末			
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	151,785	155,604	3,818
	株 式	26,978	40,627	13,648
	外国証券	18,237	19,392	1,155
	そ の 他	1,692	2,187	495
	小 計	198,693	217,811	19,117
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	40,975	40,375	△600
	株 式	3,583	3,186	△396
	外国証券	18,383	16,733	△1,649
	そ の 他	4,249	3,858	△391
	小 計	67,191	64,153	△3,038
合 計	265,885	281,964	16,079	

(注) 1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.平成21年度の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金をその他に含めています。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成21年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	24,634	493	60
株 式	16,490	4,908	53
外 国 証 券	18,504	705	349
そ の 他	1,761	301	—
合 計	61,390	6,408	463

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

平成21年度において、その他有価証券について1,075百万円の減損処理を行っています。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、原則として、時価が帳簿価額と比べて30%以上下落したものを対象としています。

経理の状況

金銭の信託関係

①運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引関係

平成20年度

①取引の状況に関する事項

1.取引の内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的

当社は、外貨建有価証券の投資に係る将来の為替変動によるリスクを軽減する目的で先物為替予約・通貨オプション取引を、また株式投資に係る将来の価格変動によるリスクを軽減する目的で、株式オプション取引を行っています。

当社では、取引の方針として、主として将来の金利・為替・価格の変動によるリスクを軽減するためにデリバティブ取引を活用することとし、投機を目的とした取引およびレバレッジ効果の高いハイリスクな取引は行わないこととしています。

上記のようなヘッジを目的とするデリバティブ取引以外に、一定のリスクの範囲内で運用収益を獲得するなどの目的で行う為替予約取引、通貨オプション取引、債券オプション取引、株式オプション取引があります。

2.取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスクおよび信用リスク等を内包しています。

市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格(為替・金利・株価等)の変動とボラティリティー(予想相場変動率)等の将来の変動によって損失を被る可能性です。

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性です。当社は、取引先について、資産規模・決算状況および格付等を吟味し慎重に選定しているため、信用リスクは極めて小さいものと判断しています。

なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しています。

3.取引に係るリスク管理態勢

当社のデリバティブ取引に係るリスク管理は、経営上多額な損失を被ることがないように、市場リスクにさらされている資産に対し、そのリスク軽減のため適切かつ効果的にデリバティブ取引が利用されているか、また、取引限度を超えた単独の取引が存在していないかなどの点検に重点を置いて行っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引担当セクションと業務管理セクションを分離し相互牽制を行うとともに、取引量に応じた決裁権限規程および資産運用規程等を定め、当該規程に基づき取引を行っています。デリバティブ取引の総量・リスク状況・含み損益の状況およびリスク軽減効果の状況については、定期的に、当社のリスク管理を担当しているリスク管理委員会および取締役会に報告しています。

②取引の時価等に関する事項

次の表における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体は、デリバティブ取引に係る市場リスクまたは信用リスクを表すものではありません。

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	平成20年度末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	4,507	—	△24	△24
	ユーロ	2,821	—	54	54
	買建				
	ユーロ	642	—	5	5
	豪ドル	689	—	△22	△22
	合計	8,660	—	13	13

(注)時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	平成20年度末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	株式オプション取引 買建				
	ブット	3,975 (264)	— (—)	0	△264
	合計	3,975	—	0	△264

(注)1.時価の算定方法

株式オプション取引…株式オプション契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

2.オプション取引については、契約額の下に()で契約時のオプション料を示しています。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

平成21年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	平成21年度末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,429	—	△39	△39
	ユーロ	1,722	—	△25	△25
	合計	3,151	—	△64	△64

(注)時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと平成22年6月7日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に処理していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを確認していること。

コーポレートデータ

沿革	110
株式の状況	111
会社の組織	113
役員の状況	114
従業員の状況	117
企業集団の状況	118
設備の状況	120

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
明治	
41年(1908年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
43年(1910年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
大正	
14年(1925年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
昭和	
17年(1942年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
18年(1943年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併して現在の日新火災海上保険株式会社と改称
24年(1949年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
27年(1952年) 10月	ロンドンのウイリス社に代理店を委嘱、マリンの再保険取引開始(ノンマリンは昭和34年4月開始)
32年(1957年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
41年(1966年) 6月	●地震保険の発売
45年(1970年) 4月	株式会社日新損害調査センター(現 日新火災損害調査株式会社)を設立
49年(1974年) 1月	中国人民保険公司及再保険取引開始
50年(1975年) 9月	ニューヨークのアトランティック・ミュージアム社と提携
51年(1976年) 9月	代理店特別研修生制度発足
53年(1978年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
55年(1980年) 9月	日新ビジネスサービス株式会社(現 日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社)を設立
57年(1982年) 6月	ロンドン駐在員事務所開設
58年(1983年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
62年(1987年) 7月	本店を東京都千代田区から港区に移転
63年(1988年) 10月	日新火災浦和センター(現 さいたまセンター)を開設
11月	日新情報システム開発株式会社を設立
12月	総合オンライン第1期システム(MELON)稼働
平成	
元年(1989年) 4月	国債窓口販売業務を開始
2年(1990年) 6月	資産運用管理システム(DREAM)稼働
7月	総合オンライン第2期システム稼働
3年(1991年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
4年(1992年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
6年(1994年) 7月	東京本社を東京都港区から千代田区に移転
8年(1996年) 7月	富国生命保険相互会社と業務提携
11月	第1回・第2回無担保転換社債(各100億円、合計200億円)発行

年 月	事 項
平成	
9年(1997年) 8月	●「はあべすと」(現 ジョイエ)シリーズの発売
10月	日新火災テレフォンサービスセンター開設
10年(1998年) 7月	創立90周年
12月	全社情報ネットワーク(Vネット)完成
11年(1999年) 1月	●総合自動車保険「VAP」の発売
10月	明治生命(現 明治安田生命)保険相互会社と業務提携
12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
12年(2000年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
13年(2001年) 3月	●自動車保険「無事故円満」の発売
4月	米国ミネソタ州セント・ポール社と業務提携
7月	●家計火災保険「生活安全総合保険(生活大臣)」の発売
7月	●「がん保険」の発売
15年(2003年) 3月	東京海上火災(現 東京海上日動火災)保険株式会社と業務提携・資本提携
4月	●住宅ローン利用者向け火災保険「すまいの保険・住自在(じゆうじざい)」の発売
7月	●家庭用自動車保険「HAP」の発売
16年(2004年) 3月	第1回無担保転換社債満期償還
10月	●賃貸入居者向け家財専用火災保険「L(エル)プランSuper」の発売
17年(2005年) 3月	●積立型医療保険「ジョイエ医療保険」の発売
18年(2006年) 3月	第2回無担保転換社債満期償還
5月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合に合意
9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)の完全子会社化(株式上場廃止)
11月	「自動車保険インターネット約款」サービス開始
19年(2007年) 4月	新中期経営計画の開始
6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
20年(2008年) 7月	創立100周年 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」への自己適合宣言
11月	●新総合自動車保険「VAP」の発売
21年(2009年) 11月	●「火災保険インターネット約款」サービス開始
22年(2010年) 1月	●家計火災保険「住宅安心保険」の発売
●賃貸入居者向け 家財専用火災保険「Lプラン Support」の発売	
3月	日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社解散

● は商品の発売

株式の状況

株主及び株式の状況

平成22年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は210,320千株です。なお、当社は、株式交換により平成18年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

第103期定時株主総会

第103期定時株主総会は、本年6月24日、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地東京本社において開催されました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項 平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
株主割当てによる募集株式の発行を取締役会の決議により行うことができる定めを新設しました。

第2号議案 取締役9名選任の件
本件は、原案どおり、宮島洋、竹野泰生、松原裕、釜中貞彦、花村吉昭、村島雅人、松井素行、篠原誠治、村本英治の9氏が選任され、就任しました。

第3号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり、八木利朗氏が選任され、就任しました。
なお、八木利朗氏は、社外監査役です。

株式の状況

大株主

(平成22年3月31日現在)

氏名又は名称	所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	210,320 ^{千株}	100.0 [%]
合計		210,320	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

発行済株式総数及び資本金の額の推移

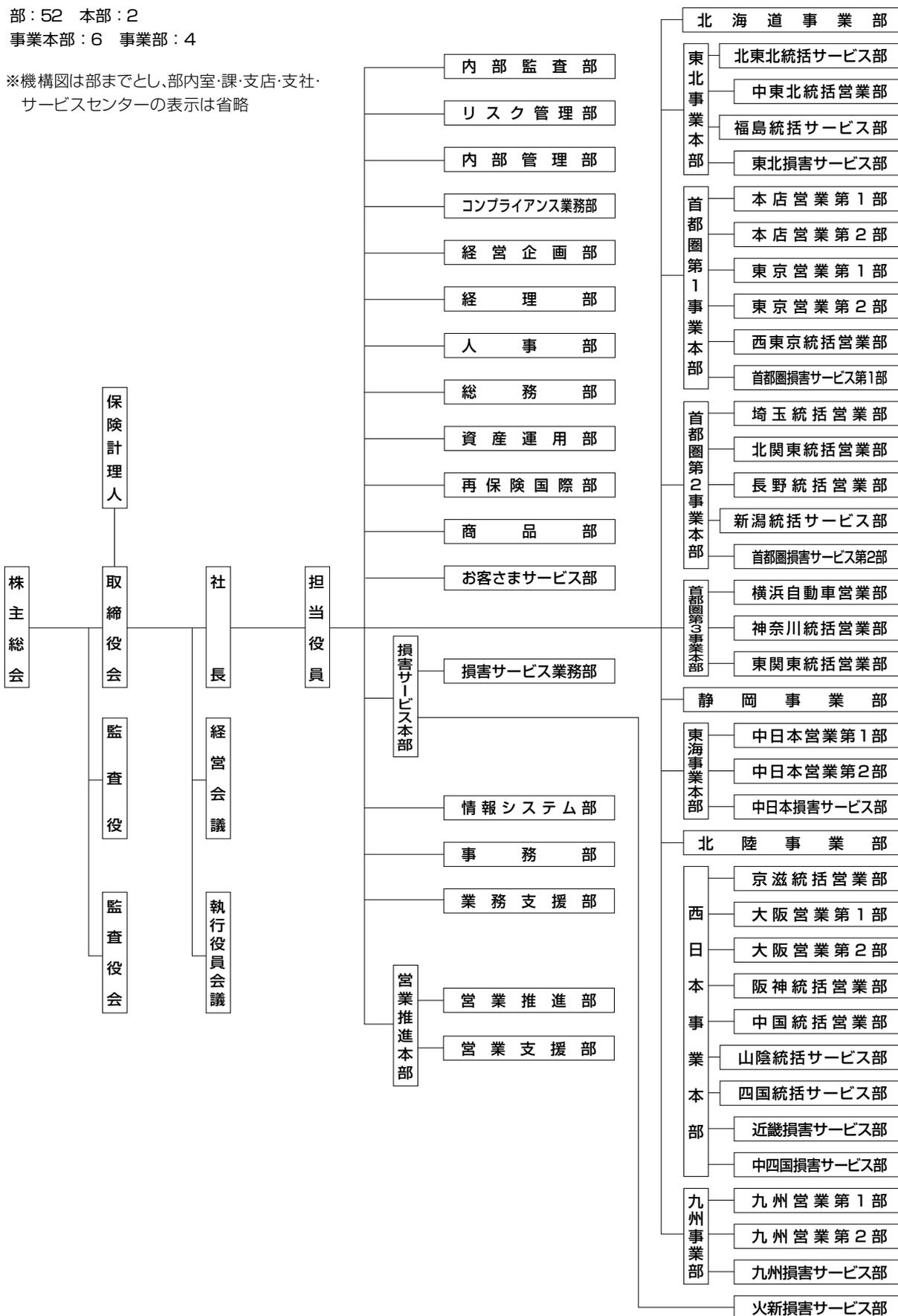
年月日	発行済株式総数		資本金の額		摘要
	増減数	残高	増減数	残高	
平成13年3月31日	△1,942 ^{千株}	194,805 ^{千株}	— ^{千円}	15,634,652 ^{千円}	利益による株式の消却 (平成12年4月1日～平成13年3月31日)
平成14年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)
平成17年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)
平成18年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
平成19年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
平成20年3月31日	—	210,320	—	20,389,640	
平成21年3月31日	—	210,320	—	20,389,640	
平成22年3月31日	—	210,320	—	20,389,640	

会社の組織

組織図(平成22年6月24日現在)

部：52 本部：2
事業本部：6 事業部：4

※機構図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

役員 の 状 況

取 締 役

(平成22年6月24日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
代表取締役社長	宮 島 洋 (昭和25年5月4日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 総合企画部長を経て、 平成12年6月 取締役総合企画部長 平成13年4月 取締役人事総務部長 同 年11月 取締役人事総務部長兼改革推進室長 平成14年4月 取締役人事部長兼改革推進室長 平成15年4月 常務取締役営業推進本部副本部長 同 年6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部副本部長 平成16年4月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進部長 平成17年4月 取締役社長(代表取締役)営業推進部長 平成18年6月 株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)取締役(現職) 平成19年4月 取締役社長(代表取締役) 平成21年6月 取締役社長(代表取締役)営業推進部長 平成22年6月 取締役社長(代表取締役)(現職)	
代表取締役	竹 野 泰 生 (昭和26年4月3日生)	昭和50年4月 当社入社 以後 本店営業第1部長を経て、 平成18年4月 執行役員東海事業本部長 平成20年4月 常務執行役員首都圏第1事業本部長 平成22年6月 取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部長兼首都圏第1事業本部長(現職)	営業推進部、 営業支援部、 首都圏事業本部室、 首都圏第1事業本部
取締役	松 原 裕 (昭和29年5月11日生)	昭和52年11月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成19年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役執行役員内部管理本部長兼経営企画部長 平成20年4月 取締役執行役員内部管理本部長 平成21年6月 取締役常務執行役員(現職)	内部監査部、 経理部、 人事部、 総務部、 (リスク管理部)
取締役	釜 中 貞 彦 (昭和30年6月13日生)	昭和53年7月 当社入社 以後 情報システム部長を経て、 平成19年4月 執行役員損害サービス業務部長 平成20年6月 取締役執行役員損害サービス本部長兼 損害サービス業務部長 平成21年4月 取締役執行役員損害サービス本部長 平成22年6月 取締役常務執行役員(現職)	リスク管理部、 内部管理部、 コンプライアンス業務部、 資産運用部、 北陸事業部
取締役	花 村 吉 昭 (昭和33年11月19日生)	昭和56年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成20年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成21年4月 取締役執行役員 同 年6月 取締役執行役員人事部長 平成22年4月 取締役執行役員 同 年6月 取締役常務執行役員損害サービス本部長(現職)	再保険国際部、 お客さまサービス部、 損害サービス業務部、 九州事業部、 火新損害サービス部
取締役	村 島 雅 人 (昭和35年3月21日生)	昭和57年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成20年6月 執行役員営業推進部長 平成21年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成22年6月 取締役常務執行役員経営企画部長(現職)	経営企画部、 情報システム部、 (内部監査部)
取締役	松 井 素 行 (昭和30年7月20日生)	昭和53年4月 当社入社 以後 代理店業務部長を経て、 平成20年4月 執行役員代理店業務部長 平成21年4月 執行役員営業推進本部副本部長 同 年6月 取締役執行役員営業推進本部副本部長 平成22年6月 取締役執行役員営業推進本部副本部長兼 首都圏第2事業本部長(現職)	首都圏第2事業本部
取締役	篠 原 誠 治 (昭和33年12月28日生)	昭和56年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成19年8月 東京海上日動火災保険株式会社関東業務支援部長 平成20年7月 同社関東業務支援部長 平成21年6月 当社取締役執行役員(現職)	商品部、 事務部、 業務支援部、 北海道事業部
取締役	村 本 英 治 (昭和33年10月15日生)	昭和56年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成18年7月 東京海上日動火災保険株式会社群馬支店長 平成22年6月 当社取締役執行役員営業推進本部副本部長(現職)	(営業推進部)、 (営業支援部)

(注) 1.平成18年6月28日以降、当社は会長・社長以外の役付取締役を廃止しました。

2.担当欄の()は副担当です。

監査役

(平成22年6月24日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
監査役 (常勤)	おが ちと ふじ お 岡本富士夫 (昭和24年7月21日生)	昭和47年4月 当社入社 以後 内部監査部専門部長を経て、 平成20年6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (常勤)	こん けん けん ぞう 近藤健三 (昭和25年10月13日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 総務部長を経て、 平成21年6月 監査役(常勤)(現職)
監査役	いけ だ のぼる 池田 登 (昭和18年7月11日生)	昭和42年4月 株式会社静岡銀行入行 平成9年6月 同行取締役名古屋駐在兼名古屋事務所長 平成11年4月 同行取締役西部カンパニー長補佐 同 年6月 同行常務取締役 平成13年6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社監査役(現職)
監査役	やまぎ せい ぶん 八木利朗 (昭和22年11月1日生)	昭和46年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成13年6月 同社取締役東京企業第一本部化学産業営業部長 同 年10月 同社取締役経営企画部長 平成14年6月 同社執行役員経営企画部長 平成15年6月 同社常務取締役 同 年6月 株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)取締役 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 平成17年6月 同社常務取締役経営企画部長 平成18年6月 同社常務取締役退任 同 年6月 株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)専務取締役 平成19年6月 同社取締役副社長 平成22年6月 当社監査役(現職)

(注)監査役 池田登および八木利朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

現
状

経
営
に
関
し
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

役員状況

執行役員

(平成22年6月24日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴	担当
社長	宮島 洋 みやしま ひろし	[取締役]の欄をご参照ください。	
専務執行役員	竹野 泰生 たけの やすお	[取締役]の欄をご参照ください。	
常務執行役員	稲垣 信夫 いながき のぶお (昭和28年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 以後 静岡事業部長を経て、 平成19年4月 執行役員静岡事業部長 平成20年4月 執行役員東海事業本部長 平成21年6月 常務執行役員東海事業本部長 平成22年6月 常務執行役員西日本事業本部長(現職)	西日本事業本部
常務執行役員	松原 裕 まつばら ゆう	[取締役]の欄をご参照ください。	
常務執行役員	釜中 貞彦 かまなか さだひこ	[取締役]の欄をご参照ください。	
常務執行役員	花村 吉昭 はなむら よしあき	[取締役]の欄をご参照ください。	
常務執行役員	村島 雅人 むらしま まさと	[取締役]の欄をご参照ください。	
執行役員	坂井 輝雄 さかい てるお (昭和31年2月15日生)	昭和53年4月 当社入社 以後 人事部長を経て、 平成19年4月 執行役員人事部長 平成20年4月 執行役員首都圏第3事業本部長 平成22年6月 執行役員東海事業本部長(現職)	東海事業本部
執行役員	松井 素行 まつい すとく	[取締役]の欄をご参照ください。	
執行役員	篠原 誠治 しのばら せいじ	[取締役]の欄をご参照ください。	
執行役員	横川 卓事 よこがわ たくし (昭和31年8月26日生)	昭和55年4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 平成21年6月 執行役員北海道事業部長 平成22年6月 執行役員首都圏第3事業本部長兼 神奈川統括営業部長(現職)	首都圏第3事業本部
執行役員	川上 活明 かわかみ かつあき (昭和31年9月8日生)	昭和56年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成21年6月 執行役員営業推進部長(現職)	
執行役員	夏迫 清治 なつせき きよはる (昭和34年4月9日生)	昭和57年4月 当社入社 以後 首都圏損害サービス第1部長を経て、 平成21年6月 執行役員首都圏損害サービス第1部長 平成22年4月 執行役員東北事業本部副本部長 同年6月 執行役員東北事業本部長(現職)	東北事業本部
執行役員	高橋 道郎 たかはし みちろう (昭和28年11月27日生)	昭和51年4月 当社入社 以後 神奈川統括営業部長を経て、 平成22年6月 執行役員静岡事業部長(現職)	静岡事業本部
執行役員	村本 英治 むらもと えいぢ	[取締役]の欄をご参照ください。	

従業員の状況

従業員数等

(平成22年3月31日現在)

区 分	全国型・広域型	地 域 型	嘱託職員・他
従 業 員 数	1,026名	1,301名	288名
	2,615名		
平 均 年 齢	41.3歳		
平 均 勤 務 年 数	11.5年		
平 均 年 間 給 与	5,634,199円		

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
3. 平成21年4月1日より、総合職・一般職等の区分を全国型・広域型・地域型へと変更しています。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合 計
平成18年度	25名	67名	92名
平成19年度	38名	58名	96名
平成20年度	28名	42名	70名
平成21年度	28名	32名	60名
平成22年度	19名	18名	37名

(注) 職種転換者および関連会社からの移籍者は除く

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、日本国内における地域に密着した営業活動を通じて人と人との和を大切に考える独自のビジネスモデルを実践することのできる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、「円滑な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を持つ」、「決定したことに対し、責任をもって最後まで執着して完遂させる粘り強さを持つ」人物像を求めています。

採用にあたっては、応募や入社試験の機会を等しく提供し、公平・公正な選考を行うとともに、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

採用選考過程において、応募者に対する基本的人権の尊重や就職の機会均等をすべての人に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。

社員育成体制

「お客さま本位の最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げ、その到達点を「お客さま本位における業界トップランナー」と明確に定めた当社は、その実現のためにあるべき社員像を、「『ありがとう』と言っていただけの人」という言葉で具体的に表しました。当社では、その社員像および社員像の具現化を目的に定めた8つの基本行動(チームワーク・挨拶・身だしなみ・コミュニケーション・行動・約束・感謝・仕事で学ぶ)を柱に、真の意味のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を、体系的なプログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。その後については、①階層別、②部門別、③職務別、④経験年数別、⑤年齢層別、⑥選択制、⑦OJT、⑧自己啓発、あるいは全社員共通等の各種研修メニューを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また当社では、業務知識の習得のみならず、時代の要請に応える意識の変革・醸成や、お客さまのニーズを敏感にとらえ的確に対応しうる幅広い知識と実践力を持つ、損害保険サービス業に従事するにふさわしい社員の育成に努めています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 他

企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社および当社の関係会社において営まれている主な事業の内容と、各関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

(1) 保険および保険関連事業

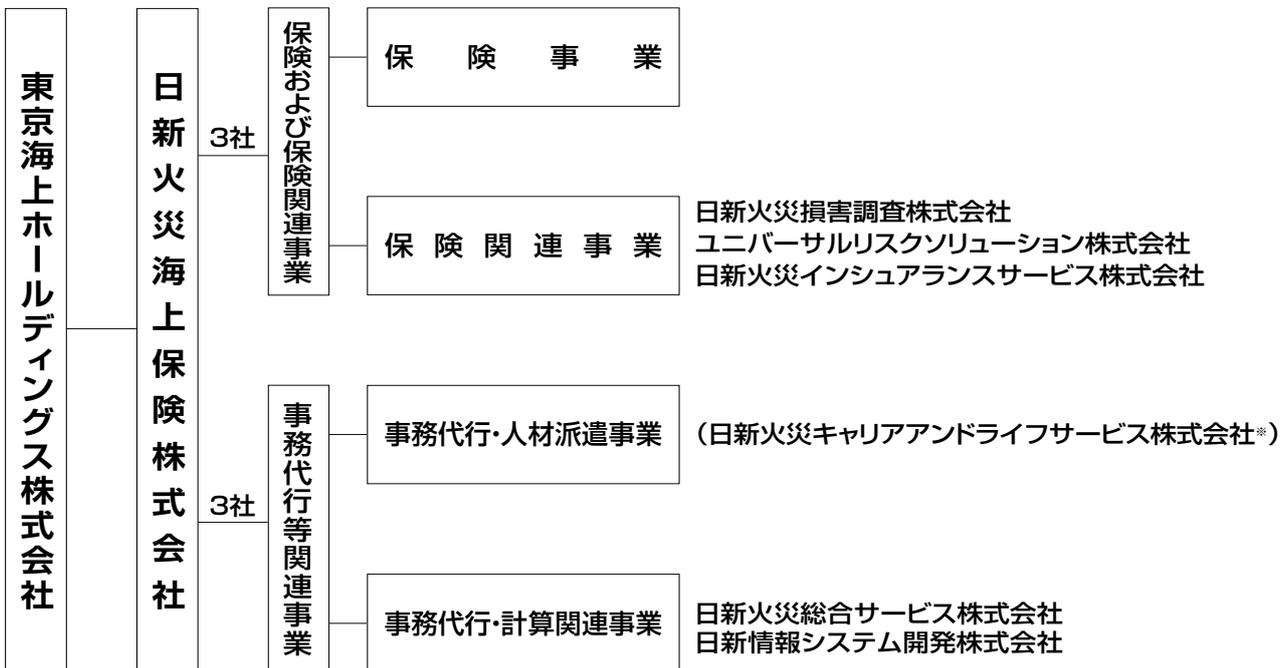
各種損害保険の元受・再保険の引受業務および保険金の支払業務等を営む部門で、関係会社はこのうち保険金支払に係る損害調査業務およびリスクコンサルタント業務ならびに保険販売代理業務等を行っています。

(2) 事務代行等関連事業

上記以外の各種業務を営む部門で、関係会社は物流関係のほか、各種事務代行業務を行っています。

[事業系統図]

(平成22年3月31日現在)



※日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社は平成22年3月31日に解散し、平成22年6月28日に清算終了しました。

子会社等

(平成22年3月31日現在)

会社名	設立年月日	資本金	当社の議決権の所有割合	当社子会社等の議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災インシュアランスサービス(株)	昭和32.7.24	百万円 20	10%	90%	東京都千代田区 神田駿河台2-5	保険代理業
日新火災損害調査(株)	45.4.1	20	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	自動車保険、その他 保険の損害調査業務
日新火災キャリアアンドライフサービス(株)	55.9.26	20	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	※
日新火災総合サービス(株)	58.2.1	10	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配業 務、不動産・付随設備保 守管理業務等
日新情報システム開発(株)	63.11.1	20	100	—	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、 ソフトウェア開発
ユニバーサルリスクソリューション(株)	平成12.4.11	10	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

※日新火災キャリアアンドライフサービス(株)は平成22年3月31日に解散し、平成22年6月28日に清算終了しました。

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業において、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は6億3千万円でした。

主要な設備の状況

(平成22年3月31日現在)

店名 (所在地)	所属 出先機関	帳簿価額(百万円)				従業員数
		土地(面積 m ²)	建物	動産	リース資産	
本店／東京本社※1 (東京都千代田区)	18 店	12,021(5,355)	5,175	189	—	775 人
さいたま本社※2 (さいたま市浦和区)	8	3,091(9,015)	1,729	400	54	262
長野統括営業部 (長野市)	3	87(836)	83	10	—	47
新潟統括サービス部 (新潟市中央区)	3	203(1,041)	57	11	—	49
神奈川統括営業部※3 (横浜市中区)	6	0(234)	287	38	—	116
北海道事業部 (札幌市中央区)	7	5(705)	203	42	—	89
東北事業本部 (仙台市青葉区)	22	1,064(2,670)	857	89	—	232
静岡事業部 (静岡市葵区)	4	4(170)	119	20	—	82
東海事業本部 (名古屋市中区)	11	554(2,334)	800	50	—	209
北陸事業部 (富山市)	4	65(1,026)	335	9	—	59
西日本事業本部 (大阪市北区)	32	373(1,683)	302	100	—	499
九州事業部 (福岡市博多区)	14	406(1,969)	201	41	—	196

※1 東京営業第1部、東京営業第2部、西東京統括営業部、東関東統括営業部を含む。

※2 埼玉統括営業部、北関東統括営業部を含む。

※3 横浜自動車営業部を含む。

(注) 1. 上記「店名」は、本部または独立統括営業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本部または統括営業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。海外駐在員事務所は本店の所属出先機関に含んでいます。

2. 上記は全て営業用設備です。

3. 上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (337)	403
武蔵野ビル (東京都武蔵野市)	119 (1,090)	255

4. 前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,536)	542

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失が利益を超える場合にその差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取消請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項について事実と異なることを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

再保険料

保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険料のことをいいます。

時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険などで、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の保険金請求権を、被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返れい金、契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」および、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼・全壊)や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

損害保険用語の解説

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目が出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくとする法則のことです。例えば、火災などの事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることとなります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険／一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といい、超える部分は無駄になります。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した場合等、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険等の補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせた長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のこと、その金額は、保険会社と保険契約者との事前の契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の対象

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります。)

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことで、なお、保険料分割払契約等特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン/ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険等が該当します。

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことで、保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。たとえば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する全ての保険を指す場合もあります。

店舗の一覧

東京本社 (本店)	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2211
ロンドン駐在員事務所	The Willis Building,51 Lime Street, London EC3M 7DQ, U.K.		

(平成22年6月24日現在)

営業店舗の一覧 (営業時間 9:00~17:00・土日祝除く)

北海道事業部	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1311
札幌第1支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1315
小樽支社	〒047-0032	北海道小樽市稲穂2-22-1(小樽経済センタービル5F)	(0134)27-3311
函館支社	〒040-0001	北海道函館市五稜郭町33-1(五稜郭フコク生命ビル8F)	(0138)54-8591
札幌第2支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル6F)	(011)241-1316
道南支社	〒053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-14(王子不動産第3ビル3F)	(0144)34-8191
旭川サービス支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9-1703-4	(0166)26-4431
北見支社	〒090-0022	北海道北見市北二条東1(大槻ビル2F)	(0157)24-6471
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-8251
帯広支社	〒080-0010	北海道帯広市大通南10-8(帯広フコク生命ビル6F)	(0155)22-8711
東北事業本部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3153
北東北統括サービス部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4330
盛岡支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4316
三陸事務所	〒026-0024	岩手県釜石市大町1-8-6(明治中央ビル2F)	(0193)24-3118
岩手南支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65-3821
大船渡営業所	〒022-0002	岩手県大船渡市大船渡町欠の下向1-123	(0192)25-0595
花巻支社	〒025-0312	岩手県花巻市二枚橋6-335-1(ユーズステーション花巻)	(0198)26-1771
青森支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-1461
むつ事務所	〒035-0072	青森県むつ市金谷1-4-6(アドバンスビル1F)	(0175)23-8621
弘前支社	〒036-8001	青森県弘前市代官町38(弘前代官町ビル8F)	(0172)36-1555
八戸支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)43-1567
秋田支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837-5255
大館事務所	〒017-0888	秋田県大館市水門前75-2	(0186)49-3568
大曲事務所	〒014-0027	秋田県大館市大曲通町8-26(正和ビル2F)	(0187)63-0680
中東北統括営業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3310
仙台支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)263-5465
仙台東支社	〒983-0012	宮城県仙台市宮城野区出花1-9-3(ヴェーポートオパタ1F)	(022)259-6280
古川支社	〒989-6115	宮城県大崎市古川駅東1-5-11(向山館2F)	(0229)24-1620
気仙沼事務所	〒988-0017	宮城県気仙沼市南町2-5-12	(0226)24-2004
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)622-4006
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234)23-5106
福島統括サービス部	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-3151
郡山支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-2266
白河支社	〒961-0975	福島県白河市立石山1-3(丸昌ビル2F)	(0248)22-6618
福島支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5(殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024)526-0205
いわき支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1(平セントラルビル7F)	(0246)22-1881
会津若松支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24-5661

首都圏第1事業本部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
本店営業第1部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5548
本店営業第2部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5550
東京営業第1部	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5115
東京中央支店	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5556
江東支店	〒130-0014	東京都墨田区亀沢4-5-4(ブルームビル1F)	(03)3625-2040
東京東支店	〒121-0816	東京都足立区梅島2-3-15(岩立ビル2F)	(03)3886-0111
東京営業第2部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
池袋支店	〒170-6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-4061
東京新都心支店	〒160-0023	東京都新宿区西新宿3-2-11(新宿三井ビルディング二号館9F)	(03)3343-3941
城南支店	〒144-0052	東京都大田区蒲田5-29-6(とみん蒲田ビル6F)	(03)3733-2251
西東京統括営業部	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)525-2821
立川支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)527-7771
三鷹支社	〒180-0006	東京都武蔵野市中町1-16-10(日本生命武蔵野ビル5F)	(0422)55-8177
山梨支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13	(055)228-1277
富士吉田支社	〒403-0004	山梨県富士吉田市下吉田50(山吉商店ビル2F)	(0555)22-5801
首都圏第2事業本部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉新都心支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2295
埼玉東支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)761-6181
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
埼玉西支店	〒350-1122	埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F)	(049)226-3411
北関東統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
群馬支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3	(027)224-3622
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945	(0276)45-4691
宇都宮支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24	(028)635-1571
黒磯事務所	〒329-3153	栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号)	(0287)65-0931
小山営業所	〒323-0807	栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F)	(0285)24-4094
長野統括営業部	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-8016
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-0232
上田支社	〒386-0018	長野県上田市常田2-20-26(常田ビル)	(0268)27-3240
松本支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3	(0263)33-3210
諏訪支社	〒392-0011	長野県諏訪市大手1-10-5(AZUSAビル201号)	(0266)57-6600
新潟統括サービス部	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0320
新潟支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6	(0258)32-2285
六日町支社	〒949-6600	新潟県南魚沼市六日町800-1(装宴ビル2F)	(025)773-3547
三条支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23	(0256)33-1045
首都圏第3事業本部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
横浜自動車営業部	〒221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2223
神奈川統括営業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5280
横浜支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5288
横浜中央支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5291
横須賀支社	〒238-0008	神奈川県横須賀市大滝町1-25-1(横須賀ベイビュービルディング5F)	(046)822-0974
川崎支店	〒210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-1-3(川崎フコク生命ビル2F)	(044)244-0171
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNLビル8F)	(0463)21-2176
小田原サービス支社	〒250-0011	神奈川県小田原市栄町1-6-1(小田原第一生命ビル6F)	(0465)23-0155
東関東統括営業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
水戸支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)221-9125
土浦サービス支社	〒300-0051	茨城県土浦市真鍋1-11-12(延増第1ビル4F)	(029)822-5748
下館サービス支社	〒308-0031	茨城県筑西市丙205-2(レジデンスミマス3F3-B)	(0296)25-0312
千葉支店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル2F)	(043)244-0521
木更津支社	〒292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-14(木更津東中央ビル5F)	(0438)23-2262
市川サービス支店	〒272-0023	千葉県市川市南八幡3-6-18(ミーナアサヒビル3F)	(047)376-3321
柏サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-7443

店舗の一覧

静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
静岡支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8861
藤枝支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前2-14-8(フルカワクリエイトビル2F)	(054)645-2200
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45 (アゴラ沼津6F)	(055)962-1311
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1 (シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
浜松支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527 (静岡不動産ビル4F)	(053)455-4311
東海事業本部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7676
中日本営業第1部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7196
知多営業所	〒475-0922	愛知県半田市昭和町1-35(半田名鉄南館ビル2F)	(0569)22-8267
三河支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1601
豊橋支店	〒440-0886	愛知県豊橋市東小田原町88	(0532)54-3188
愛知北支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-8400
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	(0586)72-0178
中日本営業第2部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7531
岐阜支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28	(058)264-7261
高山支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	(0577)32-1277
多治見支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)22-7268
中津川営業所	〒508-0037	岐阜県中津川市えびす町7-30(イシックス駅前通りビル3F)	(0573)65-0451
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2477
三重中央サービス支社	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-5185
北陸事業部	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-2533
金沢支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル)	(076)263-2150
七尾支社	〒926-0052	石川県七尾市山王町ノ部41-8	(0767)53-0878
福井サービス支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)21-0401
富山支店	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-3545
高岡サービス支店	〒933-0871	富山県高岡市駅南1-8-34(アラヤビル4F)	(0766)22-1824
西日本事業本部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3610
京滋統括営業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4591
京都支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4592
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773)22-6327
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077)522-4077
彦根支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749)22-1826
八日市支社	〒527-0022	滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F)	(0748)23-6378
大阪営業第1部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3600
大阪営業第2部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3607
難波支店	〒556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F)	(06)6647-7055
堺支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072)238-1985
和歌山支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31	(073)422-1131
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(0739)24-1621
新宮支社	〒647-0052	和歌山県新宮市橋本2-14-35	(0735)22-2353
大阪東支店	〒577-0056	大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F)	(06)4308-8570
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草葉ビル6F)	(0744)23-3650
阪神統括営業部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3801
北大阪支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F)	(072)623-6146
梅田支店	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3608
神戸支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078)242-4911
姫路サービス支店	〒670-0924	兵庫県姫路市紺屋町6	(079)288-5580
枚方支社	〒573-0022	大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F)	(072)805-5571
中国統括営業部	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シンヨービル6F)	(082)247-9261
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シンヨービル6F)	(082)247-9262
福山支店	〒720-0801	広島県福山市入船町2-8-3	(084)922-2129
山口支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル3F)	(0835)25-1711
周南営業所	〒745-0073	山口県周南市代々木通り2-3(代々木公園前ビル5F)	(0834)21-1204
岡山支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22	(086)225-0541
倉敷支社	〒710-0051	岡山県倉敷市幸町1-40(倉敷ナカヨシビルII 2F)	(086)424-5556

山陰統括サービス部	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-2627
松江支店	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3525
出雲支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853)23-6699
浜田事務所	〒697-0024	島根県浜田市黒川町4196(岡本ビル2F)	(0855)23-1090
鳥取支店	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)23-4651
四国統括サービス部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0026
高松支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0030
松山支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5306
徳島支店	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3711
高知支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビル9F)	(088)823-4488
四万十支社	〒787-0033	高知県四万十市中村大橋通7-8-3	(0880)34-6010
九州事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
九州営業第1部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
福岡第1支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8161
福岡第2支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8165
沖縄事務所	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地2-12-21(電波堂ビル3F)	(098)863-3235
大牟田サービス支社	〒836-0844	福岡県大牟田市浄真町6-1	(0944)55-1311
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942)35-2819
佐賀サービス支社	〒840-0833	佐賀県佐賀市中の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0952)22-4711
北九州支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923-1581
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535-2143
九州営業第2部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
熊本支店	〒860-0844	熊本県熊本市水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7211
八代支社	〒866-0843	熊本県八代市花園町17-11(森ビル2F)	(0965)35-5270
阿蘇事務所	〒869-2301	熊本県阿蘇市内牧620-3	(0967)32-3242
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254-1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3833
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25	(095)825-4131
諫早支社	〒854-0026	長崎県諫早市東本町5-17(土橋ビル4F)	(0957)21-4855
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3171

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

店舗の一覧

(平成22年6月24日現在)

損害サービス店舗の一覧 (営業時間9:00~17:00・土日祝除く)

北海道事業部			
北海道損害サービス課	〒060-0063	北海道札幌市中央区南3条西3丁目12-1(札幌トークビル2F)	(011)241-1313
札幌サービスセンター	〒060-0063	北海道札幌市中央区南3条西3丁目12-1(札幌トークビル2F)	(011)241-1313
旭川サービス支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9丁目1703-4	(0166)26-4431
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-8251
北東北統括サービス部			
盛岡支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4316
岩手南支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65-3821
青森支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-1461
八戸支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)43-1567
秋田支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837-5255
中東北統括営業部			
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)622-4006
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234)23-5106
福島統括サービス部			
郡山支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-2266
福島支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5(殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024)526-0205
いわき支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1(平セントラルビル7F)	(0246)22-1881
会津若松支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24-5661
東北損害サービス部			
損害サービス課	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番7号	(022)227-3620
仙台サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番7号	(022)227-2133
首都圏損害サービス第1部			
損害サービス課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5639
水戸サービスセンター	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)224-0823
東京第1サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5560
東京第2サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5668
神奈川サービスセンター	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5295
横須賀サービスコーナー	〒238-0008	神奈川県横須賀市大滝町1-25-1(横須賀ベイビュービルディング5F)	(046)822-0576
横浜サービスセンター	〒221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2521
千葉サービスセンター	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル3F)	(043)244-3130
立川サービスセンター	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)524-0711
山梨サービスセンター	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13	(055)228-1218
埼玉統括営業部			
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
北関東統括営業部			
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945	(0276)45-4691
長野統括営業部			
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-0232
新潟統括サービス部			
新潟支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番8号(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6	(0258)32-2285
三条支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23	(0256)33-1045
首都圏損害サービス第2部			
損害サービス課	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2249
松本サービスセンター	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3	(0263)33-9700
自賠責損害サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2577
安心サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1539
宇都宮サービスセンター	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24	(028)635-1183
群馬サービスセンター	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3	(027)224-5021
埼玉新都心サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1834
埼玉西サービスセンター	〒350-1122	埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F)	(049)226-3413

神奈川統括営業部			
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル8F)	(0463)21-2176
小田原サービス支店	〒250-0011	神奈川県小田原市栄町1-6-1(小田原第一生命ビル6F)	(0465)23-0155
東関東統括営業部			
土浦サービス支社	〒300-0051	茨城県土浦市真鍋1-11-12(延増第1ビル4F)	(029)822-5748
下館サービス支社	〒308-0031	茨城県筑西市丙205-2レジデンスミマス3F3-B	(0296)25-0312
市川サービス支店	〒272-0023	千葉県市川市南八幡3-6-18(ミーナアサヒビル3F)	(047)376-3321
柏サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-7443
静岡事業部			
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	(055)962-1311
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
中日本営業第1部			
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18松降ビル2F	(0586)72-0178
中日本営業第2部			
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2477
三重中央サービス支社	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-5185
中日本損害サービス部			
損害サービス課	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-9292
名古屋サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-9226
多治見サービスセンター	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)25-8661
愛知北サービスセンター	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-6911
三河サービスセンター	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1576
豊橋サービスセンター	〒440-0886	愛知県豊橋市東小田原町88	(0532)56-4744
岐阜サービスセンター	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28番地	(058)264-8231
富山サービスセンター	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-3557
金沢サービスセンター	〒920-0981	石川県金沢市片町1丁目3番27号(日新火災金沢ビル)	(076)263-2180
静岡サービスセンター	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8896
浜松サービスセンター	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4395
北陸事業部			
福井サービス支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)21-0401
高岡サービス支店	〒933-0871	富山県高岡市駅南1丁目8番34号(アラヤビル4F)	(0766)22-1824
京滋統括営業部			
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773)22-6327
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077)522-4077
大阪営業第2部			
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル3F)	(0739)24-1671
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草葉ビル6F)	(0744)23-3650
阪神統括営業部			
姫路サービス支店	〒670-0924	兵庫県姫路市紺屋町6	(079)288-5580
中国統括営業部			
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9262
山陰統括サービス部			
松江支店	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3525
出雲支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853)23-6699
鳥取支店	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)23-4651
四国統括サービス部			
高松支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0030
松山支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5306
徳島支店	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1丁目7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3711
高知支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビル9F)	(088)823-4488

店舗の一覧

近畿損害サービス部

損害サービス課	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル5F)	(06)6343-3628
神戸サービスセンター	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078)242-4930
京都サービスセンター	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル8F)	(075)211-4594
彦根サービスセンター	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749)23-1960
大阪サービスセンター	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル5F)	(06)6343-3639
大阪東サービスセンター	〒577-0056	大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F)	(06)4308-8580
北大阪サービスセンター	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F)	(072)625-3071
堺サービスセンター	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072)222-3873
和歌山サービスセンター	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31	(073)422-1134

中四国損害サービス部

損害サービス課	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9265
福山サービスセンター	〒720-0801	広島県福山市入船町2-8-3	(084)923-4108
山口サービスセンター	〒745-0073	山口県周南市代々木通り2-3(代々木公園前ビル5F)	(0834)21-1585
岡山サービスセンター	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22	(086)224-7976

九州営業第1部

大牟田サービス支社	〒836-0844	福岡県大牟田市浄真町6-1	(0944)55-1311
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942)35-2819
佐賀サービス支社	〒840-0833	佐賀県佐賀市中の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0952)22-4711
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535-2143

九州営業第2部

鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254-1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3833
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25	(095)825-4131
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3171

九州損害サービス部

損害サービス課	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8135
北九州サービスセンター	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923-1591
熊本サービスセンター	〒860-0844	熊本県熊本市水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7115
福岡サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8164

火新損害サービス部

損害サービス課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5557
北海道火新サービスセンター	〒060-0063	北海道札幌市中央区南3条西3丁目12-1(札幌トークビル3F)	(011)241-1314
東北火新サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番7号	(022)227-2135
首都圏傷害サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5559
医療保険サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5647
首都圏火新サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5558
東海火新サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-9225
近畿火新サービスセンター	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル5F)	(06)6343-3634
中四国火新サービスセンター	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9272
九州火新サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8136

海上保険部門

商品部新種グループ運送保険チーム	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	(03)5282-5532
------------------	-----------	--------------------	---------------

テレホンサービスセンター (24時間365日受付)

0120-25-7474

店舗ネットワーク

海外ネットワーク

(平成22年6月24日現在)



国内営業店舗および損害サービス拠点数

支店	92	営業所	5	損害サービス拠点	95
支社	37	事務所	9		





 **日新火災海上保険株式会社**

テレフォンサービスセンター : 0120-25-7474
<http://www.nisshinfire.co.jp>

TOKIO MARINE
Quality: 東京海上グループ